

第2期 茅ヶ崎市地域福祉計画

平成22年度～平成26年度

私たちは、市民一人ひとりを尊重し
心豊かに暮らせるまちをつくります



平成22年3月

茅ヶ崎市

はじめに

我が国では、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、地域の連帯感が希薄化し、孤立、虐待、ひきこもりなどの新たな社会的問題が生じています。また、かつて、当たり前としてあった「向こう三軒両隣」といわれるような近所同士の助け合い、支え合いが少なくなるなど、地域社会の変容が見られます。



このような社会状況のなか、本市では、平成17年3月に「第1期茅ヶ崎市地域福祉計画」を策定し、「地区ボランティアセンター」の整備や地域福祉に関わる人材育成などの地域福祉の基盤整備、「地域福祉活動交流会」をはじめとする地域福祉の理念の普及啓発など、様々な施策を実施し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

この間の地域社会を取り巻く環境の変化に対応するため、平成22年度から5年間で重点的に取り組むべき事項を再構築するとともに、平成23年度からスタートする次期総合計画及び関連計画との整合性を図りながら、さらなる地域福祉の推進につながるよう「第2期茅ヶ崎市地域福祉計画」を策定いたしました。

第2期計画では、「3つの基本目標」に「福祉への理解と関心が広がり、生活課題の発見・支援体制が整い、住民活動につながっていく」というストーリーを描き、そのストーリーを実践するための「8つの基本施策」を推進する過程において、地域と行政、関係機関との連携による新たな支え合いの仕組みを構築し、生きがいとやりがいのある地域づくりを目指してまいります。

本計画の施策の推進には、地域住民のみなさま、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員をはじめとする関係団体、各種福祉事業所などの関係機関、茅ヶ崎市社会福祉協議会と行政が協働して各種施策に取り組むことが大切です。今後ともみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、地区懇談会やアンケート調査、パブリックコメントに多くの市民のみなさまからご意見をお寄せいただきました。また、茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員の方々には、熱心にご議論いただきました。ご協力いただいたすべてのみなさまに心から感謝申し上げます。

平成22年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4
5 地域福祉を進めるうえでの圏域のとらえ方	5
第2章 計画の体系	6
第3章 基本理念	8
第4章 基本目標	9
第5章 施策の展開	10
基本目標1 福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち	
(1) 必要な情報を必要な人に届けます	10
(2) 福祉への理解と関心を広げます	13
(3) 連携による支え合い・助け合いの地域をつくります	15
基本目標2 福祉を担う人材を育て、つながりのある支援ができるまち	
(1) 地域福祉に関わる人材を育成します	22
(2) 多様化・複合化する相談に対応します	27
(3) 生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげてい きます	32
基本目標3 気軽に社会参加できる環境を整え、地域の中から交流が広がるまち	
(1) 安心して外出し、社会参加できる環境をつくります	35
(2) 気軽に集い、活動できる場と機会を提供します	37
第6章 重点プロジェクト（コーディネーター配置事業）	42
1 コーディネーター配置事業の概要	42
2 モデル事業の実施時期と検証	46
3 コーディネーター配置事業の将来像	47
第7章 計画指標	49
第8章 計画を推進するために	50
1 計画の推進体制	50
2 地域住民・関係機関等との連携	51
資料編	53

コ ラ ム 目 次

- 地域でつくる安心のまちづくり
～災害時要援護者支援制度を契機として～・・・・・・・・・・ 19
- コーディネーター（「けん引役」及び「専門員」）の基本的な考え方・・・ 25
- 見守りなどから課題を発見し、新たなサービスにつなげていく仕組み・・・ 34
- 地区ボランティアセンターの可能性・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域の住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いの仕組みをつくっていくことです。地域福祉計画は、住民のだれもが抱く「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」という願いをかなえるために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組み等を示すものです。

平成12年に改正された社会福祉法には、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、同法第107条において、次のとおり市町村地域福祉計画に盛り込むべき3つの地域福祉の推進に関する事項が規定されました。

- ①福祉サービスの適切な利用の推進
- ②社会福祉事業の健全な発達
- ③住民参加の促進

市町村地域福祉計画は、当該規定に基づき策定する法定任意の行政計画です。

茅ヶ崎市では、平成17年3月に茅ヶ崎市地域福祉計画（第1期計画）を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

(2) 第1期計画から第2期計画へ

第1期計画は平成17年度から5年間を計画期間とし、当初は策定から3年目を目途に見直しを行うこととしていましたが、「地区レベルで地域福祉を推進する」という地域福祉の前提となる考え方の浸透にはなお時間を要することや、第1期計画が具体的な数値目標を定めた性格の計画ではなく、計画内容も大きな見直しを必要とする部分がなかったことから、計画期間途中の見直しは行わず、引き続き施策の推進に努めました。

この間、計画推進のための事業として「地域福祉フォーラム（平成17年度）」や「地域福祉活動交流会（平成18～20年度）」、そして茅ヶ崎市内全地区での「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会（平成20年度）」を開催し、個別・具体的な地域福祉の取り組みについて多くの市民や関係者の参加のもとで意見交換を行ったほか、アンケート調査を実施しました。こうして集められた意見に加え、計画の進行管理を担う地域福祉計画推進委員会の意見や茅ヶ崎市社会福祉協議会との連携の中から得られた情報等を集約した結果、地域福祉に関わる人材の育成、地域における相談のあり方、公的な福祉制度のはざらへの対応等の重点的に取り組むべき施策等が改めて見えてきました。

第1期の計画期間が平成21年度をもって終了することから、これまでの取り

組みの成果と課題を振り返り、また、社会情勢の変化や茅ヶ崎市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう計画の施策体系を組み直し、第2期計画を策定することとしました。

なお、第1期計画で示した基本理念は、短期間で到達できるものではなく、現時点においても目指すべき将来像として変わらないことから、第2期計画においても踏襲することとしました。

国が平成20年3月にまとめた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、地域における「新たな支え合い（共助）」を確立するという地域福祉の役割と地域福祉を推進するための具体的な条件整備等を示しています。

計画策定にあたっては、こうした国等の動向も踏まえ、地域福祉を取り巻く新たな課題への対応を検討しました。

今後も高齢化や核家族化が進行し、また、障害のある方の地域生活への移行が進む中で、自力で問題解決することが困難になり、地域から孤立してしまう住民が増えることが考えられます。

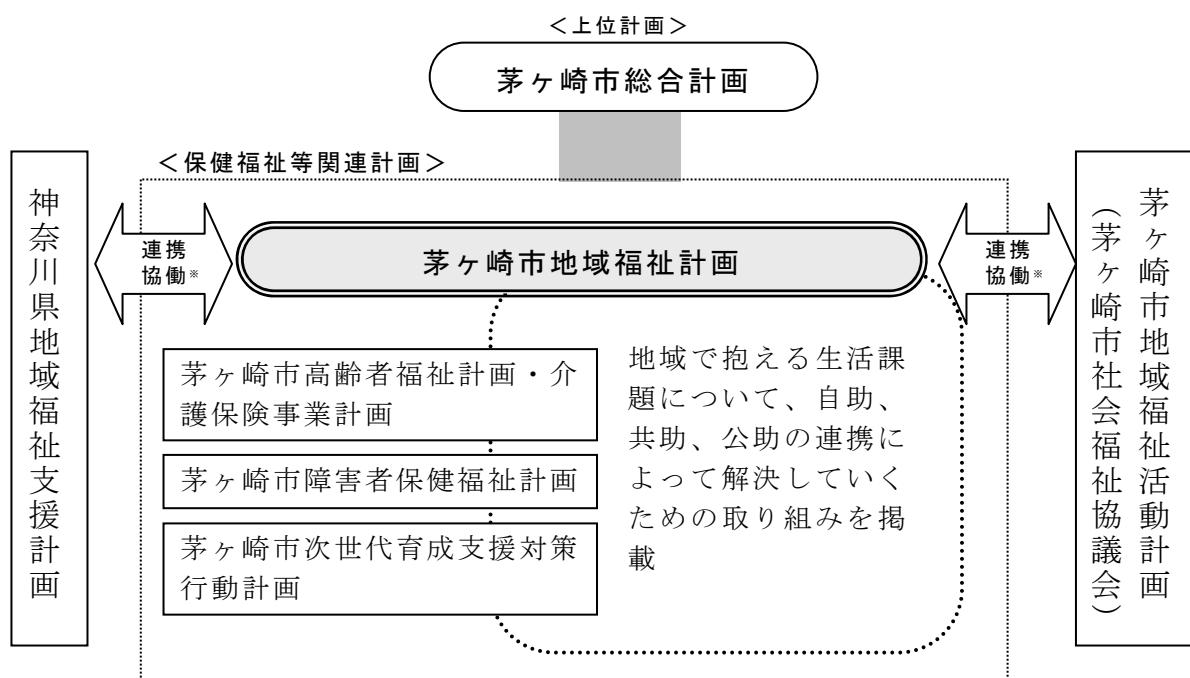
本計画は、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという思いから発せられる住民一人ひとりの声を拾い上げ、地域、行政及び専門機関との連携による新たな支え合いの仕組みのもと、だれもが地域から孤立することなく、生きがいを持ち、自立・自己実現のできる地域づくりを目指します。

2 計画の位置づけ

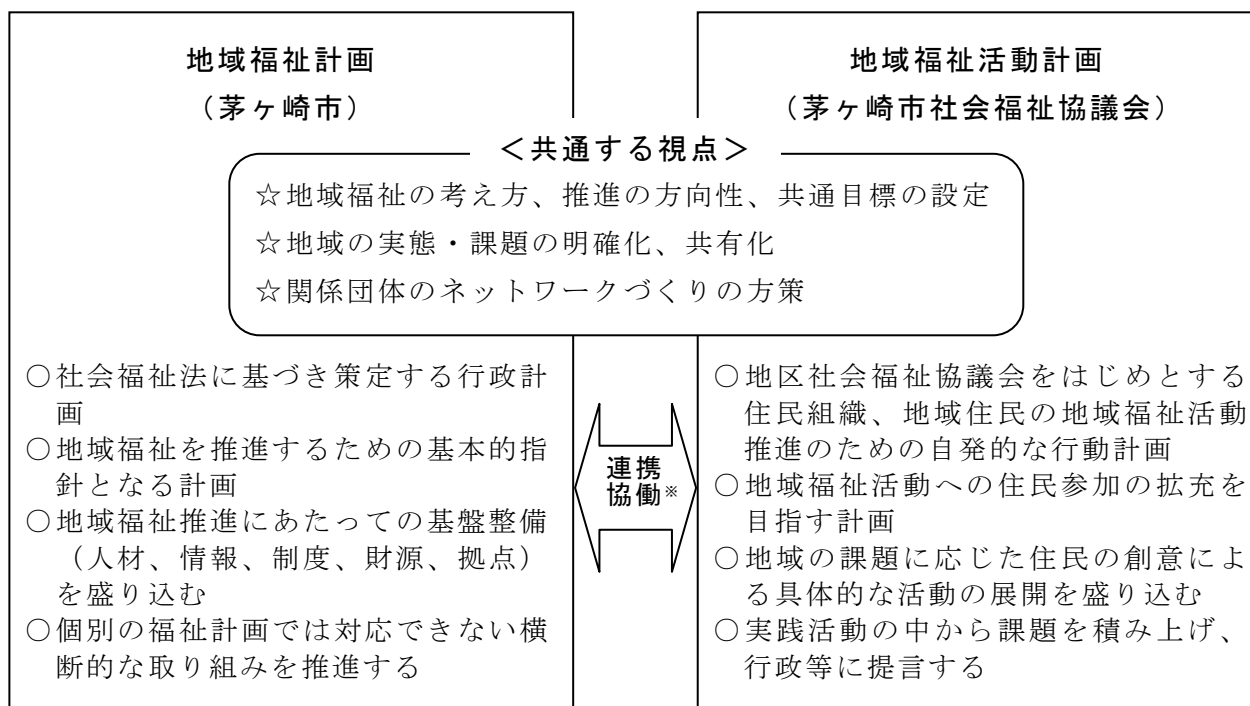
本計画は、茅ヶ崎市の上位計画である茅ヶ崎市総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者保健福祉計画、次世代育成支援対策行動計画等の関連計画との整合を図り、茅ヶ崎市に関わるすべての人を対象として、地域課題を解決していくための取り組み等を示した計画です。その地域課題という性格から保健・医療、教育、建築、道路、防災、情報推進等の様々な分野と連携を図った計画としました。

また、茅ヶ崎市が策定する「地域福祉計画」と茅ヶ崎市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の両計画は、車の両輪の関係にあるため、整合を図りながら策定しました。

◆地域福祉計画の位置づけ



◆地域福祉計画（茅ヶ崎市）と地域福祉活動計画（茅ヶ崎市社会福祉協議会）の関係



3 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、今後策定される関連計画と整合が取れなくなった場合、社会情勢の変化等により計画が実情に合わなくなった場合は、必要に応じて見直しを行います。

◆計画期間

計画の名称	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
茅ヶ崎市総合計画	茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（平成13年度～22年度）						総合計画（平成23年度～32年度）			
茅ヶ崎市地域福祉計画	第1期計画（平成17年度～21年度）					第2期計画（平成22年度～26年度）				
茅ヶ崎市地域福祉活動計画 （茅ヶ崎市社会福祉協議会）	第2次 計画	第3次計画（平成18年度～22年度）					第4次計画（平成23年度～			
茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介 護保険事業計画	第2期 計画	第3期計画 （平成18年度～20年度）			第4期計画 （平成21年度～23年度）		第5期計画 （平成24年度～26年度）			
茅ヶ崎市障害者保健福祉計 画		計画（平成18年度～23年度）					計画（平成24年度～29年度）			
		障害福祉計画 第1期計画 （平成18年度～20年度）			障害福祉計画 第2期計画 （平成21年度～23年度）		障害福祉計画 第3期計画 （平成24年度～26年度）			
茅ヶ崎市次世代育成支援対 策行動計画	前期計画（平成17年度～21年度）					後期計画（平成22年度～26年度）				

4 計画の策定体制

地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進調整会議を開催し、多角的な意見を集約するとともに施策の調整を行いながら策定しました。

地域福祉計画推進委員会は、公募の市民、学識経験者、社会福祉協議会、自治会連絡協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市内の福祉施設、医師会、地域包括支援センター、ボランティア団体等の代表者15人以内で組織する審議会です。

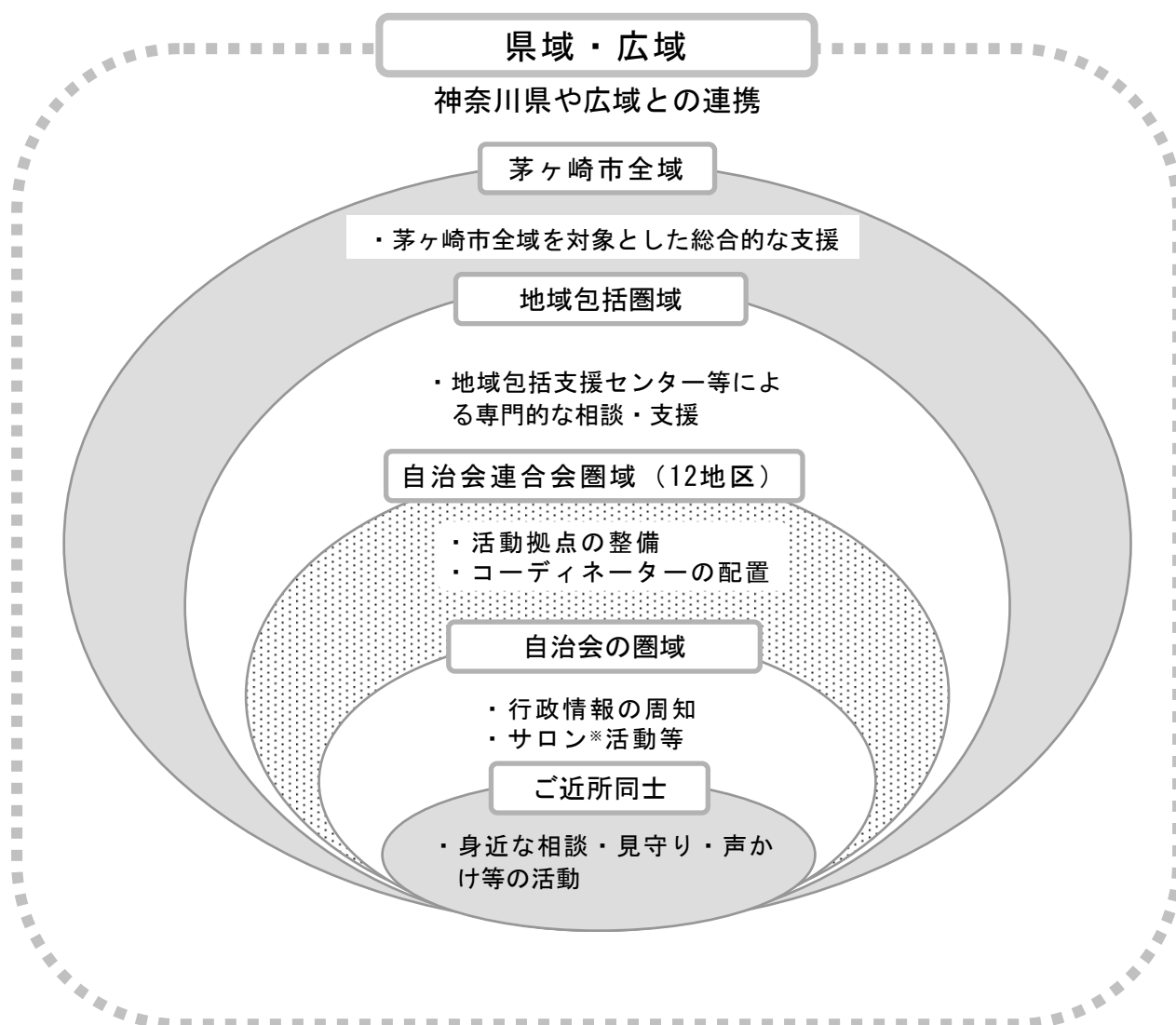
地域福祉計画推進調整会議は、地域福祉計画の基本施策を推進する庁内組織を横断的に調整する会議です。

5 地域福祉を進めるうえでの圏域のとらえ方

地域で生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要になることから、地域福祉活動は自ずとそのような課題が見えるような小さな圏域を単位として行われることになります。そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の開発につなげていきます。

本計画では、以下のように地域福祉を進めるうえでの重層的な圏域のとらえ方を示し、圏域ごとの機能を明確にすることで、それぞれの特性を活かした活動を展開していきます。また、異なる圏域間の生活課題を拾い上げる仕組みづくりを目指します。

◆圏域のとらえ方



第2章 計画の体系

計画の体系は以下のとおりです。

基本理念

私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくります。

3つの基本目標

基本目標 1

福祉への理解と関心を広め、
みんなで支え合えるまち

基本目標 2

福祉を担う人材を育て、
つながりのある支援ができるまち

基本目標 3

気軽に社会参加できる環境を整え、
地域の中から交流が広がるまち

8つの基本施策

該当ページ

知る

(1) 必要な情報を必要な人に届けます

P10

わかりあう

(2) 福祉への理解と関心を広げます

P13

支えあう

(3) 連携による支え合い・助け合いの地域をつくり
ます

P15

育ち・支える

(1) 地域福祉に関わる人材を育成します★

P22

聴き・つなぐ

(2) 多様化・複合化する相談に対応します★

P27

見つけ・つなぐ

(3) 生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サー
ビスにつなげていきます★

P32

参加する

(1) 安心して外出し、社会参加できる環境をつくり
ます

P35

集い・伝えあう

(2) 気軽に集い、活動できる場と機会を提供します

P37

★印は、重点施策

第3章 基本理念

『私たちは、市民一人ひとりを尊重し、
心豊かに暮らせるまちをつくります。』

本計画の基本理念は、市民のだれもが年齢、性別、障害の有無、社会的・経済的地位等に関わりなく、個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指すという茅ヶ崎市の地域福祉の基本的な考え方を示したものです。

＜理念に込めた思い＞

『私たち』とは、

市民、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体・NPO※、福祉関係施設、民間企業、行政等、すべての人や団体を含み、それぞれの役割を果たしつつ、お互いが協力して地域福祉を推進していきます。

大切にしたいキーワード：市民参加、協働※、連携、ネットワーク

『市民一人ひとりを尊重』とは、

市民一人ひとりが、かけがえのない人間としての尊厳を保ち、だれもが、自分らしくいきいきと生活できることを基本に、多様な価値観を認め合う社会をつくります。第1期計画の基本理念にあった「人間らしく」という表現の意味は、ここに含まれると考え、割愛しました。

大切にしたいキーワード：人権の尊重、自立、自己実現、男女共同参画、
ノーマライゼーション※

『心豊かに暮らせるまち』とは、

支え合い、助け合う心と心が通うまち、そして、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいて整備されただれにとっても暮らしやすいまちづくりを進め、一人ひとりが心豊かに暮らせる社会を形成します。

大切にしたいキーワード：支え合い、ユニバーサルデザイン※のまちづくり

第4章 基本目標

基本理念『私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくりま
す』を実現するために、次の3つの基本目標を、計画期間に目指すべきまちの姿とし
て位置づけ、これに基づき8つの基本施策を展開していきます。

＜3つの基本目標～目指すべきまちの姿～＞

基本目標1

福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち

福祉についての情報を分かりやすく伝え、福祉活動に接する機会を確保・充実す
ることで、福祉への理解と関心を広めます。

地域住民一人ひとりの“気づき”を大切にし、地域の中で互いに支え合い、助け
合えるまちを目指します。

基本目標2

福祉を担う人材を育て、つながりのある支援ができるまち

地域福祉を担う多様な人材を育成することで、生活課題や制度のはざ間の課題を
見過ごすことなく、必要なサービスにつなぐことのできる支援体制が整ったまちを
目指します。

基本目標3

気軽に社会参加できる環境を整え、地域の中から交流が広がる まち

福祉のまちづくりを進め、身近な地域における活動や交流機会を増やすことで、
だれもが気軽に社会参加できるまちを目指します。

また、相談や情報発信・共有のできる地域福祉活動拠点を整備することで、地域
住民同士が身近な地域で、きめ細やかに支援し合えるまちを目指します。

第5章 施策の展開

基本目標 1 福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち

知る

(1) 必要な情報を必要な人に届けます

■現状と課題■

広報紙やパンフレット、公式ホームページ等を通じて福祉に関する情報を発信しています。特に、広報紙に地区の地域福祉に関する取り組みを掲載したときの反響が大きかったことから、今後も、広報媒体として影響力のある広報紙を効果的に活用し、定期的に地区の取り組みを掲載する等の対応が広く地域福祉活動の周知につながると考えられます。また、茅ヶ崎市の広報番組を放送するCATVやFM放送等、関係機関を通じた情報発信も市内外に情報が広まる等の効果が見られたため、今後も、積極的に活用していくことが求められます。

情報提供にあたっては、だれもが必要な情報を平等に入手できるというユニバーサルデザイン*の発想に立つことが大切です。茅ヶ崎市では、視覚障害者向けの「点字・声の広報」の発行のほか、公式ホームページにおいては、視力の弱い方や色の識別が困難な人、日本語を読むことが困難な人がホームページを快適に閲覧するために、文字の拡大や音声での読み上げ等ができる機能を導入しています。公式ホームページは、知りたい情報になかなかとりつかない、統一感がない等、いくつかの問題が指摘されているため、さらなる改善が必要となります。

また、茅ヶ崎市では、市政に関する情報を幅広く公開して市民との協働*による開かれた市政の推進に努めていますが、今後も、情報提供に関する市民の意向を把握しながら、提供方法を充実させていくことが求められます。

情報共有については、各地区の取り組みについて、茅ヶ崎市と茅ヶ崎市社会福祉協議会が連携を密にし、頻繁に情報交換・意見交換を行っています。今後は、市民が各地区の情報を知ることができるよう、前述のとおり、茅ヶ崎市や茅ヶ崎市社会福祉協議会の広報に定期的に地区の取り組みを掲載する等の工夫が必要となります。



施策の方向性

情報の提供・発信・共有のあり方を工夫し、福祉に関する必要な情報が必要な人の手元に届くようにします。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①情報の提供・発信

福祉に関する情報や各種イベント等地域情報等を幅広く収集し、様々な媒体を活用して市民に提供します。また、単なる情報の羅列ではなく、市民が必要とする情報に的確につながるよう、情報の分かりやすさ、探しやすさに配慮します。

なお、情報提供・発信にあたっては、だれもが必要な情報を、その人に合った形で入手できるユニバーサルデザイン※の発想に立って提供していきます。

- ・ 広報紙、パンフレット等による分かりやすい情報提供
- ・ だれも見やすく使いやすい公式ホームページの充実
- ・ 茅ヶ崎市の広報番組を放送するCATVやFM放送等、関係機関を通じた情報発信
- ・ だれにとっても分かりやすいユニバーサルデザイン※による情報発信

②情報の共有化

福祉に関する情報や地域特有の情報を地域住民が共有するため、地域福祉活動拠点等を中心に情報の共有を図る仕組みづくりを支援します。

また、各地域の取り組みを広く市民が知ることができるよう、広報紙等を活用して紹介します。

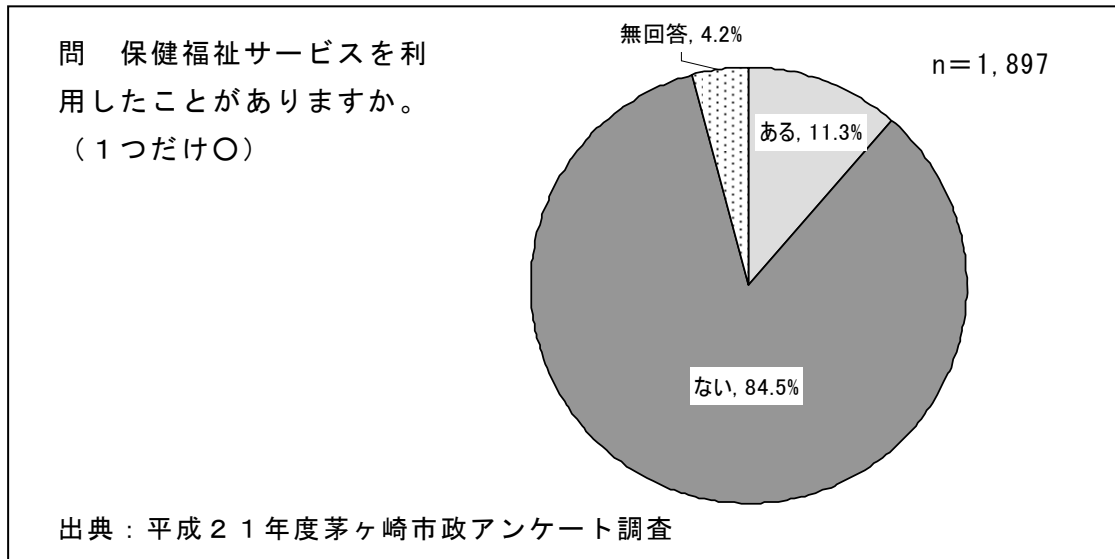
- ・ 集まりの場等での情報提供（自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動等）

地域の取り組み（例）

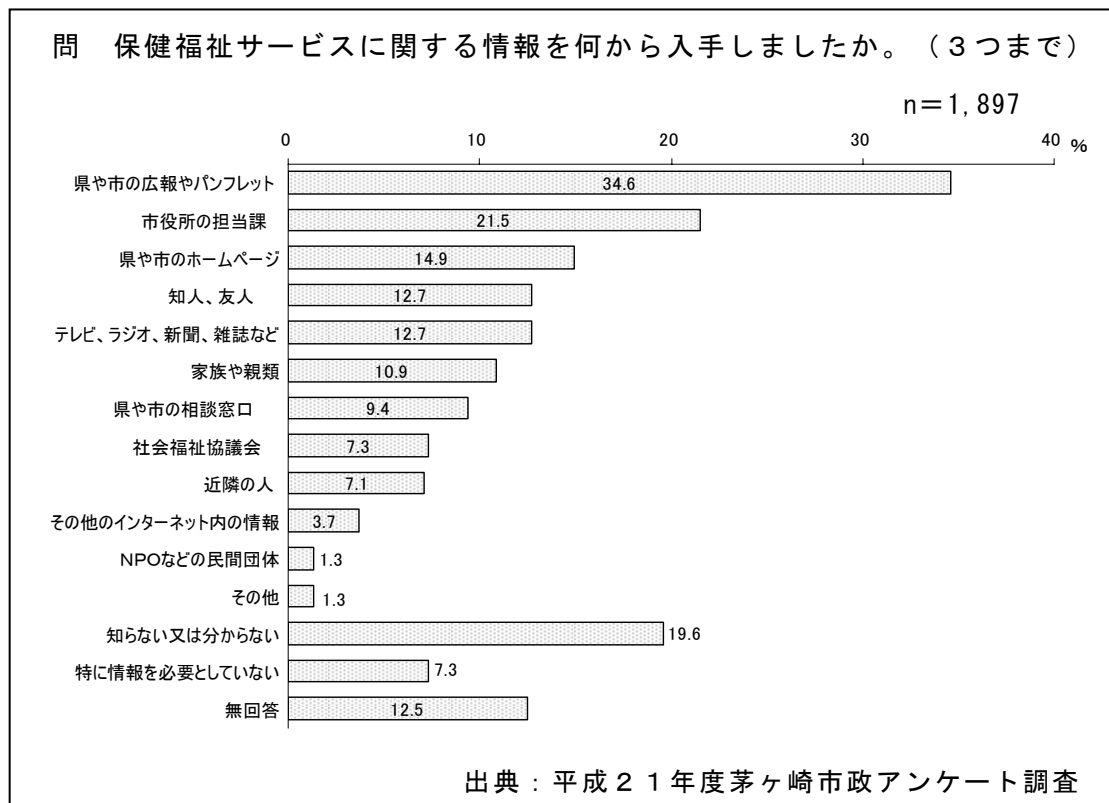
- ・ 口コミ等により情報を共有します。
- ・ 各種団体や事業者は、積極的に地域へ情報発信します。
- ・ 福祉サービス事業者の郵送物等を利用して利用者への情報提供をします。
- ・ スーパーや銀行等にイベントポスター、ボランティア募集チラシ等を置かせてもらう福祉の応援団（協力団体）を創ります。
- ・ ミニデイ※・サロン※等の集会でイベント、地区ボランティアセンターのビラ配り活動等を行います。

<参考：市政アンケート結果>

保健福祉サービスの利用の有無については、利用が「ある」11.3%、「ない」84.5%となっています。



保健福祉サービスに関する情報の入手先を尋ねたところ、「県や市の広報やパンフレット」34.6%、「市役所の担当課」21.5%、「県や市のホームページ」14.9%、「知人、友人」12.7%、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌など」12.7%、「家族や親類」10.9%等の回答がありました。



(2) 福祉への理解と関心を広げます

■現状と課題■

●啓発活動

福祉への理解を深めていくための啓発活動として、出前講座、講演会・交流会の開催等を実施しています。

出前講座については、生涯学習課の「市民まなび講座」に登録し、市民からの要請に応じて講座を開催しています。地域福祉の講座の実績は、年1～2回程度と少ないため、地区懇談会の活用等、周知の方法を多角的に検討する必要があります。

交流を通じた啓発としては、茅ヶ崎市内の地域福祉活動の紹介等を行う、「地域福祉フォーラム」（平成17年度）、「地域福祉活動交流会」（平成18年度～20年度）等を開催しました。参加者が年々増加する等、地域福祉への理解促進に成果が見られる一方で、参加者の固定化が課題となっています。そのため、今まで福祉に関心のなかった人、関心はあるものの“きっかけ”がなく参加していない人等の参加を促す取り組みが必要となります。

●福祉教育

福祉意識を広げていくためには、子どもから福祉への関わりを持ち、理解を広めていくことが長期的に見て大変重要となります。

各学校において、総合的な学習の時間等を活用し、福祉に関する体験学習等を実施しています。

また、効果的な福祉教育プログラムを提供するために、平成20年度に茅ヶ崎市社会福祉協議会が中心となって「福祉教育プログラム検討委員会」を開催し、学校教員、ボランティア、障害のある当事者等が意見交換をする中で、学習プログラムを作成しました。今後は、学校におけるプログラムの活用を働きかけるとともに、地域にも福祉教育の場を広げていくことが大切となります。



施策の方向性

多くの人が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう、意識啓発や福祉への理解を広めていきます。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①啓発活動の充実

福祉への理解を深めていくために、パンフレット等による情報提供や研修会、講演会等の啓発活動を充実します。

また、福祉への理解は、日ごろからの交流、支え合い等、直接ふれあい、関わりあう体験を通して広がっていくため、交流機会を充実します。

- ・ 地域に出向いた講座の実施
- ・ 地域福祉の啓発事業の定期的な開催
- ・ 障害のある当事者や当事者団体と交流する機会の確保
- ・ 地域住民の関心が高い事業の場を活用した啓発（バイタルチェック※、健康相談等）

②福祉教育の充実

子どもから大人まで、様々な年齢層の人が、福祉への理解を深め、地域福祉活動にも積極的に参加できるよう、関係機関が連携を図り、福祉教育を充実します。

- ・ 対象者別、テーマ別等の様々な学習機会の提供
- ・ 福祉教育プログラムの周知

地域の取り組み（例）

- ・ 福祉講座等に積極的に参加します。
- ・ 各種活動の機会をとらえて意識啓発します。
- ・ 福祉的な支援が必要な人との直接的な関わりを持ち体験します。（事業所等へのボランティア参加）
- ・ 障害のある当事者との協働※によって地域行事等のプログラムを作っていきます。

(3) 連携による支え合い・助け合いの地域をつくります

■現状と課題■

●地域社会の変容

地域福祉の必要性が叫ばれる背景には、社会的孤立の問題があります。少子高齢化がもたらす世帯規模の縮小や近隣との関わりをわずらわしく思う風潮は、地域からの孤立を生み出します。介護の問題、子育ての問題、教育の問題等、複雑な事情を抱えている方がその悩みに混乱し、相談する相手もなく地域から孤立してしまうと、時には虐待等の痛ましい事件につながってしまうこともあります。そのような状態の時に、誰かが声をかけてくれる、訪ねてきてくれる、地区の催しに誘ってくれる、こうした関わりが地域で必要になっています。

●支え合い・助け合い活動

地区社会福祉協議会や地区ボランティアセンターを中心に、地域の中で支え合い、助け合いの活動が展開されています。また、NPO*等の地域を超えた目的型の活動組織も増えており、団体ごとに特徴のある活動が展開されています。

今後は、自治会、地区社会福祉協議会等地縁型組織とNPO*等の目的型の組織との連携も視野に入れながら、地域における支え合い・助け合いの活動を支援していく必要があります。

また、地域を取り巻く生活課題は、災害時要援護者対策、高齢者・子育て世代等の孤立予防、虐待予防、防犯、高齢者等の消費者被害対策、交通安全対策等、従来の福祉の枠を超えていることから、支援する茅ヶ崎市の内部でも横の連携を密にしていく必要があります。茅ヶ崎市では、高齢福祉介護課、障害福祉課、防災対策課の連携により災害時要援護者支援制度にかかる取り組みを進めています。全国的には、個人情報に関する過剰な反応から同様の制度の活用には消極的な意見も見受けられますが、茅ヶ崎市では、災害時要援護者支援制度により、支え合い、助け合いの意識醸成が進み、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員のネットワークづくりにつながっている地域もあることから、制度のさらなる周知と地域の特性に合わせた制度の活用が求められます。

●地区内の連携

平成20年度に12地区において実施した「地区懇談会」は、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等の関係者が改めて地域福祉の取り組みを確認し、議論する場になる等、地区内のネットワークづくりにも大きな効果がありました。懇談会形式の会合はネットワーク構築に非常に有効であるため、

今後も積極的に展開していくことが求められます。

なお、懇談会については、あくまで地域住民が主役であるため、各地区主催の懇談会に、茅ヶ崎市や茅ヶ崎市社会福祉協議会が参加し、情報提供、意見交換を行う形が望ましいと考えられます。地区懇談会の開催も含め、茅ヶ崎市と茅ヶ崎市社会福祉協議会の連携による地区の支援方策を今後検討していく必要があります。

●関係機関・組織の連携

現在、茅ヶ崎市内には、数多くのボランティア団体やNPO*等が活動を展開しています。これは、自治会、地区社会福祉協議会等、地縁による活動を基本としながらも地域を超えて助け合うボランティア活動や同じ目的を持つ人々が集まり、課題解決にあたる市民活動団体の裾野が広がってきたと言えます。

また、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療機関との連携も不可欠です。例えば、認知症の方やその家族への支援には医療機関の専門的な情報と相まって地域住民の適切な理解が必要になります。

今後は、それぞれの組織の強みを活かすために、「福祉」という領域にとらわれず、組織間の連携、交流等により、地域課題への対応の幅を広げていくことも大切になります。



施策の方向性

日ごろの見守り・声かけ活動や、ちょっとした手助け等、地域の中で支え合い、助け合いのある環境をつくります。

また、地域や関係機関・団体のネットワーク化により、高齢者・子育て世代等の孤立予防、虐待予防、防犯、高齢者等の消費者被害対策、交通安全対策、防災対策、災害時要援護者支援対策等、安心して生活できる環境をつくります。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①支え合い・助け合い活動の支援

身近な地域での支え合い・助け合い活動を、地域住民が主体的に推進できるよう支援します。

また、地縁型組織、目的型組織等様々な活動団体が連携を図ることで、活動の幅を広げ、効果的な支援ができるように支援します。特に、地区懇談会は地区内のネットワークを形成するのに有効な手段であるため、引き続き、開催を支援します。

- ・ご近所同士や単位自治会等、小地域での地域福祉活動への支援

- ・ 地域での情報交換の機会の充実
- ・ 地縁型組織と目的型組織の連携支援
- ・ 医療機関と連携した地域のネットワークづくりの支援（認知症サポーター養成講座における医療機関の情報提供）

②地域における防犯、交通安全対策や防災活動の支援

日ごろからの防犯、交通安全や防災への取り組みが、いざという時に大きな力を発揮するため、地域ぐるみの活動を支援します。また、支援に配慮を必要とする災害時要援護者への対応を強化します。

- ・ 地域の防犯・交通安全・防災対策
- ・ 災害時要援護者支援対策

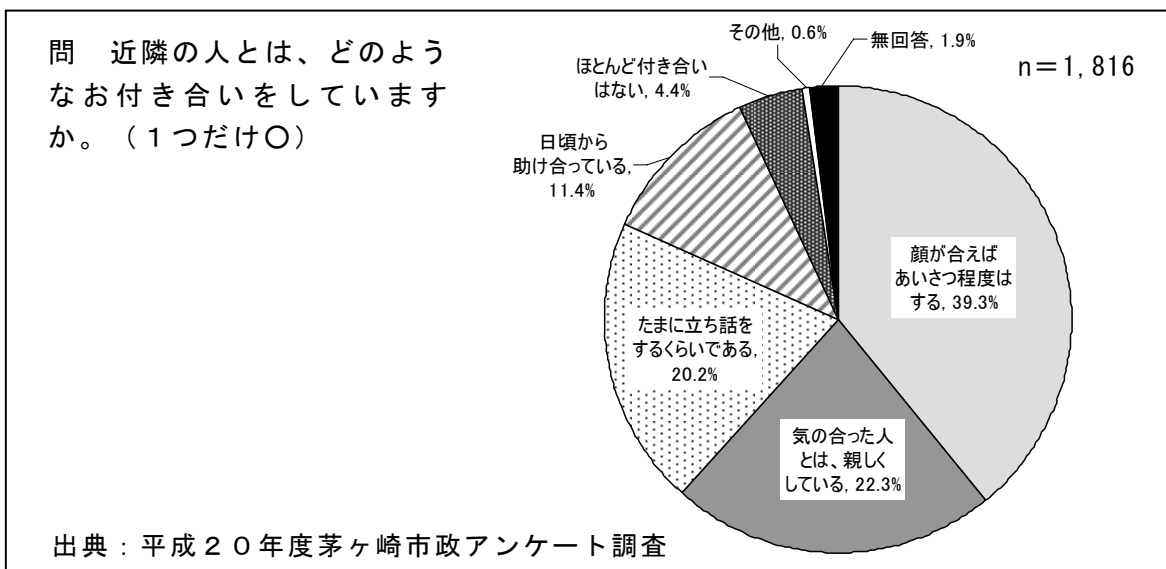
地域の取り組み（例）

- ・ 空いている時間等を使い見守り活動に参加します。
- ・ 地域でのお互いの活動の連携を意識します。
- ・ 支え合い・助け合いの意識を高めるために、近隣の関係においてお互いを知り地域を知ることから始めます。また、挨拶や声かけをしあう関係づくりから始めます。
- ・ 災害時の要援護者対策として、防災訓練に積極的に参加します。
- ・ 地域での見守り、防犯パトロールを実施します。

<参考：市政アンケート結果>

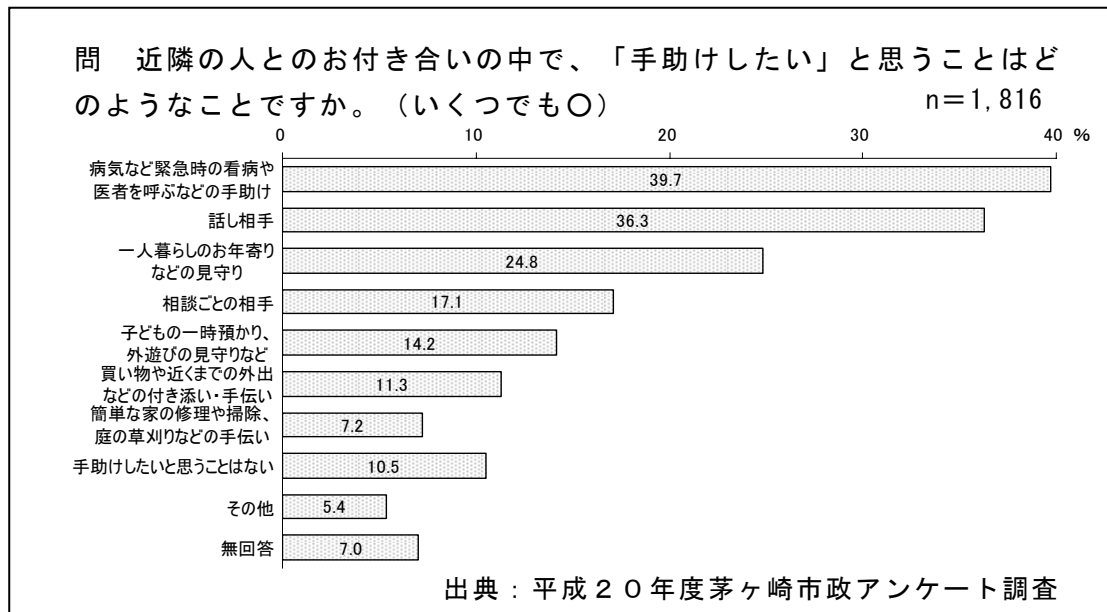
近隣の人との付き合いについて尋ねたところ、「顔が合えばあいさつ程度はする」が39.3%で最も高く、次いで、「気の合った人とは、親しくしている」が22.3%、「たまに立ち話をするくらいである」20.2%となっています。

「日頃から助け合っている」が11.4%の回答がある一方で、「ほとんど付き合いはない」も4.4%見られました。

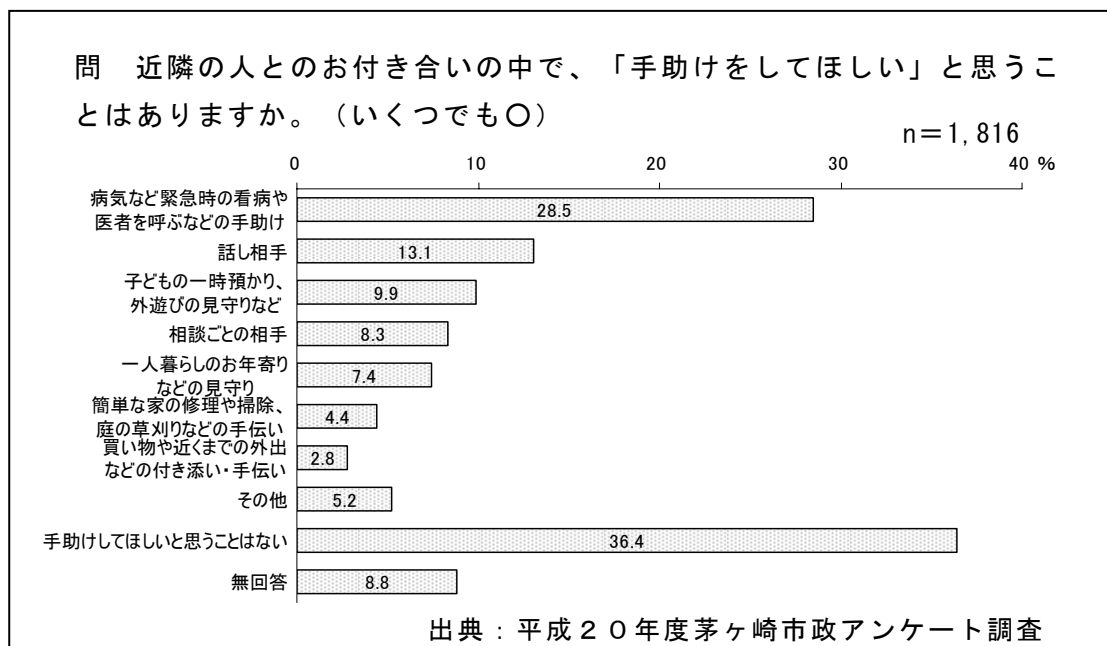


近隣との付き合いの中で、「手助けしたい」ということを尋ねたところ、「病気など緊急時の看病や医者と呼ぶなどの手助け」39.7%、「話し相手」36.3%、「一人暮らしのお年寄りなどの見守り」24.8%の3項目が2～3割台と割合が高く、次いで「相談ごとの相手」17.1%、「子どもの一時預かり、外遊びの見守りなど」14.2%、「買い物や近くまでの外出などの付き添い・手伝い」11.3%が1割台で続いています。

一方、「手助けしたいと思うことはない」という回答も約1割ありました。



近隣との付き合いの中で、「手助けをしてほしい」ということを尋ねたところ、「病気など緊急時の看病や医者と呼ぶなどの手助け」28.5%、「話し相手」13.1%、「子どもの一時預かり、外遊びの見守りなど」9.9%、「相談ごとの相手」8.3%等の回答がありました。



地域でつくる安心のまちづくり

～災害時要援護者支援制度を契機として～

●求められる災害時の要援護者への配慮

近年、地震・台風などによる大規模な自然災害が全国各地で発生しています。

災害時には必要となる情報を入手し、安全な場所に避難することが第一ですが、高齢者や障害のある方、妊娠中の方、乳幼児などは何らかの手助けや配慮が必要になります。

いざ、災害が起こった時には、「家族やご近所の人と助け合って…」と思っても、地域のつながりが希薄になってきている現在、隣にどんな人が住んでいるか知らないということも珍しくありません。



●茅ヶ崎市の災害時要援護者支援の取り組み

茅ヶ崎市では平成18年度から「災害時要援護者支援制度」をスタートしています。

この制度は一人暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

制度を利用したい人は、できる限りご近所の人などで支援してくれる人（地域支援者）を見つけて事前に登録し、登録台帳に載せることやその台帳を自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者の方々に提供することに同意していただきます。

●見守りや声かけなど日ごろからの関わりが大切

災害時要援護者支援制度は、災害時における要援護者の方々の救済を目指すことはもちろんですが、日ごろからの見守り・声かけなど、地域での日常的な関わりを通じて災害時にも支援できる仕組みづくりを目指しています。普段の地域の支え合いが災害時にも助け合える力となります。



（次頁につづく）

●制度の普及を契機に広がる地域の支え合いの仕組み

A自治会では、回覧板で地域支援者を募集しました。身近な所にも支援を必要とする人がいるということが自治会の中で伝わり、住民の中には地域支援者として立候補する人も出てきました。地域の中で支え合いの仕組みづくりが一步步ずつ進んでいます。

B自治会連合会では、地区の防災訓練の場で実際に災害時要援護者の避難支援を想定した訓練を行いました。毎年行われる地区の防災訓練には多くの住民が参加します。これまでは経験のなかった車いすの取り扱いなどを学ぶことができ、防災訓練の場が、福祉講座のような場にもなりました。また、地域の中に様々な支援を必要とする人が暮らしていることを地域住民のみなさんが改めて認識することもできました。



●民生委員児童委員による対象者の把握

茅ヶ崎市の民生委員児童委員は3年に1度、担当地区内の65歳以上のすべての高齢者を訪問し、日常生活に関するアンケートを行う「在宅高齢者実態調査」を実施しています。平成21年度の調査では、高齢福祉介護課との調整によって「災害時要援護者支援制度」に関する設問を取り入れ、必要に応じて調査時に説明を行うなど制度のさらなる周知と実態の把握に努めました。

●円滑な制度運用に向けた茅ヶ崎市（障害福祉課・高齢福祉介護課）の取り組み

制度の円滑な運用を図るため、様々な取り組みを進めています。

平成20年度には地図情報システムを導入し、要援護者の情報を記号や色で分類して地図に表示することで、自治会長や民生委員児童委員などが自分の担当する地区内に、支援を必要とする人がどのくらいいるのかを視覚的に把握できるよう整備しました。

平成21年度には、モデルケースとして、制度の登録者を対象にした交流会を開催しました。地域の中での仲間づくりを支援するとともに災害に関する知識の普及、実際の避難所となる小・中学校への避難ルートの確認にも一役買う取り組みとなりました。

（次頁につづく）

●災害時要援護者支援を“きっかけ”にした地域福祉の推進

「地域福祉を進め、地域のネットワークをつくろう」と言われてもなかなかピンと来ないかもしれませんが、実際に起こりうる生活課題を想定してみると地域で取り組むことが見えてきます。

「災害時要援護者支援制度」も地域の支え合いの仕組みをつくりだす一つの“きっかけ”になります。災害というのは住民のだれもが気になる共通のテーマです。地域住民や関係の組織が共通の課題として認識し、話し合い、解決に向けた取り組み（自分たちにできること）を試行錯誤する中で、地域福祉が少しずつ発展していきます。

一見難しいようですが、スタートは、隣近所の人をちょっと気にかける“見守り・声かけ活動”です。地域のみなさん一人ひとりの意識の高まりが、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」につながっていきます。



育ち・支える

(1) 地域福祉に関わる人材を育成します (★重点施策)

■現状と課題■

今後、地域福祉活動を活発化していくためには、ボランティア等の担い手層を広げていく必要があります。地域福祉を担う人材育成は、地区でのボランティア講座の開催等により推進しています。しかし、担い手不足は依然、大きな課題となっています。

担い手としては、いわゆる団塊の世代の人々が地域に帰ってきていることを好機として捉え、各自の持つ技術や知識を様々な場面で活かして、活躍してもらうための“きっかけづくり”等、地域福祉活動への参加を促していく必要があります。

また、茅ヶ崎市社会福祉協議会が実施する人材育成事業により地域福祉活動のけん引役を育成しています。各地区でリーダーシップを発揮する人材の継続的な育成が求められています。

一方、地域に密着した取り組みを展開するためには、専門的な知識や経験をもったコーディネーターの存在が必要不可欠となります。コーディネーターのあり方は、国や神奈川県を検討・研究結果等を参考に議論する中で、茅ヶ崎市においても条件整理は徐々に進んでいますが、結論には至っていない状況です。地域の専門職として、地域包括支援センターの職員も地域のコーディネート役という側面を担っているため、今後、重層的な圏域のとらえ方の中で、各圏域における役割分担を明確にしながら、コーディネーターとしてのあり方を明確にしていく必要があります。



施策の方向性

地域福祉活動を広げていくために、ボランティアを育成します。団塊の世代の人々が持つ時間と経験を地域福祉活動に活かしていけるようなきっかけづくりを行います。また、地域福祉を円滑に推進するためにけん引役、調整役となる人材を育成、配置します。

一方で、公的な福祉サービスの担い手となる専門資格職の育成を支援します。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①ボランティア等の育成と活動の支援

地域福祉活動を担うボランティア等の育成を茅ヶ崎市社会福祉協議会とともに支援します。

地域住民が地域福祉活動に取り組みやすくなるような環境を整備します。

- ・ ボランティア講座の実施（茅ヶ崎市全体、12地区）
- ・ ボランティア活動の場の提供
- ・ ボランティア等の功労者の顕彰
- ・ ボランティア活動をより活発化する制度の検討（ボランティアポイント制度※、寄付・募金等）

②コーディネーターの育成と配置

身近な地域での悩みや困りごと等の相談を聴き、支援につなげる役割を担う人材を育成します。また、共助と公助のはざ間で対応が難しい人に関わる専門員の配置を進めます。

- ・ コーディネーターの育成（けん引役）
- ・ コーディネーターの配置（専門員）

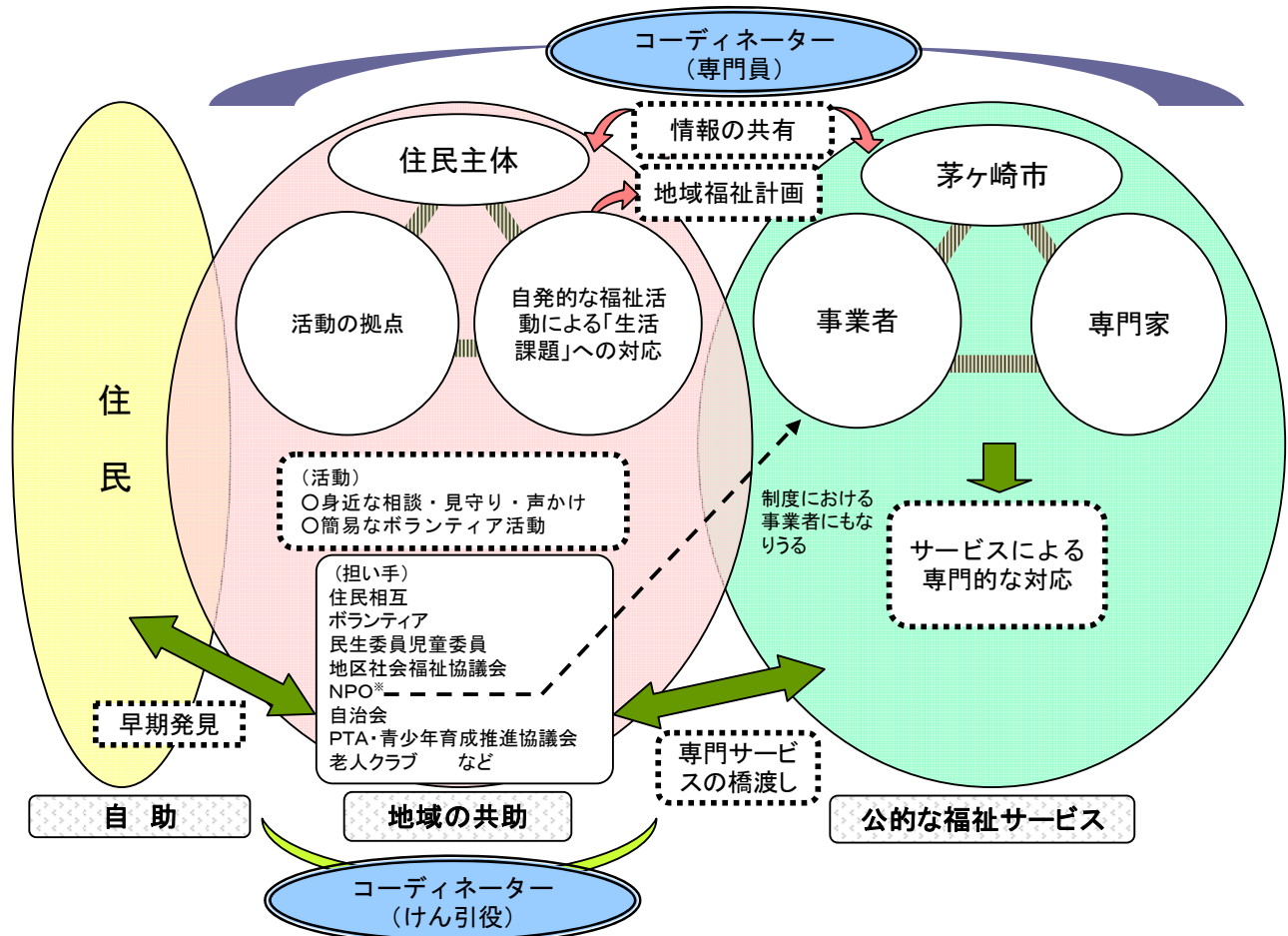
地域の取り組み（例）

- ・ ボランティア講座等に積極的に参加します。
- ・ ボランティア活動が自らの誇りと感じられるような意識づくりをします。
- ・ ボランティア活動の体験を伝えます。

<参考：地域における「新たな支え合い」の概念>

地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉



※これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書をもとに作成

コーディネーター（「けん引役」及び「専門員」）の基本的な考え方

☆コーディネーターについて（名称や役割の整理）

- 地域福祉の取り組みが進んでいる所には、住民のニーズを受け止め、課題解決に動くキーパーソンの存在があります。そうした人材は地域の実情をよく把握しており、住民からの相談を通じて生活課題を掘り起こしたり、創意・工夫をもって様々なサービスをつなぐなど、関係機関・団体と課題の共有を図りながら解決に向けた取り組みを推進する役割を担っています。
- 神奈川県は、そうした役割を担える人材を「地域福祉コーディネーター」として位置づけ、育成を進めています。茅ヶ崎市においても第1期地域福祉計画の中に、専門的な知識を持ったコーディネーターの必要性を掲げましたが、担い手や具体的な役割までは踏み込むことができませんでした。
- 第2期地域福祉計画では、コーディネーターの役割を改めて整理したうえで、育成・配置の具体的な取り組みを進めていきます。

☆コーディネーター（けん引役）

- 地域には、生活課題を抱えて困っている人がいたときに、それを支える活動や情報につなぐ人、あるいはそうした支えを身近に感じさせる役割を持った人が必要になります。
- 専門的な福祉の相談ではなく、「ちょっと悩みを聞いて欲しい」と言われたときに、受け止められる資質、自分の所で解決できない場合に、もう一步踏み込んで、他で行われている支援活動やサービスを探し、必要な人にどうつなげていったらいいのか見定める力が求められます。
- 日常的なつながりの中で悩みを受け止められることが重要なので、顔の見える関係＝信頼関係が何よりも大切になります。
- 同じ地域住民として悩みを聞く中で、現在あるサービスにつなげられないときは、地域の発意の中から地域が担う新しいサービスを生み出せるよう住民を盛り上げたり、関係する人や組織、場所などの連携を取ったりして、地域福祉をけん引していきます。



<想定される担い手>

地区ボランティアセンタースタッフ、地区社会福祉協議会役員、自治会役員、地域福祉の担い手育成推進委員会*委員、民生委員児童委員、ボランティア団体の代表者など

（次頁につづく）

<想定される活動>

見守り・声掛け運動（安否確認）、防犯パトロール、災害時要援護者支援制度の啓発、小地域福祉活動・日常生活支援活動のけん引（地区ボランティアセンター、ミニデイ※・サロン※、給食会・宅配給食、福祉マップ作成など）、福祉まつりでの啓発、広報紙の発行、地区ボランティアの確保・育成、福祉なんでも相談窓口の運営など



☆コーディネーター（専門員）

- 地域福祉活動が活発化すればするほど、地域の中に埋もれている要支援者の存在に気づくことになります。何とか地域の力で支援に結びつけようとしても、中には、地域との関わりやサービスの利用を頑なに拒否する人、判断能力の乏しい人、コミュニケーションの難しい人などが存在し、地域福祉活動を難しいものとしてしまう場合もあります。
- 地域福祉活動は公的な支援のバックアップがあってこそ活発化していきます。ややもすると地域に“排除されがちな”要支援者の生活を地域福祉の専門員がサポートすることで、要支援者も地域の見守りの中、地域の一員として必要なサービスを利用しながら日常生活を送ることができます。
- また、専門員を中心とした行政、各種専門相談窓口、サービス提供者、地域の既存組織などとの連携体制をつくることで、新たな解決策を模索し、それを地域づくりに活用することで、地域の安全・安心を高めていきます。

<想定される担い手>

茅ヶ崎市社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、社会福祉士などの専門資格を有する茅ヶ崎市の非常勤職員、福祉事務所ケースワーカーなど

<想定される活動>

要支援者の情報収集、マンツーマンでの支援、行政・専門の相談窓口・福祉サービス提供者との連携構築、地区の課題・情報を分析した市域でのサービス開発、（仮称）地区支援ネットワーク会議の設置・運営など



(2) 多様化・複合化する相談に対応します (★重点施策)

■現状と課題■

保健福祉に関する相談窓口は、高齢者分野では「地域包括支援センター」、障害者分野では「障害者生活支援センター」「地域生活支援センター元町の家」「生活相談室とれいん」、児童分野では「家庭児童相談室」「こどもセンター」「子育て支援センター」等、対象者別に相談窓口を設けています。また、権利擁護^{*}といった福祉サービスの利用に関わる窓口として、「茅ヶ崎あんしんセンター（茅ヶ崎市社会福祉協議会）」「成年後見支援センター（平成21年度までは協働推進事業）」が設置されています。

しかしながら、例えば、子育てをしながら親の介護をしている家庭が、複合的な問題を抱えたとき、個別の相談窓口のみでは充分に対応しきれていないといった課題があります。そのため、対象者別の相談窓口が専門性を活かしながら、それぞれが効率的に連携していく仕組みが求められます。

茅ヶ崎市役所の中には「保健福祉総合相談室」があり、保健福祉サービスの情報提供や、適切な関係課への引継ぎ等、初期の相談に対応しています。さらに、「こうした気軽に立ち寄れる相談窓口が身近な地域にあったらいい」という第1期計画策定時の意見を踏まえ、平成20年度は、試行的に小出支所において「出張相談」を実施しました。

「保健福祉総合相談室」は、相談窓口の集約に伴い、平成20年度に市民ロビーのある本庁舎2階から、市民相談課のある3階へと移転しました。利用者からの相談内容は多岐にわたっており、複雑な事情を抱えた方の相談には、市民相談課職員や市民相談員と連携して対応する等、相談窓口同士の連携がスムーズになりましたが、設置当初の目的であった「気軽に立ち寄る相談」が減少し、相談時間の長い、深刻な相談が増えています。

今後は、電話相談等の気軽に相談できる相談方法の周知を進める一方で、段階ごとの相談がスムーズにつながるシステムの構築を検討する必要があります。

また、小出支所における「出張相談」は、相談が1日1件に満たない状況だったため、「身近な相談窓口」のあり方を再検討していく必要があります。

なお、身近な地域の相談者として茅ヶ崎市内では約290名の民生委員児童委員が活発に活動しています。最近では、行政からの要請事項も多く、また、様々な立場の地域住民と関わる中では専門的な知識も求められるようになってきていることから、活動における負担が増している状況にあります。民生委員児童委員がやりがいを持って活動できるよう研修等自己研さんの場を充実しつつ、地域住民に民生委員児童委員活動を理解してもらうことで、活動しやすい

環境を整えていくことが必要になっています。



施策の方向性

身近な相談から総合的・専門的な相談まで、多様なニーズに対応できる相談体制を構築します。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①相談体制の充実

相談の内容や相談者の状況に応じた相談ができるよう、身近で気軽に利用できる相談窓口から、専門的な相談窓口まで、幅広く対応できる相談体制を構築します。また、相談窓口間の連携を強化します。

- ・ 相談窓口の充実
- ・ 圏域ごとの相談機能の充実
- ・ 多様化、複合化する相談に対応するための相談機関の連携
- ・ 民生委員児童委員活動の周知

②相談員向けの研修の充実

著しく変化する福祉制度等の最新の情報を把握することや、複雑・多様化する相談内容に対応していけるよう、相談員等の研修体制を充実します。

- ・ 相談窓口を受け持つ職員への研修強化
- ・ 民生委員児童委員等、地域で相談にあたる人への研修の充実

地域の取り組み（例）

- ・ 気になることは積極的に相談します。
- ・ ご近所・友人・ボランティア活動等、自分の関わっているコミュニティ※の中でニーズを聴き（知り）相談窓口を紹介します。
- ・ お互いに勉強会を行います。

図 各圏域の相談機能（圏域に振り分けられるもの）

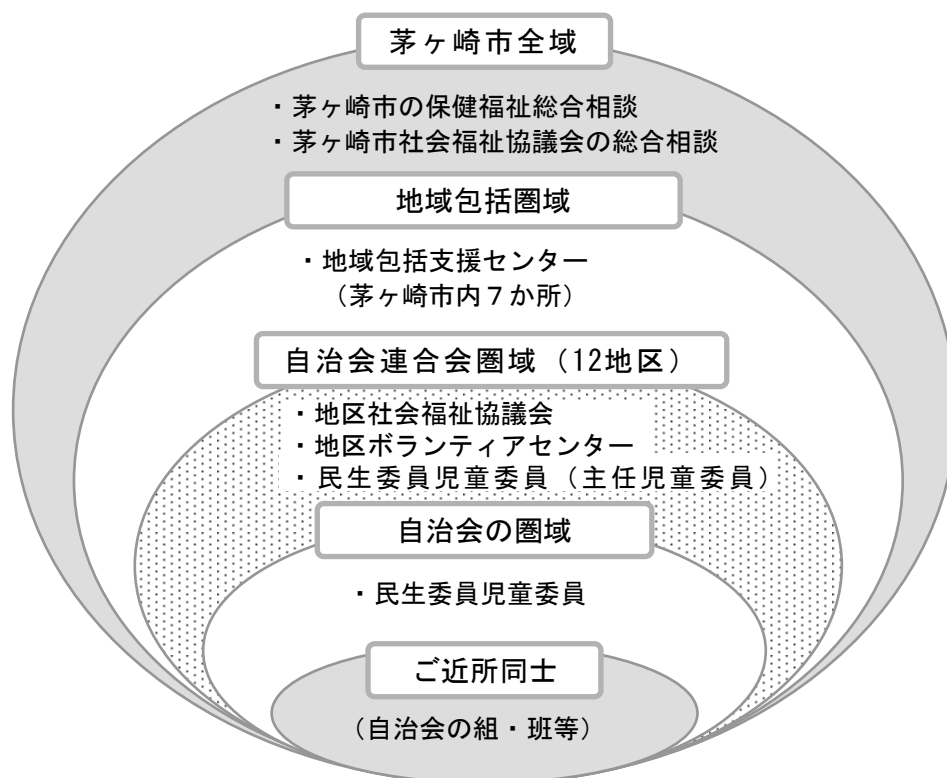
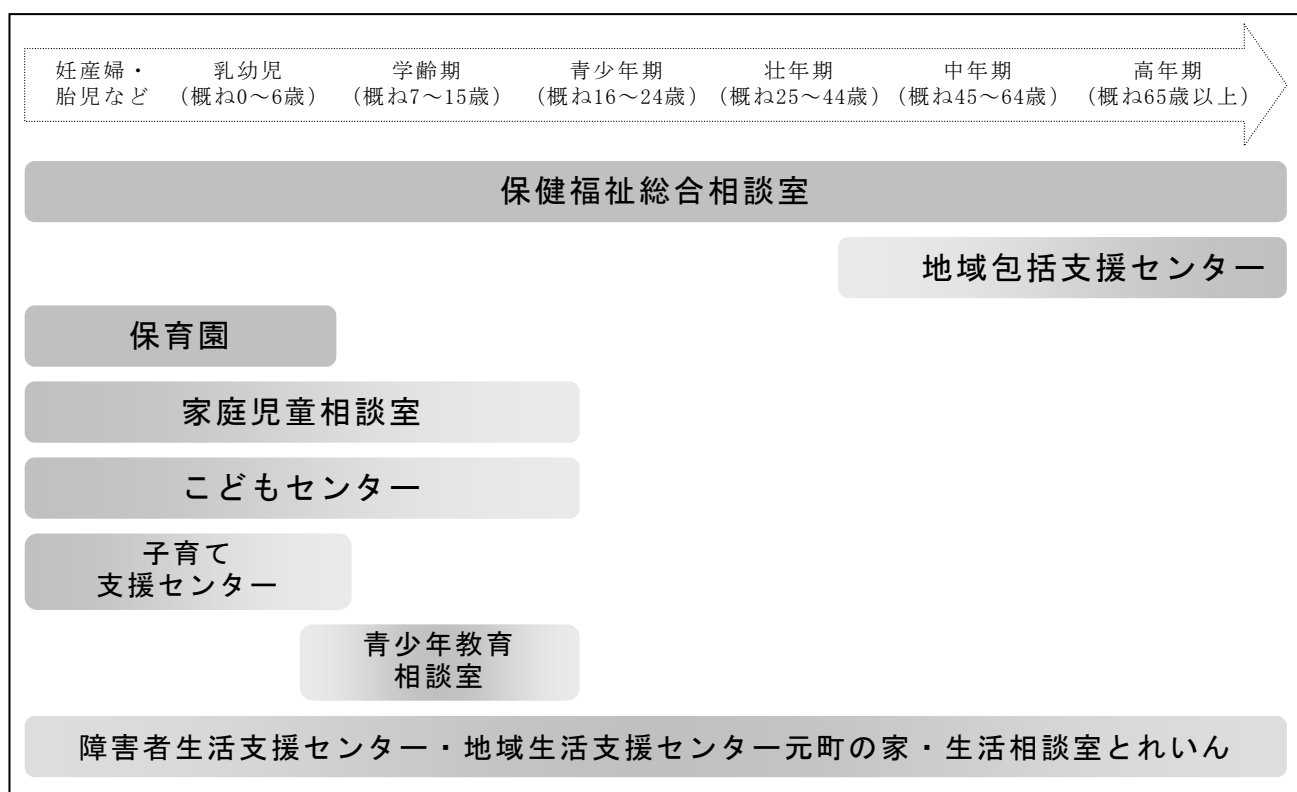


図 ライフステージに沿った福祉全般に関わる相談窓口（茅ヶ崎市が実施するもの）



※ライフステージの年齢区分は「ちがさき食育プラン」から引用

◆福祉全般に関わる相談窓口（茅ヶ崎市が実施するもの）の概要

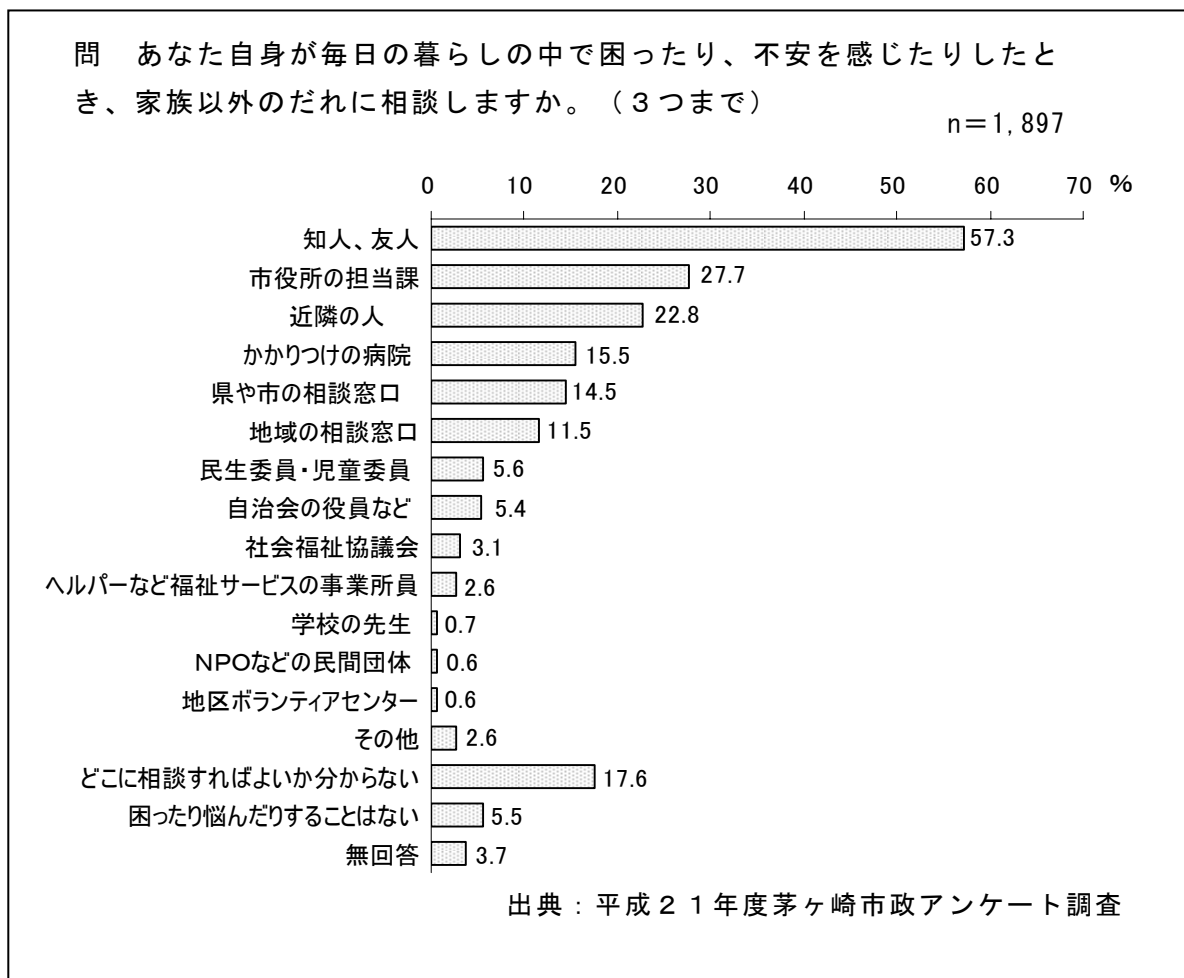
保健福祉総合相談室	茅ヶ崎市役所の中に設置され、福祉に関する資格や相談経験を有する専任の相談員が保健や福祉に関する初期の相談に応じるとともに、適切な担当課を案内したり、担当課と連携を図りながら各種保健福祉サービスの紹介を行っています。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関です。センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー*等専門の職員が配置され、各種相談や介護予防のケアプラン*作成等に応じます。茅ヶ崎市内7か所に設置され、担当する地区が決まっています。
保育園	茅ヶ崎市内には6つの公立保育園が設置されています。地域の子育ての拠点として、育児相談に応じるほか、園庭を開放して、親子のふれあいの場、情報交換の場を提供しています。
家庭児童相談室	茅ヶ崎市役所の中に設置され、子どもや子育て中の保護者の様々な相談に応じています。児童相談所、保健福祉事務所、学校、民生委員児童委員等とも連携を密にしています。
こどもセンター	子どもについての悩み、子育て中の保護者の悩みに対し、相談員、保健師、保育士、発達相談員、言語相談員といった専門のスタッフが相談に応じています。

子育て支援センター	子育てアドバイザーによる子育て相談や子育て情報の提供、だれもが使えるフリースペースの開設、子育てサークル活動や子育てボランティア活動についての相談等に応じています。駅北口、南口、浜竹の3か所に設置されています。
青少年教育相談室	青少年が教育上直面する問題及び不安や悩み等の相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指して、電話・面接による相談業務等を行っています。
障害者生活支援センター・ 地域生活支援センター元町の 家・ 生活相談室とれいん	障害のある方の日常生活に関する様々な問題について、本人や保護者、介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行っています。茅ヶ崎市内には3つの相談窓口があり、様々な障害に対し、専門性を活かしながら、支援を行っています。

<参考：市政アンケート結果>

困ったことや不安を感じたことの相談相手（家族以外）について尋ねたところ「知人、友人」が57.3%と特に割合が高く、次いで「市役所の担当課」27.7%、「近隣の人」22.8%、「かかりつけの病院」15.5%、「県や市の相談窓口」14.5%等が続いています。

「どこに相談すればよいか分からない」という回答も17.6%ありました。



(3) 生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげていきます
(★重点施策)

■現状と課題■

福祉サービスを利用する際、現在、利用者が自らの意思で必要なサービスを選択する制度になっていますが、サービスの内容が複雑化・専門化していることから、情報の適切な提供とともに、利用者の保護や権利擁護*の仕組みを整えていく必要があります。特に、認知症高齢者や知的・精神障害のある方等、判断能力が不十分な方については、日常生活で判断に迷ったり、不安を感じる場面も多くあると思われるため、本人の自己決定を尊重しながら、個別の状況に応じて柔軟かつ弾力的に制度やサービスにつなげていくことが求められます。

一方、生活課題や地域課題を拾い上げ、施策や事業につなげていくためには、地域住民の協力も求められます。

地域では、地区社会福祉協議会等による活動が活発に行われていますが、地区によって組織体系や地区課題等に違いがあります。そのため、各地区の特性を活かした取り組みの支援が必要となります。また、各地区の先進事例を学び合い、活動を深めていくためには、地区間の交流・連携も大切となります。

地域が拾い上げた生活課題や地域課題は、地域だけでは対応できないものも数多くあります。また、地域の人たちだけでは見えにくい課題は、経験を積んだ人が専門的な視点をもって関わることで見えてくる場合もあります。

例えば、介護疲れ、育児ストレス、引きこもり等「孤立しやすい状況」を背景にしている課題や「制度のはざ間」にあるニーズは、社会の変化に応じて新しく発生してくることもあります。こうした課題は自分には関係のないものとして埋もれてしまいがちですので、まず、地域住民に実態を伝えることが必要になります。

そのため、前述のコーディネーター（専門員）等が介在することにより、地区に情報を伝えたり、必要なサービスにつなげたり、新たなサービスを開発する等、複雑・多様化する福祉課題に対応できる“仕組み”を検討していく必要があります。また、専門的な立場とはならない地域住民にも課題を抱えた当事者の方を常に「気にかける」等、精神的な支えとなり、地域からの孤立をなくしていく役割が求められます。



施策の方向性

地域の課題や住民の声なき声を拾い、必要なサービスにつなげたり、新たなサービスを開発する等、複雑・多様化する福祉課題に対応するための仕組みを構築します。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①福祉サービスの利用支援

障害のある方や高齢者等が、安心して自立した日常生活を送れるよう、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスの利用を支援するとともに、判断能力が充分でない人の権利を擁護する体制を整えます。

- ・ 日常生活自立支援事業※の周知
- ・ 成年後見制度※の充実

②きめ細やかなニーズの把握

生活課題や地域課題等、制度のはざ間の課題を見落とすことのないよう、地域の見守り活動等を通じて、気になるケースについては早期に専門機関につなぐことのできる仕組みを整えます。

- ・ 地域住民からの声なき声の拾い上げ（ニーズの収集）

③課題の集約・分析と新たなサービスの開発

一つひとつの課題への対応はもとより、課題を集約・分析する中で、課題を普遍化し、新たなサービスを開発していきます。

将来的には、（仮称）地域福祉総合調整チームを立ち上げます。

- ・ コーディネーター（専門員）を中心とした支援体制の構築
- ・ 新たなサービスの開発
- ・ （仮称）地域福祉総合調整チームの立ち上げ（相談内容を総合的に分析し、新たな地域課題への対応策を検討）

地域の取り組み（例）

- ・ 気になる人、気になること等をコーディネーターや民生委員児童委員等に伝えます。
- ・ 地域の中で相談ごとの話し相手になります。
- ・ 子どもたちの問題を地域の中で置き去りにしないよう地域の中にある学校や保育園と連携を保ちます。

見守りなどから課題を発見し、新たなサービスにつなげていく仕組み

地域福祉についての意識づくり、情報共有を進める中で、地域住民の地域福祉活動への参加を広げ、さらに見守り活動へとつなげていきます。見守り活動などで発見された生活課題や制度のはざ間となっている課題を、地域住民、茅ヶ崎市、茅ヶ崎市社会福祉協議会などが、それぞれの強みを活かして連携して対応します。

地域住民、茅ヶ崎市、茅ヶ崎市社会福祉協議会のそれぞれの役割と補完の関係については以下のとおりです。

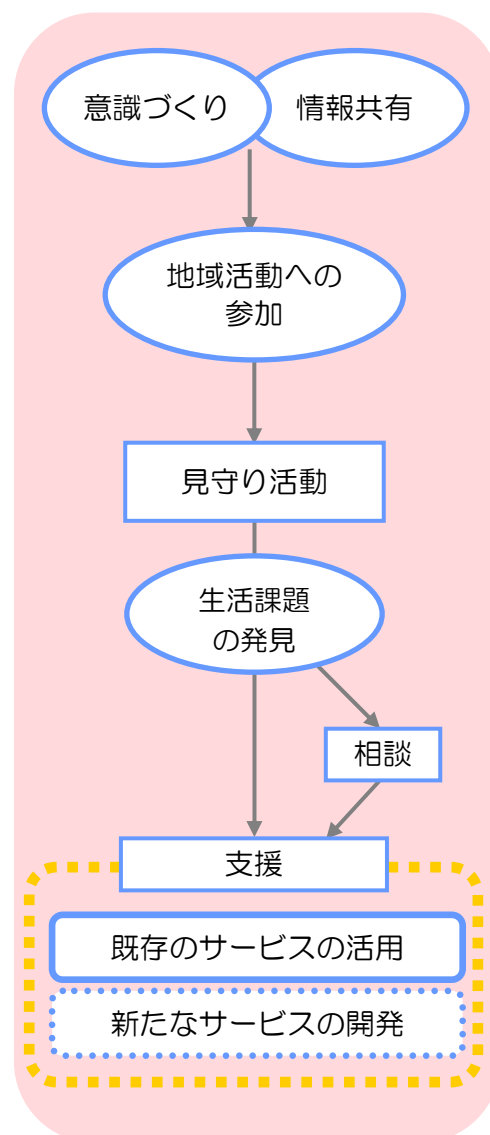
地域住民は、

- 見守り活動やサロン※活動など地域住民主体の活動を通じて、地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題、身近でなければ早期発見が難しい問題を見つけ、対応できる人・機関につなげていきます。
- なお、コーディネーター（けん引役）は、見守り活動など、地域住民主体の活動をけん引していきます。

茅ヶ崎市、茅ヶ崎市社会福祉協議会は、

- 地域で発見された生活課題に対し、地域住民の支え合い活動などで、対応するケースも想定できますが、困難な事例や専門的な対応を要する課題について、公的な福祉サービスによって対応します。
- また、既存のサービスでは対応できないケースについては、新たにサービスを開発するなどの役割を担います。
- なお、この役割は地区ごとに配置するコーディネーター（専門員）が中心的役割を担い、関係機関・組織と連携しながら進めていくことが望ましいと考えます。
- 茅ヶ崎市はその情報発信力を活かし地域課題や新たな福祉サービスの普遍化を図るとともに財政面から地域で安定したサービス提供が行えるよう支援します。

身近な地域での意識づくりや情報共有から新たなサービス開発に至るまでの経過が繰り返されることにより、地域福祉が発展していきます。



参加する

(1) 安心して外出し、社会参加できる環境をつくります

■現状と課題■

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活の中で外出する機会が制限されないことが大切であり、そのために、道路や公共施設等が、だれにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン※により整備されていることや、公共交通等により外出しやすい環境づくりが求められます。

平成18年6月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）」が制定された後、平成20年12月に神奈川県福祉の街づくり条例が「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正される等、ユニバーサルデザイン※の観点に立ったまちづくりがさらに促進されることとなりました。

外出支援については、障害者の地域生活支援事業における「ガイドヘルパー※の派遣」、茅ヶ崎市内の福祉施設等で高齢者や障害者が交流会等を開催する際に利用する「生きがいふれあいバス（旧福祉バス）の運行」、高齢者や障害者等、単独での外出が困難な人を対象としたNPO※法人等による「福祉有償運送※」の取り組み等が進められています。

地域の交通手段として大きな役割を担っているコミュニティバス※については、交通空白地区の解消とともに高齢者等の移動手段の確保のため、今後も円滑な運行が求められています。

一方、いくらハード面でのバリアフリー※が進んだとしても、街なかで困っている人との関わり方を知らなかったり、関わり方に自信が持てず何となく疎遠になっていたりして、困っている人を見て見ぬふりをしてしまうことがあつては、安心して外出し、社会参加できる環境が整ったとは言えません。人々の意識の中にあるバリアを取り除く「心のバリアフリー※」に関する啓発活動も大切になります。

地域に様々な立場の人が生活していることを理解することが、自分たちにもできる「ちょっとした配慮」や行動につながっていくと考えられます。



施策の方向性

だれもが暮らしやすく、社会参加しやすいように配慮されたまちづくりを推進します。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①ユニバーサルデザイン※の観点に立ったまちづくりの推進

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、だれにとっても利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン※の考え方に立って整備を進めていきます。

また、ハード面の整備だけではなく、“心のバリアフリー※”に関する啓発活動も推進し、ソフト面からもだれもが社会参加しやすいまちづくりを進めます。

- ・ まちのバリアフリー※の推進
- ・ 福祉のまちづくりの普及・啓発
- ・ まちづくりにおける障害のある方等の当事者参加の促進

②移動手段の確保・充実

高齢者や障害者等の移動に配慮が必要な人をはじめ、だれもが移動しやすいまちづくりを進めるため、公共交通の充実や、福祉有償運送※等を支援します。

- ・ 公共交通の充実
- ・ N P O※法人等が運営する福祉有償運送※の登録支援及び広報周知

地域の取り組み（例）

- ・ 街なかで困っている方を見かけたら積極的に声かけ、手助けをします。
- ・ 点字ブロックの上に自転車や看板等を置かない、車いす用の駐車スペースに健常者が駐車しない等、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた行動を心掛けます。
- ・ 地域から孤立する人が出ないように、気になる人に外出を呼びかけます。
- ・ 児童見守りサークルをつくり、茅ヶ崎市内では、登校下校時、常に大人の目があることをPRしていきます。

集い・伝えあう

(2) 気軽に集い、活動できる場と機会を提供します

■現状と課題■

地域における活動は、12地区に地区社会福祉協議会があり、地域特性を活かした活動を展開しています。

活動拠点としては、平成15年度から地区ボランティアセンターの整備（茅ヶ崎市社会福祉協議会への委託事業）を進めています。地区ボランティアセンターは、茅ヶ崎市内12地区への設置を目指しており、現在までに7地区に設置されました。既設の3地区（浜須賀地区、湘北地区、松浪地区）が先行していた感がありましたが、平成20年7月に4番目の地区ボランティアセンターとして「みんなのこわだ」（小和田地区）が開所され、未設置の地区の関心が高まりました。

このように担い手側の参加意識が高まる一方で、地区の住民にはまだまだ存在が知られていない現状や利用者が限られているといった課題があります。今後は、残り5地区の設置を支援するとともに、地区の住民の意向を把握しながら、地区ボランティアセンターのさらなる充実や機能強化が求められます。具体的には、日常生活支援機能に加えて、相談機能や情報発信機能等を備えることが考えられます。

身近な居場所（交流拠点）として、ミニデイサービス*やサロン*活動が各地区で実施されています。今後は、より身近な圏域でのミニデイサービス*やサロン*活動の情報収集に努め、広く情報発信していくとともに、不足している地区への立ち上げ支援や継続支援等の充実を図る必要があります。

居場所の問題は、高齢者や障害のある方に限られたものではありません。中高生を代表に、青少年が社会参加しやすい環境を整備し、若い世代の力を地域福祉活動に取り入れながら、様々な世代の交流により元気な地域をつくっていくことが求められます。



施策の方向性

だれもが地域の中で、気軽に集い、交流し、学び、地域福祉活動に参加できる場や機会をつくれます。

行政（茅ヶ崎市）の取り組み

①地域福祉活動拠点の整備・充実

地域福祉活動を推進する上で必要となる活動拠点を、既存の公共施設、今後再整備される公共施設の有効活用も考慮しながら確保します。

地区の住民にとって、より開かれた利便性の高い活動拠点の運営を図ります。

- ・ 地域福祉活動拠点の整備・充実
- ・ 公共施設の有効活用

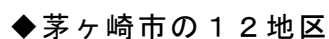
②身近な居場所づくりの支援

仕事、余暇等、生活の様々な場面で、生きがいを感じ、心の拠り所となるような身近な居場所づくりを支援します。

- ・ ミニデイサービス※やサロン※活動の支援
- ・ 若い世代の力を取り入れた地域交流の場づくりの支援

地域の取り組み（例）

- ・ サロン※活動等に関わり、地域住民同士の交流を大切にします。
- ・ 歩いて行ける身近な居場所をつくれます。
- ・ 身近な居場所があることを情報発信します。
- ・ 子どもが学んで遊べる場、子どもが楽しく集える場をつくれます。



地区	町名
松林	赤羽根・高田・室田・松林・菱沼・小和田 ・小桜町
湘北	香川・みずき・甘沼・松風台・鶴が台
小和田	菱沼・小和田・小桜町・代官町・ 本宿町・赤松町
松浪	出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・ 富士見町・緑が浜・汐見台・浜竹・松浪
浜須賀	旭が丘・平和町・菱沼海岸・白浜町・ 浜須賀・松が丘 ※ひばりが丘の一部含む
小出	行谷・芹沢・堤・下寺尾

地区ボランティアセンターの可能性

●設置が進む地区ボランティアセンター

地域の生活課題や介護保険をはじめとする福祉制度のはざ間を埋めるために地域のボランティアのみなさんが支えあう拠点としてスタートした「地区ボランティアセンター」は、日常生活支援活動の拠点として広がり、各地区に設置が進められています。



●日常生活支援、相談、情報発信など様々な活動が期待される拠点

相談内容は草取り、介添え、掃除、簡単な修理、話し相手など…。地域にお住まいのみなさんの「ちょっとした困りごと」が寄せられ、登録されたボランティアの方々が支援に訪れます。

地区ボランティアセンターの“強み”は、そこで活動する方々が同じ地域の住民ということです。福祉の専門職ではありませんが、住んでいる地域のことを良く知っているという意味では“まちの専門家”と言えるかもしれません。また、昔のお隣同士のように頼みごとを聞いてくれる“世話焼きさん”でもあります。

「引っ越して来たばかりで地域の様子が分からず困ったな…」

「福祉の相談をしたいんだけど、専門の窓口ではそんなことも知らないのかと思われそうで…」

「住んでいる地域のために何か役に立ちたいな…」

地区ボランティアセンターはそんな時に、気軽に、まっ先に飛び込める窓口になります。

日常生活支援活動の場から「よろず相談窓口」「地域情報のコンビニ」「生きがい発見の場」へ—

地域のみなさんの「熱意」と「発意」で地区ボランティアセンターは地域の特徴に合わせた様々な地域福祉活動拠点に発展していきます。可能性をたくさん秘めています。

(次頁につづく)

● “気づき”を大切にして専門機関につなぐ大切な役割

地区ボランティアセンターに寄せられる「日常生活のちょっとした困りごと」は時に「深刻な悩み」につながることもあります。また、「ちょっとした困りごと」と一緒に利用者さんが発した何気ない「声」が実はＳＯＳであることも考えられます。

傷口が小さなうちに見つかれば、大事に至らずに済むかもしれません。

地域のボランティアがＳＯＳに気づき、自分たちで支えきれないと感じたとき、切れ目なく必要な支援に結びつけるためには、専門機関につなげていくことが大切になります。



● 地区ボランティアセンターと地域包括支援センターの連携により相乗効果を発揮

地区ボランティアセンターの活動の中で交わされた「ちょっとした会話」から拾い上げた住民の声＝ＳＯＳを専門機関の一つとして地域包括支援センターにつなげていきます。地域包括支援センターは、他の専門機関とのネットワークから解決に結びつけていきます。逆に制度上のサービスで対応しきれない課題は地区ボランティアセンターが担っていきます。そして、地区ボランティアセンターと地域包括支援センターの連携を茅ヶ崎市社会福祉協議会職員がバックアップします。

ボランティアと福祉専門職がお互いの活動を知り、上手に活用することで１＋１が２以上の効果を生み出します。

茅ヶ崎市では「公共施設整備・再編計画」による施設の複合化の中で、地域包括支援センターと地区ボランティアセンターの働きを組み合わせた整備の検討を進めています。地域包括支援センターと地区ボランティアセンターの連携は、制度によるサービスと地域住民の支え合い活動が連携した取り組みの一例として、安心して暮らせるまちづくりの大きな一歩になると期待されています。



第6章 重点プロジェクト（コーディネーター配置事業）

8つの基本施策のうち「地域福祉に関わる人材を育成します」「多様化・複合化する相談に対応します」「生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげていきます」の3つの施策を重点施策として位置づけています。

この3つの施策に重点を置いて事業を展開することで、他の施策にも波及効果が期待できると見込んでいます。さらに、この3つの施策を具体的、計画的に実施していくために重点プロジェクトとして「コーディネーター配置事業」を位置づけます。

1 コーディネーター配置事業の概要

コーディネーター配置事業は地区ボランティアセンターを起点として、地区の様々な生活課題の相談を受け付け、コーディネーター（専門員）を中心としたスタッフが対象者に直接働きかけるチームを結成することにより、解決につないでいく体制づくりを目指します。

①モデル事業の実施

コーディネーター配置事業は、モデル事業として実施します。5ページに示した「自治会連合会圏域」の12地区のうち2地区をモデル地区に選定します。モデル地区において、地区支援チームをつくり、地域福祉が円滑に進むよう、事業の実施と検証を行い、最終的には他地区への波及を目指します。

②地区支援チームの結成

地区ボランティアセンターを拠点に、以下のメンバーが地区支援チームとして活動を行います。

<コーディネーター（けん引役）>

●地区活動コーディネーター

（地区ボランティアセンタースタッフの中から選出）

<コーディネーター（専門員）>

●コミュニティソーシャルワーカー※

（茅ヶ崎市社会福祉協議会地区担当職員）

※地区ボランティアセンターへの配置もしくは巡回

●地区支援コーディネーター

（地域包括支援センター職員の中から選出）

※第1期の地域福祉計画の中に、専門的な知識を持ったコーディネーターの必要性を掲げましたが、担い手や具体的な役割が見えないといった課題がありました。第2期計画では、コーディネーターの名称を上記のとおり整理したうえで、具体的な取り組みを進めていきます。

③地区支援チームの役割と連携

地区ボランティアセンターを活動拠点に、地区活動コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー※、地区支援コーディネーターが連携し、「相談支援業務」「日常生活支援業務」「ボランティア育成業務」「関係機関・団体との連携の調整」等を行います。その中でも特に「相談支援業務」を重点的に実施します。

地区ボランティアセンターで相談を受ける中で“気になる人”が出てきた場合は、コミュニティソーシャルワーカー※（茅ヶ崎市社会福祉協議会地区担当職員）が積極的に地区に出向いた支援（アウトリーチ）を行うことにより、専門相談や必要なサービスにつなげていくためのフォローを行います。

地区支援コーディネーター（地域包括支援センター職員）は、専門的な観点から支援するとともに、介護保険等の福祉サービスや成年後見制度※等の権利擁護事業につなげる役割を担います。

モデル事業実施期間においては、「なんでも相談」窓口を出発点に事業を展開し、活動を広げていきます。

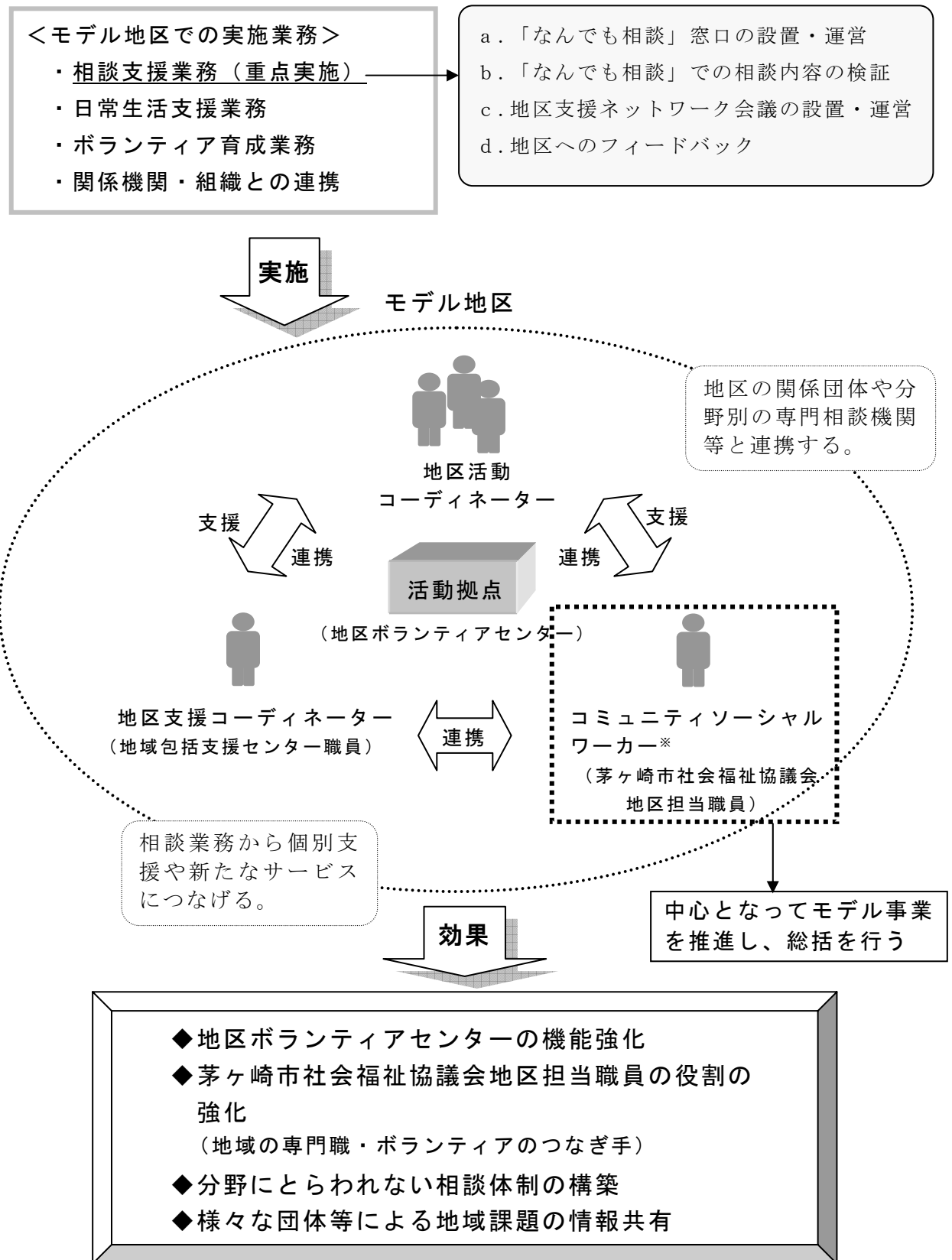
④地区支援チームと関係機関・組織との連携

地区支援チームの構成は、地区活動コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー※、地区支援コーディネーターとなりますが、地区の住民から寄せられる生活課題に3者のみで対応するものではありません。

地区では地区ボランティアセンターの運営主体となる地区社会福祉協議会、地区内の行事や広報等を通じて近隣の連帯感を醸成し、かつ、住民ニーズを行政に伝える連絡役となる自治会、訪問活動等により地域住民の相談に応じ、情報提供を行う民生委員児童委員等が活動しています。また、茅ヶ崎市全域で活動する福祉関係の事業所や専門相談機関も個別の地区の課題に対応しています。

重点プロジェクトでは、地区支援チームを中心に、行政や関係機関・組織と連携しながら地域福祉のネットワークづくりを進めていきます。

◆コーディネーター配置事業モデル地区における実施業務と連携のイメージ



⑤相談支援業務の展開

a. 「なんでも相談」窓口の設置・運営

＜地区活動コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー＊＞

- ・地区ボランティアセンターに相談窓口を設置
- ・地区活動コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー＊による相談支援業務の実施
- ・民生委員児童委員等相談経験者との連携（相談員としての配置も検討）
- ・相談員スキルアップ事業の実施（傾聴研修等）
- ・相談窓口の周知（開所日の拡充、関係機関との連携、広報等）

b. 「なんでも相談」での相談内容の検証

＜コミュニティソーシャルワーカー＊、地区支援コーディネーター、（地区活動コーディネーター）＞

- ・「なんでも相談」の内容を検証（支援困難事例の収集）
- ・地域包括支援センターにつなぐケース、地区で対応するケースの関係整理
- ・地区支援ネットワーク会議の設置・運営方法の検討

c. （仮称）「地区支援ネットワーク会議」の設置・運営

＜コミュニティソーシャルワーカー＊、地区支援コーディネーター、（地区活動コーディネーター）＞

- ・地区の困難事例の情報共有
- ・必要となるサービスの検討
- ・専門相談窓口や行政のほか関係機関等との連絡調整
- ・福祉サービスや権利擁護事業等につなぐまでのコミュニティソーシャルワーカー＊の支援内容の検討（個別支援の実施）
- ・地区の取り組みの検討（例：定期的な見守り活動の実施）

地区支援ネットワーク会議は、地区支援チームが中心となって、関係機関・組織との連携により開催します。

上記のように、情報共有、関係機関との連絡調整、検討結果をもとにした支援等、具体的なサービスの展開や、以下に示すような地区へのフィードバック等を行います。

d. 地区へのフィードバック

＜コミュニティソーシャルワーカー＊、地区活動コーディネーター＞

- ・福祉講座・学習会の開催（認知症高齢者への対応等、具体的な内容による講座等の実施）
- ・地区内の関係機関・団体に呼びかけ

2 モデル事業の実施時期と検証

モデル事業は、3年間で実施・検証していきます。地域住民が主体となるよう留意しながら、以下の段階を踏み、事業の課題や効果を検証した上で、全市的に展開することのできるモデルを形成します。

第1段階	モデル地区の設定と地区内の合意形成
-------------	--------------------------

自治会連合会圏域の中から2地区を選定し、モデル事業の説明会・勉強会を開催し、地区内での合意形成を図りながら事業実施の気運を高めます。

第2段階	コミュニティソーシャルワーカー*の配置 地区支援コーディネーターの選出
-------------	--

各地区1名ずつ、計2名のコミュニティソーシャルワーカー*（茅ヶ崎市社会福祉協議会地区担当職員）を配置します。同様に、2名の地区支援コーディネーター（地域包括支援センター職員）を選出します。

様々な分野の専門的な相談に適切かつ柔軟に対応できるよう研修を実施します。

第3段階	地区活動コーディネーターの選出
-------------	------------------------

モデル地区の地区ボランティアセンタースタッフの中から、けん引役となる地区活動コーディネーターを選出します。両地区合同での研修も実施します。

第4段階	事業の試行実施
-------------	----------------

地区活動コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー*、地区支援コーディネーターが連携を図り事業を実施します。

主に「相談支援業務（重点実施）」「日常生活支援業務」「ボランティア育成業務」「関係機関・団体との連携（地区支援ネットワーク会議の調整）」等を実施します。

第5段階	定期的なモデル事業の検証、改善
-------------	------------------------

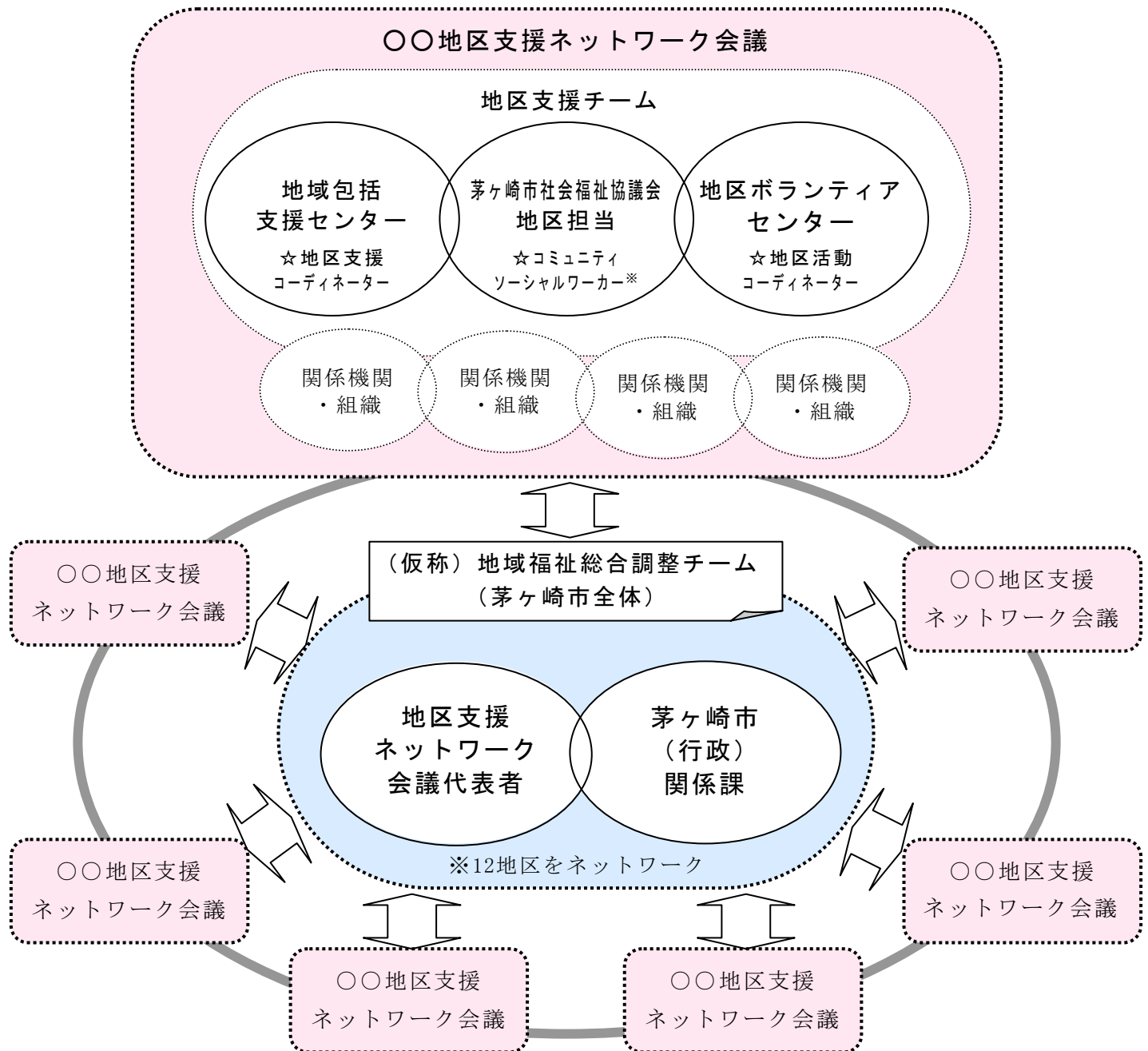
モデル事業の検証と改善を定期的に行い、モデルの精度を高めていきます。また、他地区への事業展開に向けて、中間時点において、モデル事業の中間まとめを行い、報告会を開催します。この間、2地区のモデル事業の進行状況を見極めながら、他地区の事業展開を検討します。

3 コーディネーター配置事業の将来像

モデル地区において、地区支援チームを中心とした「（仮称）地区支援ネットワーク会議」を開催します（詳細は46ページ参照）。モデル事業が順調に進み、12地区において事業を実施し、地区支援ネットワーク会議等の体制が整った段階で、茅ヶ崎市全体の調整を行う組織として「（仮称）地域福祉総合調整チーム」を設置します。「（仮称）地域福祉総合調整チーム」は、地域で発見された生活課題のうち、地区支援ネットワーク会議でも有効な支援策が見つからないような困難な事例に対応するため、専門的な見地から幅広い検討を重ね、新たなサービスを開発し、地区にフィードバックする等の役割を担います。

「（仮称）地域福祉総合調整チーム」は、地区支援ネットワーク会議の代表者と茅ヶ崎市の関係課を中心に構成し、その他関係機関・団体等にも参加を呼びかけていきます。

◆（仮称）地区支援ネットワーク会議と（仮称）地域福祉総合調整チームの連携イメージ



第7章 計画指標

計画の進行過程において、達成状況を確認できるよう、以下のとおり成果指標を設定します。

①計画全体に関連する指標

- ◆「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合
＜指標：指標未設定（平成21年度調査）→増加＞

②基本目標に関連する指標

基本目標1 福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち

- ◆「地域福祉活動に参加している、参加意向・関心がある」市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◆近所の人との付き合いの程度（日ごろから助け合っている市民の割合）
＜指標：11.4%（平成20年度）→15%（平成26年度）＞

基本目標2 福祉を担う人材を育て、つながりのある支援ができるまち

- ◆困った時などに家族のほかに相談する相手がいる市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◇コミュニティソーシャルワーカー※の配置地区数
＜指標：未設置（平成21年度）→12地区中6地区（平成26年度）＞

基本目標3 気軽に社会参加できる環境を整え、地域の中から交流が広がるまち

- ◆道路や公共施設などのバリアフリー※化が進んでいると感じる市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◆地区ボランティアセンターを知っている市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◇サロン※活動の数（茅ヶ崎市社会福祉協議会が把握している数）
＜指標：52か所（平成21年度）→80か所（平成26年度）＞

（◆はアンケート調査による定性的な指標、◇は統計等による定量的な指標）

第8章 計画を推進するために

1 計画の推進体制

基本理念「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくれます。」を実現するために、茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会で施策の推進や進行管理、計画の見直し等変更に伴う審議等を行うとともに、茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議で施策を推進する庁内関係機関の調整を行います。

なお、施策の推進や進行管理等にあたっては、8つの基本施策に位置づけた行政（茅ヶ崎市）の取り組みの実績・課題等を評価・検証し、その後の施策に反映させていきます。また、地域の取り組みの状況把握に努め、その結果を公表します。

計画指標のうち定性的な指標については、一定期間ごとにアンケート調査を実施し、達成状況を確認していきます。

計画の推進や進行管理等にあたっての推進体制

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進委員会

地域福祉計画の基本施策、重点プロジェクト等の進行を管理するために、茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会を開催します。

<構成メンバー>

市民（公募）、学識経験者、社会福祉協議会、自治会連絡協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、茅ヶ崎市内の福祉施設、医師会、地域包括支援センター、ボランティア団体等の代表者

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進調整会議

基本施策を推進する庁内関係機関の調整のため、茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議を開催します。

<構成メンバー>

福祉、保健、教育、まちづくり等の地域福祉推進に関わる関係課

2 地域住民・関係機関等との連携

地域福祉は、地域住民との協働※により実現が可能となるため、地域住民への周知・啓発を図りながら、地域が主体となって、地域の特性を活かした福祉活動が行われるよう支援していきます。

また、地域住民が主体となる福祉活動の支援にあたっては、茅ヶ崎市社会福祉協議会や事業者等との連携を強化して対応します。

計画にかかる具体的な施策の推進にあたっては、茅ヶ崎市が単独で実施できる施策、制度や法律に基づく事業のほか、広域的な取り組みが必要となる課題があります。広域的な取り組みが必要となる課題には、近隣市町や神奈川県等と連携しながら対応していきます。また、常に最新の情報等を把握し、予算を伴う施策・事業に反映できるよう国・神奈川県等の各種補助制度の利用を検討していきます。限りある財源の中で、効果的・効率的に行政運営を行い、施策・事業が確実に実施できるよう努めます。

資料編

1. 社会福祉法（抜粋）
2. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会規則
3. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議要綱
4. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿
5. 計画策定の経過
6. 平成17～20年度茅ヶ崎市地域福祉計画推進の取り組み
7. 地域福祉フォーラム、地域福祉講演会の関連資料
8. 地域福祉活動交流会、地区懇談会の関連資料
9. 地域福祉関連データ
10. パブリックコメントの実施結果
11. 用語集
12. 委員からのメッセージ

1. 社会福祉法（抜粋）

改正：平成12年6月7日法律第111号

施行：平成12年6月7日（ただし、第107条及び第108条は、平成15年4月1日）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図れるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（2項～6項省略）

2. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の福祉団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 略

附 則(平成17年規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する茅ヶ崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進にかかわる施策との調整に必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充て、副会長は、健康づくり担当部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成１７年６月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

総務部市民活動推進課長 総務部市民相談課長 企画部企画調整課長 企画部男女
参画社会課長 企画部施設再編整備課長 市民経済部産業振興課長 防災安全部防
災対策課長 保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部健康づくり課長 保健福祉部障
害福祉課長 保健福祉部高齢福祉介護課長 保健福祉部介護保険担当課長 保健福
祉部子育て支援課長 保健福祉部保育課長 都市部都市政策課長 都市部建築指導
課長 建設部道路管理課長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長 教育委員
会事務局教育総務部教育政策課長 教育委員会事務局教育総務部教育指導課長 教
育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長 教育委員会事務局生涯学習部青少年課長

4. 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱日：平成21年6月27日（土）

任 期：委嘱の日から2年間

区 分	氏 名 ふりがな	所属・役職名
1 市民	なかむらだいはいち 中 村 大 八	
	くにもときょうこ 国 本 京 子	
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者	しのはらとくもり 篠 原 徳 守	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会副会長
3 市内の福祉施設職員の代表者	さいとうしづか 斉 藤 志 津 加	茅ヶ崎市障害者施設連絡会監事
	おのだじゅん 小 野 田 潤	茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会幹事
	おおたにかずこ 大 谷 和 子	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会副会長
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の代表者	きたざわいちろう 北 沢 一 郎	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会事務局次長
5 茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表者	ふるやひろし 古 谷 宏	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会副会長
6 茅ヶ崎市自治会連絡協議会の代表者	こんどうすすむ 近 藤 晋	茅ヶ崎市自治会連絡協議会会計 （松林地区連合会会長）
7 社団法人茅ヶ崎医師会の代表者	おざさたかお 小 笹 貴 夫	社団法人茅ヶ崎医師会副会長
8 学識経験を有する者	とよだむねひろ 豊 田 宗 裕	横浜国際福祉専門学校顧問
	しまむらとしお 島 村 俊 夫	神奈川県立保健福祉大学大学院 非常勤講師
9 市内の福祉団体、ボランティア団体等の代表者	ほんまたろう 本 間 太 郎	特定非営利活動法人パーソナルサービスセンター トムトム 事業部長
	おおたまさよ 太 田 雅 世	茅ヶ崎市地域包括支援センター 連絡会
	あらいようこ 新 井 陽 子	フリースペース PorePore・ちがさき副代表

5. 計画策定の経過

第2期計画策定に関わる主な取り組みや茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会での検討の経過は次のとおりです。

<平成20年度>

年月日	主な取り組み等
20.7.15 ～20.8.15	茅ヶ崎市政アンケート調査 ○市民相談課が行う市政アンケート調査に「地域福祉について」の項目を設定し、調査結果を第2期計画に反映させた。 (対象者数；3,000人 有効回答者数；1,816人)
20.11.3 ～21.2.28	住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会（12地区） ○地域福祉を推進するうえでの地域住民、市社会福祉協議会、市（行政）の役割を再確認し、次期地域福祉計画で取り組む施策等に結びつけていくため、各地区の既存組織等（地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア関係者）から参加をいただき、地区ごとに懇談会を開催した。全地区から282人が参加。懇談会での意見を第2期計画に反映させた。
21.2.8	地域福祉活動交流会 ○地域住民主体で実践されている地域福祉活動を広く市民に周知する場として、平成17年度から開催（17年度の名称は地域福祉フォーラム）。平成20年度は約190名が参加。参加者アンケートで「地域福祉について日ごろ感じていること」などを確認し、取りまとめた意見を第2期計画に反映させた。

<平成21年度>

年月日	主な取り組み等
21.6.1	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画策定基本方針の決定
21.6.30	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会（審議会） ○第2期計画策定に向けた基本方針やスケジュールを確認した。 ○計画の施策体系につながるキーワードやキーワードをもとに集約した構成要素について、各委員から意見を伺った。
21.7.13	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議（庁内会議） ○第2期計画策定に向けた基本方針やスケジュールを確認した。 ○計画の施策体系につながるキーワードやキーワードをもとに集約した構成要素について検討した。
21.7.16 ～21.8.7	茅ヶ崎市政アンケート調査 ○市民相談課が行う市政アンケート調査に「保健福祉サービスについて」の項目を設定した。 (対象者数；3,000人 有効回答者数；1,897人)
21.7.30	第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 ○計画のたたき台となる基本的な考え方（趣旨、基本理念、基本方針）を中

年月日	主な取り組み等
	心に審議し、基本理念は第1期計画を踏襲することを確認した。 ○計画の骨格となる施策体系の案を審議した。
21.9.4	第3回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会（計画の諮問） ○第1回・第2回推進委員会での意見等を「計画（素案）」として取りまとめ、推進委員会に諮問した。 ○計画の導入部分や計画期間に目指すまちの姿を示す「基本目標」、基本目標を具体化する「8つの施策」・「重点施策」を説明し、審議した。 ○施策の展開に掲げる「現状と課題」、「施策の方向性」、「行政・地域の取り組み」等について全体的に審議した。
21.9.28	第4回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 ○第3回推進委員会からの修正箇所等を確認し、素案全体について引き続き審議した。 ○追加項目として、第2期計画の大きなポイントとなる「重点プロジェクト（コーディネーター配置事業）」、「計画指標」を説明し、審議した。
21.10.23	第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議 ○計画の策定状況や今後のスケジュールを説明した。 ○第4回推進委員会時点での計画素案について検討した。
21.10.27	第5回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会（計画の答申） ○第4回推進委員会からの修正箇所等、追加項目として計画の「推進体制」を確認した。 ○「重点プロジェクト」の具体的な展開を示し、プロジェクトに直接関わる市社会福祉協議会、地域包括支援センター代表の委員からの意見を伺うとともに、内容を再確認した。 ○推進委員会から「計画（素案）」の答申を受けた。 ○今後のスケジュールを確認した。
21.11～12	庁議、議会報告を経て計画案を決定
21.12.18 ～22.1.19	パブリックコメントの実施 ○意見の件数：61件 ○意見の提出者数：16人
21.2	市民意見を計画案に反映し、庁議で審議
22.2.8	第6回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 ○パブリックコメントの実施状況を報告した。 ○地域福祉活動交流会について確認した。
22.2.27	地域福祉活動交流会（第7回地域福祉計画推進委員会） ○第2期計画の策定経過を報告
22.3下旬	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画の決定
22.3下旬	パブリックコメント実施結果・第2期茅ヶ崎市地域福祉計画の公表

※地域福祉計画推進委員会では、会議での意見のほか、「ご意見シート」を活用して幅広く意見を求めた。

6. 平成17～20年度茅ヶ崎市地域福祉計画推進の取り組み
 <平成17年度>

年月日	主な事業と内容
17.6.21 (火)	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議（庁内調整会議） (1) 計画の推進体制と推進施策について (2) 平成17年度スケジュールについて (3) 地域福祉計画基本施策推進にかかる各課担当事業について
17.6.27 (月)	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 「茅ヶ崎市地域福祉計画」の策定経過について (2) 「茅ヶ崎市地域福祉計画」の推進体制について (3) 平成17年度スケジュールについて (4) 「茅ヶ崎市地域福祉計画」にかかる基本施策及び重点施策の推進方策について
17.7.1 (金)	保健福祉総合相談窓口の充実 保健福祉総合相談窓口は平成12年5月から開設。 市民の保健福祉に関する相談により専門的に応じるため、相談員に福祉関係有資格者・経験者を配置。
17.8.22 (月)	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会研修会 (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画 (島村俊夫氏：茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会副委員長・茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会委員長) (2) 茅ヶ崎市地域福祉計画について（茅ヶ崎市保健福祉総務課） (3) 茅ヶ崎市地域福祉活動計画について（茅ヶ崎市社協）
17.9.6 (火)	第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉計画の広報周知について（「地域福祉フォーラム」ほか） (2) 地域の課題解決におけるネットワークについて (3) 地域福祉コーディネーターについて
17.9.18 (日)	地域福祉フォーラム 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：「茅ヶ崎市地域福祉計画」の地域、市民への浸透及び福祉関係者に対する地域福祉活動への意識の高揚を図るため開催 参加者：市民約200名 内 容： 第1部 パネルディスカッション (豊田宗裕氏、市川和彦氏、島村俊夫氏、滝口しげ子氏 ：茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会各専門部会正・副部会長) 第2部 地域福祉活動事例報告 (松浪地区社協、仲間づくりかよう会、福祉ネット湘南村) 講演 (山口稔氏：茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会委員長)



年月日	主な事業と内容																																				
17. 11. 8（火）	第1回地域福祉講演会 会 場：茅ヶ崎商工会議所 目 的：地域の多様なニーズを受け止め、課題解決に向けて、地域の人や組織等（地域資源）を結び付ける「地域福祉コーディネーター」の役割や意義等の普及啓発を図ることを目的に開催 ※神奈川県と共催 参加者：市内の福祉活動実践者約60名 内 容： 講演1「高齢者・介護者を支える地域のネットワークについて（徘徊高齢者SOSネットワーク事例ほか）」 （福島廣子氏：特別養護老人ホーム「ふれあいの森」施設長） 講演2「地域福祉コーディネーターへの期待」 （山崎美貴子氏：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長） 意見交換 																																				
17. 11. 11（金）	第3回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1)「地域福祉フォーラム」開催結果について（成果と課題等） (2)地域福祉の浸透にかかる地区への取り組みについて (3)地域福祉コーディネーターについて																																				
18. 1. 12（木） ～2. 18（土）	地域福祉計画12地区説明会（順次） 各地区の既存組織等（地区社協、地区自治会連合会、民生委員児童委員、ボランティア関係者）の代表者等を対象とした地域福祉計画の説明会に参加・説明。 災害時要援護者支援制度の説明会（高齢福祉課、障害福祉課）と同時実施。 <table><tr><th>日時</th><th>地区</th><th>会場</th></tr><tr><td>1/12（木）</td><td>鶴嶺東</td><td>鶴嶺東コミュニティセンター</td></tr><tr><td>1/17（火）</td><td>浜須賀</td><td>浜須賀会館</td></tr><tr><td>1/18（水）</td><td>小和田</td><td>小和田地区コミュニティセンター</td></tr><tr><td>1/19（木）</td><td>松林</td><td>中赤羽根自治会館</td></tr><tr><td>1/22（日）</td><td>湘北</td><td>香川公民館</td></tr><tr><td>1/26（木）</td><td>海岸・湘南</td><td>福祉会館・コミュニティセンター湘南</td></tr><tr><td>1/30（月）</td><td>南湖</td><td>中町自治会館</td></tr><tr><td>2/ 4（土）</td><td>鶴嶺西</td><td>萩園自治会館</td></tr><tr><td>2/ 7（火）</td><td>松浪</td><td>白十字林間学校</td></tr><tr><td>2/ 9（木）</td><td>茅ヶ崎</td><td>茅ヶ崎地区コミュニティセンター</td></tr><tr><td>2/18（土）</td><td>小出</td><td>小出地区コミュニティセンター</td></tr></table>	日時	地区	会場	1/12（木）	鶴嶺東	鶴嶺東コミュニティセンター	1/17（火）	浜須賀	浜須賀会館	1/18（水）	小和田	小和田地区コミュニティセンター	1/19（木）	松林	中赤羽根自治会館	1/22（日）	湘北	香川公民館	1/26（木）	海岸・湘南	福祉会館・コミュニティセンター湘南	1/30（月）	南湖	中町自治会館	2/ 4（土）	鶴嶺西	萩園自治会館	2/ 7（火）	松浪	白十字林間学校	2/ 9（木）	茅ヶ崎	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	2/18（土）	小出	小出地区コミュニティセンター
日時	地区	会場																																			
1/12（木）	鶴嶺東	鶴嶺東コミュニティセンター																																			
1/17（火）	浜須賀	浜須賀会館																																			
1/18（水）	小和田	小和田地区コミュニティセンター																																			
1/19（木）	松林	中赤羽根自治会館																																			
1/22（日）	湘北	香川公民館																																			
1/26（木）	海岸・湘南	福祉会館・コミュニティセンター湘南																																			
1/30（月）	南湖	中町自治会館																																			
2/ 4（土）	鶴嶺西	萩園自治会館																																			
2/ 7（火）	松浪	白十字林間学校																																			
2/ 9（木）	茅ヶ崎	茅ヶ崎地区コミュニティセンター																																			
2/18（土）	小出	小出地区コミュニティセンター																																			

年月日	主な事業と内容
18. 3. 10 (金)	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会研修会 「茅ヶ崎市地域福祉計画の進捗状況について」 茅ヶ崎市 1 2 地区社協正副会長に対し、地域福祉計画の概要及び取り組みの方向性を説明
18. 3. 17 (金)	第 2 回地域福祉講演会 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：地域におけるネットワークづくりを進める際の具体的な取り組み方法の習得及びネットワークの中核となる人材（コーディネーター）の必要性の啓発を図ることを目的に開催。 ※神奈川県と共催 対 象：各地区の既存組織等の代表者等 内 容： 講演（豊田宗裕氏：横浜国際福祉専門学校副校長） 事例報告（相模原市大野北地区社協、茅ヶ崎市浜須賀地区社協） 質疑
18. 3. 24 (金)	第 2 回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議（庁内調整会議） (1) 茅ヶ崎市地域福祉計画推進の取り組みについて (2) 関係各課の取り組みについて（災害時要援護者支援制度） (3) 情報交換（介護保険制度改革、障害者自立支援法）
18. 3	茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第 4 次実施計画 これまで高齢者施策として推進してきた「ボランティア地域介護支援事業」（地区ボラセンの設置、ボランティアの育成・登録等）を地域福祉推進の主要施策として実施計画に位置付ける（「地域福祉活動支援事業」）とともに、事業の所管を高齡福祉課から福祉総務課に引き継ぐ。



<平成 1 8 年度>

年月日	主な事業と内容
18. 6. 26 (月)	第 1 回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 平成 1 7 年度地域福祉計画推進の取り組み報告について (2) 平成 1 8 年度スケジュールについて ①平成 1 8 年度の計画推進体制・推進事業について（地域福祉事例発表会等） ②1 2 地区での取り組みについて（地区社協の取り組み） (3) 「茅ヶ崎市地域福祉計画」基本施策・重点施策の推進について ①相談窓口・相談機能の充実（保健福祉総合相談窓口相談事例から） ②地域の相談（コーディネート）機能等との連携について (4) 「茅ヶ崎市地域福祉計画」にかかる関係課・機関の取り組みについて ①災害時要援護者支援制度について（高齡福祉課・障害福祉課）

年月日	主な事業と内容
	②地域包括支援センターの設置について（介護保険課） ③第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画について（茅ヶ崎市社協）
18. 7. 1（土）	保健福祉総合相談窓口の充実 相談員として、福祉関係有資格者・経験者を公募し、2名体制とする。
18. 8. 22（火）	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議 (1) 平成18年度地域福祉計画推進スケジュールについて (2) 地域福祉計画基本施策の推進について ①相談窓口・相談機能の充実について ②サービス提供のネットワーク化の推進について (3) 地域福祉計画基本施策推進にかかる各課関連事業について (4) 情報交換
18. 9. 13（水）	第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画説明会 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：第3次地域福祉活動計画の市民、関係機関・団体等への周知 参加者：市民、関係機関・団体等約130名
18. 11. 10（金）	保健福祉総合相談窓口と障害者関係相談窓口との意見交換 保健福祉総合相談窓口の業務内容、相談状況について、障害者生活支援センター（市社協）、生活相談室とれいん、地域生活センター元町の家職員に説明。 日常受ける相談についての意見交換を行う。
18. 11. 16（木）	平成18年度ボランティアセンター交流会 既設の地区ボラセン（3地区）の活動報告と役割ごとの意見交換（分科会） 地区社協、社協関係者、行政職員約60名
18. 12. 8（金）	第1回地域福祉の担い手育成推進委員会※（社会福祉協議会） 第3次地域福祉活動計画（市社協）に基づき、地区に必要な支援と担い手づくりを進めていくために、地区社協との連携のもと、22名の参加を得て、社会福祉協議会が開催（神奈川県モデル事業）。 第1回委員会において、保健福祉総務課職員が出席し、茅ヶ崎市地域福祉計画との関連や地区社協活動への期待を説明。
18. 12. 11（月）	第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉活動交流会（事例発表会）について (2) 地域福祉活動拠点としての地区ボラセンのあり方について

年月日	主な事業と内容
19. 2. 4 (日)	地域福祉活動交流会（第3回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会） 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：「茅ヶ崎市地域福祉計画」の地域、市民への一層の浸透及び福祉関係者に対する地域福祉活動への意識の高揚を図るため開催 参加者：市民約120名 内 容： 基調報告（地域福祉計画推進委員会委員長 山口稔氏） 地域福祉活動事例報告 （小さな手、きらきらぼし、 障害者地域作業所 楽庵、 ふれあい活動ホームあかしあ、 湘北地区の地域福祉を考える懇談会、地域福祉の担い手育成推進委員会*） 意見交換・まとめ（地域福祉計画推進委員会副委員長 島村俊夫氏） 
19. 3. 8 (木)	第4回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉計画推進事業等の評価について ①地域福祉活動交流会について ②平成17・18年度における重点施策推進事業等の評価について

<平成19年度>

年月日	主な事業と内容
19. 5. 29 (火)	第1回地域福祉計画推進作業部会 地域福祉計画に掲げられた施策の具体化について、保健福祉部門の個別計画の進行状況を踏まえ、検討・協議することを目的として保健福祉部各課担当者からなる地域福祉計画推進作業部会を設置。19年度は計11回開催。
19. 7. 2 (月)	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 平成17・18年度「茅ヶ崎市地域福祉計画」推進の取り組みについて (2) 平成19年度「茅ヶ崎市地域福祉計画」推進の取り組みについて ①平成19年度スケジュールについて ②地区ボラセンの設置促進と機能拡充について
19. 10. 23 (火)	第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉計画普及啓発事業（地域福祉活動交流会）について (2) 地域福祉活動拠点の整備について
19. 11. 26 (水)	第7回地域福祉計画推進作業部会（中間報告） 保健福祉部・部課長に対し、中間報告を行う。 主に地域福祉活動拠点整備として、「地域包括支援センター」と「地区ボラセン」の連携を提案。

年月日	主な事業と内容
19.12.12 (水)	第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議 (1) 茅ヶ崎市地域福祉計画推進の取り組みについて ①平成17・18年度計画推進の取り組み ②平成19年度計画推進の取り組み (2) 地域福祉計画推進における検討課題 ①地域福祉計画推進作業部会について ②計画推進における検討課題（地域福祉活動拠点整備、相談窓口の連携等） (3) 情報交換
19.12.19 (水)	第3回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉活動交流会について (2) 地域福祉活動拠点の整備について
20.1.16 (水)	第9回地域福祉計画推進作業部会 地域包括支援センター、地区ボラセン（地区社協）関係者、市社協担当者を招いて、作業部会「中間報告」に対する意見交換を行う。
20.2.17 (日)	地域福祉活動交流会（第4回地域福祉計画推進委員会） 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：「茅ヶ崎市地域福祉計画」の地域、市民への一層の浸透及び福祉関係者に対する地域福祉活動への意識の高揚を図るため開催 参加者：市民約170名 内 容： 基調報告（地域福祉計画推進委員会委員長 豊田宗裕氏） 地域福祉活動事例報告 （松林ケアセンター、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、湘北地区社協） 意見交換・まとめ（地域福祉計画推進委員会副委員長 島村俊夫氏）
20.2	小和田地区拠点借り上げ 地区ボラセンの活動拠点として民間住宅を借り上げ（2/22契約） 地区ボラセンの立ち上げに向けた準備委員会、実行委員会等を開催 20年7月ボラセン開所予定（生活支援のほか、サロン※活動等を実施予定）
20.3.10 (月)	第9回地域福祉の担い手育成推進委員会※（社会福祉協議会） 各地区社協から推薦を受けた22名による学習・研修活動 H18.12.8からH20.3.10にかけて、合計9回開催 最終回で、これまでの学習活動を振り返り、今後の活動との関連を確認



<平成20年度>

年月日	主な事業と内容
20.4.30 (水)	第1回地域福祉計画推進作業部会（第1次検討結果報告） 平成19年度の作業部会から地域福祉計画の推進について、各課で検討した内容及び総括として取りまとめた結果を保健福祉部・部課長に報告。 主に地域福祉活動拠点整備の方向性、地域のコーディネーターとなり得る人材育成・地域への配置について提案。
20.5.12 (月)	第1回地域福祉計画推進委員会 (1) 平成17年度～19年度地域福祉計画推進の取り組み ①平成19年度「地域福祉活動交流会」について ②平成17年度～19年度地域福祉計画「重点施策」推進の取り組み (2) 平成20年度地域福祉計画推進の取り組み (3) 地域福祉活動拠点整備と人材育成について (地域福祉計画推進作業部会「第1次検討結果」から)
20.5	鶴嶺西地区拠点借り上げ 地区ボラセンの活動拠点として民間アパートを借り上げ
20.6.10 (火)	保健福祉総合相談窓口の地域展開  地域福祉計画の基本施策に位置付けられた「身近な相談窓口の整備」を推進し、地域での支援ネットワークづくりの一翼とするため小出支所（茅ヶ崎市芹沢）に相談員2名のうち1名を派遣（月2回試行的に実施）。
20.7.1 (火)	小和田地区ボラセン「みんなのこわだ」開所 市内4番目の地区ボラセン 本宿町11-47 TEL/Fax (55)1341 受付時間 月・金 10:00～12:00 地区の支え合い活動の拠点として、草取り、介添え等地域住民の「ちょっとした困り事」の相談に地区のボランティアが応じる。 
20.7.15 (火)	広報ちがさき7/15号（1面）に地区ボラセン記事を掲載
20.7.28 (月)	第1回地域福祉計画推進調整会議 (1) 茅ヶ崎市地域福祉計画推進の取り組みについて ①平成17～19年度計画推進の取り組み、成果 ②平成20年度計画推進の取り組み ③地域福祉計画基本施策推進にかかる各課関連事業について (2) 地域福祉計画推進における検討課題 ①地域福祉計画推進作業部会第1次検討結果報告 ②「身近な地域」での支援ネットワークづくり (3) 地域福祉計画の見直しについて ①12地区懇談会の開催について ②災害時要援護者支援策の計画盛り込みについて

年月日	主な事業と内容																																							
20. 8. 18（月）	第2回地域福祉計画推進委員会 （1）地域福祉計画推進の取り組み報告 （地区ボラセンの新設と広報周知について） （2）地域福祉活動交流会について （3）12地区懇談会について （4）基本施策「相談窓口・相談機能の充実」について																																							
20. 10	松林地区拠点借り上げ 地区ボラセンの活動拠点として民間アパートを借り上げ																																							
20. 11. 3（月） ～	住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会（順次） 地域福祉を推進する上での地域住民、市社協、市の役割を再確認し、地域福祉の更なる活発化に繋げていくため、各地区の既存組織等（ 地区自治会連合会、地区社協、民生委員児童委員、ボランティア関係者 ）の参加を得、地区ごとの懇談会を開催。（地域福祉計画見直し作業の一環として実施） <table border="1"><thead><tr><th>日時</th><th>地区</th><th>会場</th></tr></thead><tbody><tr><td>11/3（木）</td><td>松林</td><td>松林公民館</td></tr><tr><td>11/7（金）</td><td>南湖</td><td>南湖会館</td></tr><tr><td>11/13（木）</td><td>湘南</td><td>コミュニティセンター湘南</td></tr><tr><td>11/18（火）</td><td>小出</td><td>小出地区コミュニティセンター</td></tr><tr><td>11/29（土）</td><td>湘北</td><td>香川公民館</td></tr><tr><td>12/6（土）</td><td>松浪</td><td>松浪自治会館</td></tr><tr><td>12/7（日）</td><td>茅ヶ崎</td><td>茅ヶ崎地区コミュニティセンター</td></tr><tr><td>12/14（日）</td><td>鶴嶺西</td><td>鶴嶺公民館</td></tr><tr><td>12/20（土）</td><td>鶴嶺東</td><td>鶴嶺東コミュニティセンター</td></tr><tr><td>1/23（金）</td><td>小和田</td><td>小和田地区コミュニティセンター</td></tr><tr><td>2/4（水）</td><td>浜須賀</td><td>浜須賀会館</td></tr><tr><td>2/28（土）</td><td>海岸</td><td>福祉会館</td></tr></tbody></table>	日時	地区	会場	11/3（木）	松林	松林公民館	11/7（金）	南湖	南湖会館	11/13（木）	湘南	コミュニティセンター湘南	11/18（火）	小出	小出地区コミュニティセンター	11/29（土）	湘北	香川公民館	12/6（土）	松浪	松浪自治会館	12/7（日）	茅ヶ崎	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	12/14（日）	鶴嶺西	鶴嶺公民館	12/20（土）	鶴嶺東	鶴嶺東コミュニティセンター	1/23（金）	小和田	小和田地区コミュニティセンター	2/4（水）	浜須賀	浜須賀会館	2/28（土）	海岸	福祉会館
日時	地区	会場																																						
11/3（木）	松林	松林公民館																																						
11/7（金）	南湖	南湖会館																																						
11/13（木）	湘南	コミュニティセンター湘南																																						
11/18（火）	小出	小出地区コミュニティセンター																																						
11/29（土）	湘北	香川公民館																																						
12/6（土）	松浪	松浪自治会館																																						
12/7（日）	茅ヶ崎	茅ヶ崎地区コミュニティセンター																																						
12/14（日）	鶴嶺西	鶴嶺公民館																																						
12/20（土）	鶴嶺東	鶴嶺東コミュニティセンター																																						
1/23（金）	小和田	小和田地区コミュニティセンター																																						
2/4（水）	浜須賀	浜須賀会館																																						
2/28（土）	海岸	福祉会館																																						
																																								

年月日	主な事業と内容
20.12.16 (火)	第3回地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉活動交流会について (2) 「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会」の開催状況について (3) その他 ①茅ヶ崎市特別支援学級の拠点校方式に対する申し入れ ②地区ボラセンの情報提供
21.1.18 (日)	つるみね西ボランティアセンター（鶴嶺西地区）開所 市内5番目の地区ボラセン 萩園2365 コーポ茅ヶ崎203号 TEL/Fax (73)8280 E-mail:turuminenisi-vc@tempo.ocn.ne.jp 受付時間 月・水・金 10:00～12:00 地区の支え合い活動の拠点として、草取り、介添え等地域住民の「ちょっとした困り事」の相談に地区のボランティアが応じる。 
21.2.2 (月)	茅ヶ崎市広報番組レディオ湘南「はまかぜちがさき」での情報発信 (1)つるみね西ボランティアセンター開所について (2) 地域福祉活動交流会について
21.2.8 (日)	地域福祉活動交流会（第4回地域福祉計画推進委員会） 会 場：茅ヶ崎市役所コミュニティホール 目 的：地域福祉推進のための専門機関、住民活動のネットワーク化 参加者：市民約190名 内 容： 基調報告（地域福祉計画推進委員会 副委員長 島村俊夫氏） 地域福祉活動事例報告 （地域包括支援センター青空、地域生活支援センター元町の家、茅ヶ崎駅北口子育て支援センター、小和田地区ボラセンみんなのこわだ） 意見交換・まとめ（地域福祉計画推進委員会委員長 豊田宗裕氏） 地域福祉活動団体等によるパネル展示を実施 
21.3.19 (木)	松林サポートセンター（松林地区）開所 市内6番目の地区ボラセン 赤羽根1332-1 パストラル式番館101号室 TEL/Fax (73)8280 受付時間 火・金 9:30～12:00 地区の支え合い活動の拠点として、草取り、介添え等地域住民の「ちょっとした困り事」の相談に地区のボランティアが応じる。 

年月日	主な事業と内容
21. 3. 23 (月)	第5回地域福祉計画推進委員会 (1) 茅ヶ崎市地域福祉計画「重点施策」への取り組みと評価（H17～20年度）
21. 3. 27 (金)	第2回地域福祉計画推進調整会議 (1) 茅ヶ崎市地域福祉計画「重点施策」への取り組みと評価（H17～20年度） (2) 「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会」で出された意見等について (3) 茅ヶ崎市地域福祉計画の見直し（次期計画策定）について

※ 上記のほか、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会（市社協）に委員として出席（福祉総務課長）。
 また、各種研修会や地域の懇談会に職員が参加。
 地域での具体的な取り組みについては、市社協、地区社協関係者と随時打合せを行う。

7. 地域福祉フォーラム、地域福祉講演会の関連資料

地域福祉フォーラム

～進めよう、みんなの力で地域福祉～

「茅ヶ崎市地域福祉計画」を策定しました！！

茅ヶ崎市では、多くの市民のみなさんにご参加をいただき、地域の中でみんなが支え合っていくことを目指し、「茅ヶ崎市地域福祉計画」を策定しました。計画を市民のみなさんに伝えるため、地域福祉フォーラムを開催します。

と き：平成17年9月18日（日） 9：30～12：30（予定）
ところ：茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール



「地域福祉」は、市民のみなさん一人ひとりが主役です！！

当日は、計画の策定に携わった方々のパネルディスカッション、地域で実際に活躍されている方々の活動発表を行います。

「「地域福祉」って何だろう？」 「何か、難しそう・・・」

まずは、フォーラムに参加してみませんか。

パネリストのみなさんや地域でご活躍のみなさんが、地域福祉のヒントやアイデアを伝えてくれます。

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らしたい。その願い・想いを叶えるためには、みなさんの日常のちょっとした「気づき」が必要になります。主役は、市民のみなさんです。

プログラム

9：30～ 開会（茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉総務課）

9：35～ あいさつ（茅ヶ崎市長 服部信明）

<第1部>

9：40～ パネルディスカッション

テーマ「進めよう、みんなの力で地域福祉（地域で築こうふれあいネットワーク）」

計画策定に参加した市民のみなさんと一緒に議論を重ねてきた生活者が、策定後の展開で感じた「茅ヶ崎市民の地域力」について熱く語ります。

コーディネーター：豊田宗裕（茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会副委員長、福祉専門学校副校長）

パネリスト：市川和彦（障害者福祉部会会長：茅ヶ崎リハビリテーションセンター）
島村俊夫（高齢者福祉部会会長：神奈川県社会福祉機関かながわ事務局）

滝口しげ子（児童福祉部会副会長：前茅ヶ崎市民生委員）

<第2部>

11：25～ 地域福祉活動事例報告

茅ヶ崎市内で地域福祉推進に携わる方々が、それぞれの活動のなかで、みなさんが参加できること、自分の地域でできることが見つかった事例を報告します。

活動グループ：①松浪地区社会福祉協議会
②仲間づくりかよう会
③福祉ネット湘南村

<まとめ>

12：00～ 「地域福祉フォーラムを通じて～これからの地域福祉」
山口稔（茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会委員長）

地域福祉講演会

～くらしを支えるネットワークと地域福祉コーディネーターの役割～

地域で福祉的な課題が発生したときに、みなさんはどのように解決に結びつけていますか。地域では地域福祉を推進する様々な活動が行われています。こうした活動が相まって福祉課題を解決していくことにより、ネットワークが生まれ、福祉コミュニティが構築されていきます。この講演会では地域の福祉課題を解決するためのネットワークの必要性和課題解決のキーマンとなる「コーディネーター」の役割について、みなさんと共に考えてみたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

【日 時】 平成17年11月8日（火） 午後2時00分～4時30分（予定）
【会 場】 茅ヶ崎商工会議所大会議室（〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-29）
【内 容】 ① 講演会

「高齢者・介護者を支える地域のネットワークについて」
（徘徊高齢者 SOS ネットワーク事例ほか）

特別養護老人ホーム「ふれあいの森」施設長 福島廣子

「地域福祉コーディネーターへの期待」

神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部長 山崎美貴子

② 意見交換会

両講師を中心に、福祉課題の解決に向けた仕組みづくり、地域福祉コーディネーターの役割等について、参加者を交えた意見交換を行います。

【対象者】 茅ヶ崎市内で地域福祉活動を実践し、コーディネーターとしての役割が期待される人（社会福祉協議会関係者、民生委員児童委員、福祉施設職員、ケアマネージャー、福祉ボランティア関係者等地域福祉推進に携わっている専門の方々）

【定員・参加費】 50名程度・無料

【申込み方法】 下記申込書記入のうえ、FAX、Email 等で平成17年10月28日（金）までに申し込みください。（定員になり次第、締め切ります。）

【主 催】 茅ヶ崎市（保健福祉部保健福祉総務課）・神奈川県（保健福祉部地域保健福祉課）
※問い合わせ、申込み先 茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉総務課（担当：松下）
電話 （0467）82-1111（内線2258）
FAX （0467）82-5157
Email hokensoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

●申込書

ふりがな お名前		所属・団体、 活動分野等	
ご住所		電話/FAX E-mail	

8. 地域福祉活動交流会、地区懇談会の関連資料

2006年度 地域福祉活動交流会 ～進めよう、みんなの力で地域福祉～

「地域福祉」って何だろう

「住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしたい」。市民の皆さんの切なる願いだと思います。こうした皆さんの願い・想いをかなえるには、行政の行うサービスはもちろん、市民の皆さんが行うボランティア活動を始め、様々な支え合い活動を通じてお互いに相補いながら、だれでも必要なサービスを受けられる地域を創り上げていくことが大切です。

茅ヶ崎市では平成17年3月に「茅ヶ崎市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の具体化に向けた取り組みを進めています。



一緒に考えましょう！

皆さんのお住まいの地域では、すでに様々な支え合い活動が行われています。「身近なことなのに全然知らなかった」という方もいらっしゃるかもしれません。地域の皆さんの素晴らしい活動を通じて、「地域福祉」を一緒に考えましょう。地域福祉は市民の皆さん一人ひとりが主役になります。皆さんのご来場をお待ちしています！！

と き：平成19年2月4日（日） 13：00～16：00（予定）
と ころ：茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール
共 催：茅ヶ崎市・茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

プログラム

- 13：00～ 開会
- 13：05～ あいさつ（茅ヶ崎市長 服部信明）
- 13：10～ 基調報告「地域福祉活動交流会について ～進めよう、みんなの力で地域福祉～」
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員長 山口裕）
- 13：30～ 地域福祉活動事例報告
皆さんがお住まいの地域で活躍するグループのキラリと光る活動報告です！！
●活動グループ：① 小さな手（付き添い、外出支援などの援助ボランティア）
② きらきらぼし（子育て支援ボランティア）
③ 障害者地域作業所 美庵・ふれあい活動ホームあかし
④ 湘北地区の地域福祉を考える懇談会
⑤ 地域福祉の担い手育成推進委員会
- 15：15～ 意見交換会
皆さんと一緒に地域福祉の進め方を考えてみましょう！！
- 15：40～ まとめ「地域福祉活動交流会を通じて ～地域への期待～」
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会副委員長 島村俊夫）
- 16：00 閉会

（お問い合わせは、保健福祉部保健福祉総務課 電話0467-82-1111 内線2258）
※当日保育が必要な方は、1月22日（月）までに保健福祉総務課にご予約をお願いします。
申込みの人数等によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

2007年度 地域福祉活動交流会 ～進めよう、みんなの力で地域福祉～

「地域福祉」に大切な人ととの「つながり」

皆さんがお住まいの地域では、日常のちょっとした困り事を手助けしてくれるボランティア活動をはじめ、様々な支え合い活動が行われています。

そして、地域には、支え合い活動の橋渡しをしてくれる自治会、社会福祉協議会、学校、福祉事業者、社会福祉施設など「社会資源」もたくさん存在します。一つひとつが地域福祉を進める大きな力になっています。



「つなぐの場」を一緒に作りましょう！

「茅ヶ崎市地域福祉計画」では、地域における様々なサービス、活動が繋がって、皆さんが暮らしやすいまちができることを目指しています。交流会ではそんな身近な地域にある「つなぐの場」をご紹介します。報告を通じて、ぜひ、皆さんと一緒に「地域福祉」を進めていきましょう。皆さんのご来場をお待ちしています！！

と き：平成20年2月17日（日） 13：00～15：45（予定）
と ころ：茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール
共 催：茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会・茅ヶ崎市

プログラム

- 13：00～ 開会
- 13：05～ あいさつ（茅ヶ崎市長 服部信明）
- 13：10～ 基調報告「地域福祉活動交流会について ～進めよう、みんなの力で地域福祉～」
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員長 豊田宗裕）
- 13：40～ 地域福祉活動事例報告
① お年寄り子ども達のふれあいの場が広がっています
松林ケアセンター
② 障害のある子ども達と地域をつないでいます
神奈川県立茅ヶ崎養護学校
③ 地域のみなさんと福祉活動を進めています
湘北地区社会福祉協議会
- 14：40～ 休憩
- 14：55～ 意見交換会・調評
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会副委員長 島村俊夫）
- 15：35～ 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員紹介
- 15：45 閉会

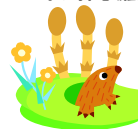
（お問い合わせは、保健福祉部保健福祉総務課 電話0467-82-1111 内線2151～2）
※当日保育が必要な方は、2月8日（金）までに福祉総務課にご予約をお願いします。
申込みの人数等によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

2008年度 地域福祉活動交流会 ～進めよう、みんなの力で地域福祉～

安心して暮らせる仕組みづくりを進めています

子育て、介護をはじめ毎日の暮らしの中では、いろいろな「困りごと」がおこります。少子高齢化が進み、人と人とのつながりが薄れてきている今、暮らしの基礎となる家庭をとりまく地域が、暮らしの中の様々な困りごとや悩みごとを受け止め、解決へとつながっていく仕組みが必要になっています。

茅ヶ崎市地域福祉計画では、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めています。



「一人ひとりの困りごと」に地域が応えています

地域の困りごとは人と人がつながって解決の道筋がつくられ、活動と活動が繋がって問題が軽減されていきます。交流会では「身近な地域にある相談」をテーマに地域のボランティアの皆さんや福祉の専門相談窓口などが連携した取り組みをご紹介します。皆さんのご来場をお待ちしています！！

と き：平成21年2月8日（日） 13：00～16：00（予定）
と ころ：茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール
共 催：茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会・茅ヶ崎市

プログラム

- 13：00～ 開会
- 13：05～ あいさつ（茅ヶ崎市長 服部信明）
- 13：10～ 基調報告「地域福祉推進の取り組み ～地域福祉計画と地域福祉活動計画～」
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会副委員長 島村俊夫）
- 13：40～ 地域福祉活動事例報告
お年寄りや障害のある方、子育て中の家庭などのご相談に応じる地域の専門機関や住民同士の支え合い活動の報告です！！
① 地域包括支援センター 青空（地域で暮らしみなさんの総合相談窓口）
② 地域生活支援センター 元町の家（精神障害のある方の地域生活の支援）
③ 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（乳幼児のいる子育て家庭の支援）
④ 小和田地区ボランティアセンター みんなのこわだ（住民同士の支え合い活動）
- 15：00～ 休憩
- 15：15～ 意見交換会・まとめ 地域の支え合いを話し合しましょう！！
（茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員長 豊田宗裕）
- 15：50～ 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員紹介
- 16：00 閉会

（お問い合わせは、保健福祉部福祉総務課 電話0467-82-1111 内線2151～2）
※当日保育が必要な方は、1月28日（水）までに福祉総務課にご予約をお願いします。
申込みの人数等によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

いつまでも 住み慣れたまちで暮らす ヒントが見つかります

～住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会～

茅ヶ崎市では、地区での住民同士の支え合い活動が活発に行われています。このたび、同じ地区で活動している方々にお集まりいただき、これからの地域福祉について話し合う「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会」を開催します。どなたでもご参加いただけます。お申し込みください。

テーマ：「住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい」という願いをかなえるために何が求められているか

開催日程

地 区 名	日 時	会 場
茅ヶ崎地区	12月 7日（日）午後2時～4時	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
海岸地区	2月28日（土）午後1時30分～3時30分	福祉会館
南瀬地区	11月 7日（金）午後7時～9時	南瀬会館
鶴岡東地区	12月20日（土）午後1時30分～3時30分	鶴岡東コミュニティセンター
鶴岡西地区	12月14日（日）午前10時～正午	鶴岡公民館
湘南地区	11月13日（木）午後7時～午後9時	コミュニティセンター湘南
松林地区	11月 3日（月）午前9時30分～11時30分	松林公民館
湘北地区	11月29日（土）午後7時～9時	香川公民館
小和田地区	1月23日（金）午後1時30分～3時30分	小和田地区コミュニティセンター
松浪地区	12月 6日（土）午後1時30分～3時30分	松浪自治会館
浜須賀地区	2月 4日（水）午後1時30分～3時30分	浜須賀会館
小田地区	11月18日（火）午後6時30分～8時30分	小田地区コミュニティセンター

お申込方法

茅ヶ崎市役所の福祉総務課に電話、ファクシミリ、電子メール又は直接お申し込みください。

お申込は、各地区の開催日の直前の平日まで承ります。

電話番号：0467-82-1111 内線 2151・2152

ファクシミリ：0467-82-5157

メールアドレス：fukushisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

福祉総務課は、市役所本庁舎 1階 です。

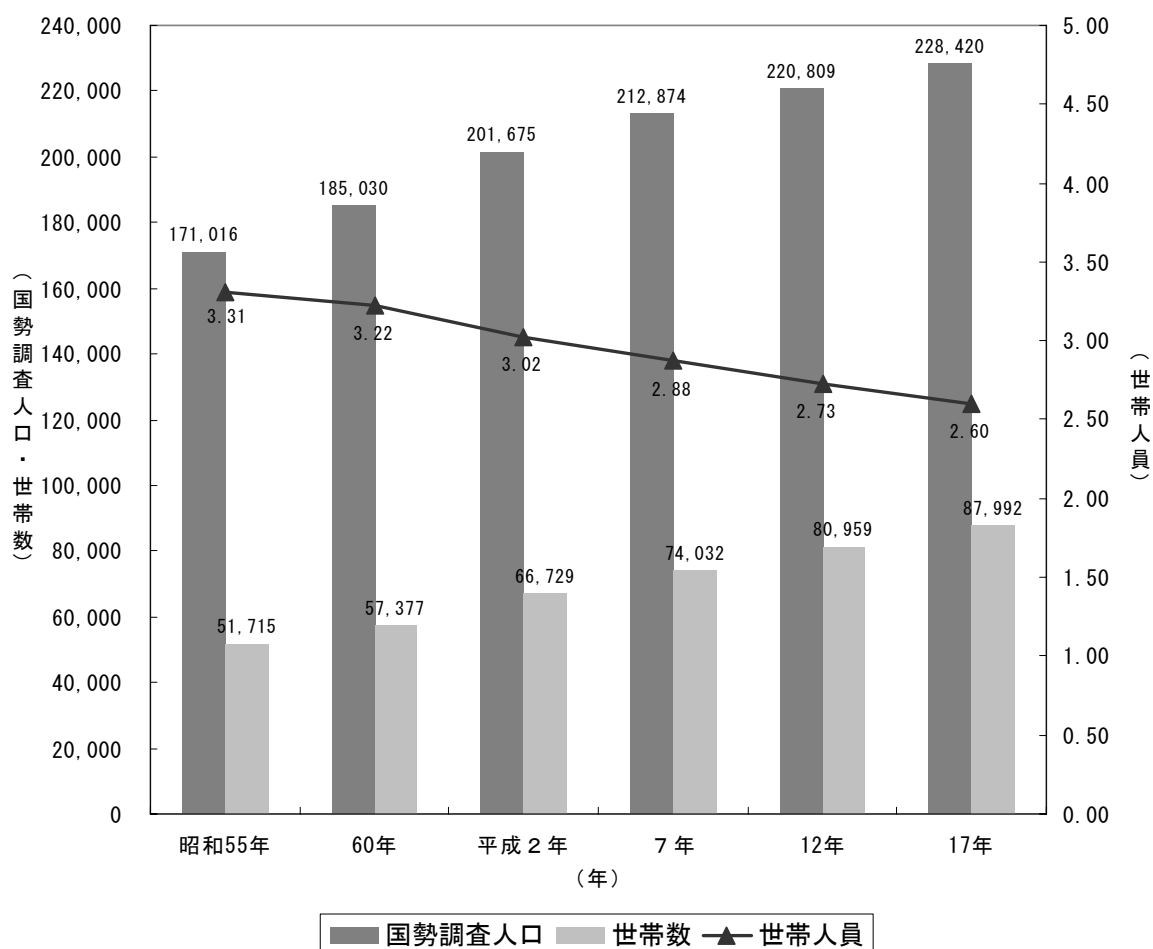


地区で活動されている方々

自治会長、地区社会福祉協議会の方、民生委員・児童委員、ボランティア関係者、地域包括支援センター職員、茅ヶ崎市社会福祉協議会職員

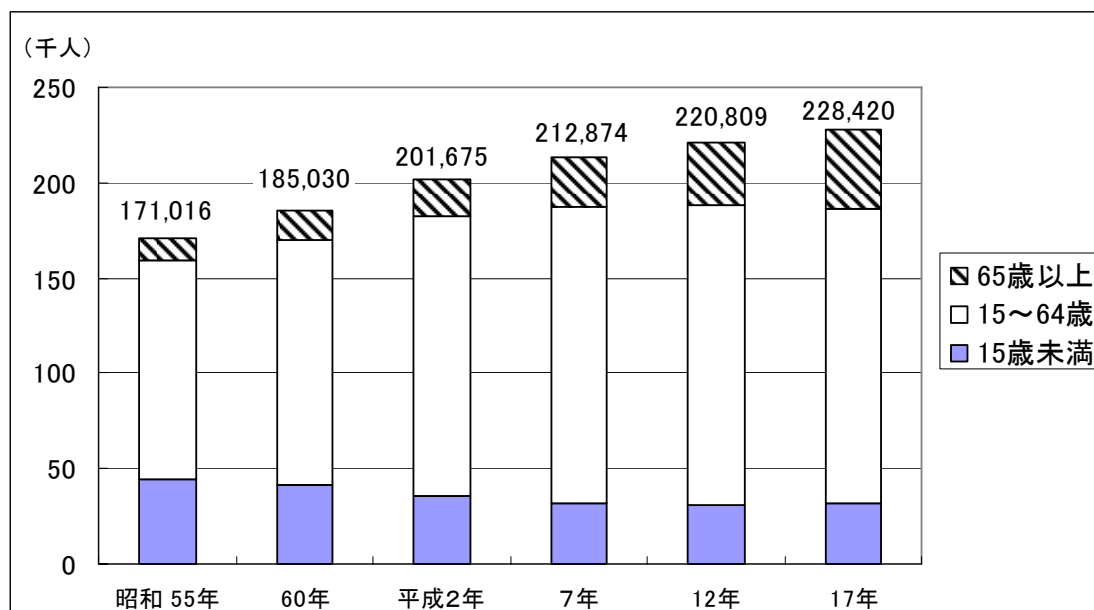
9. 地域福祉関連データ

◆人口と世帯数の推移



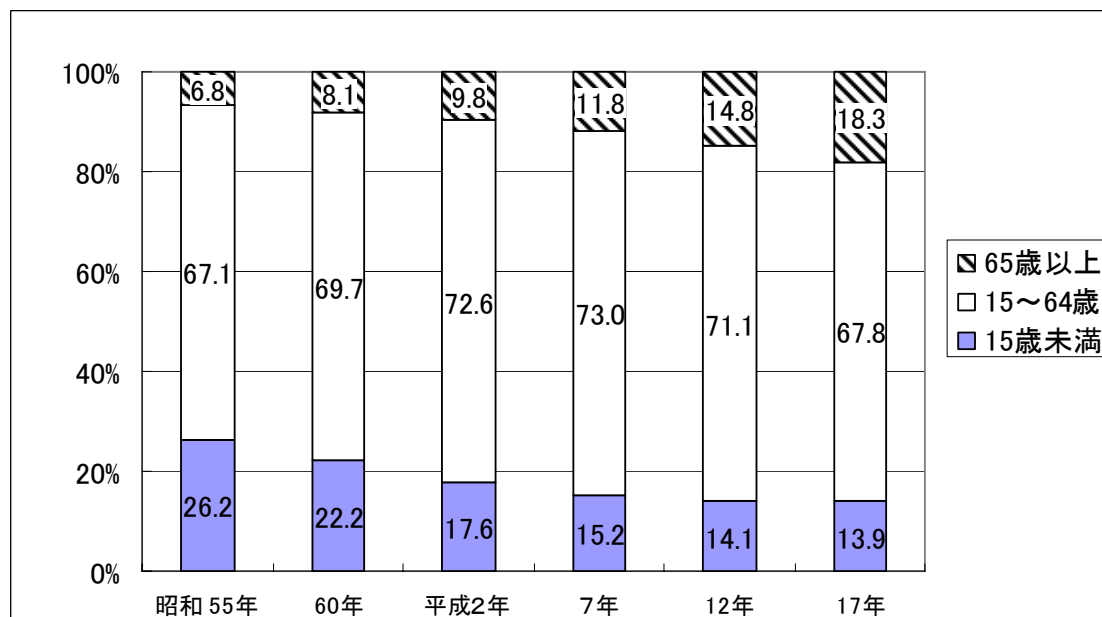
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

◆年齢3区分別の人口推移（実数）



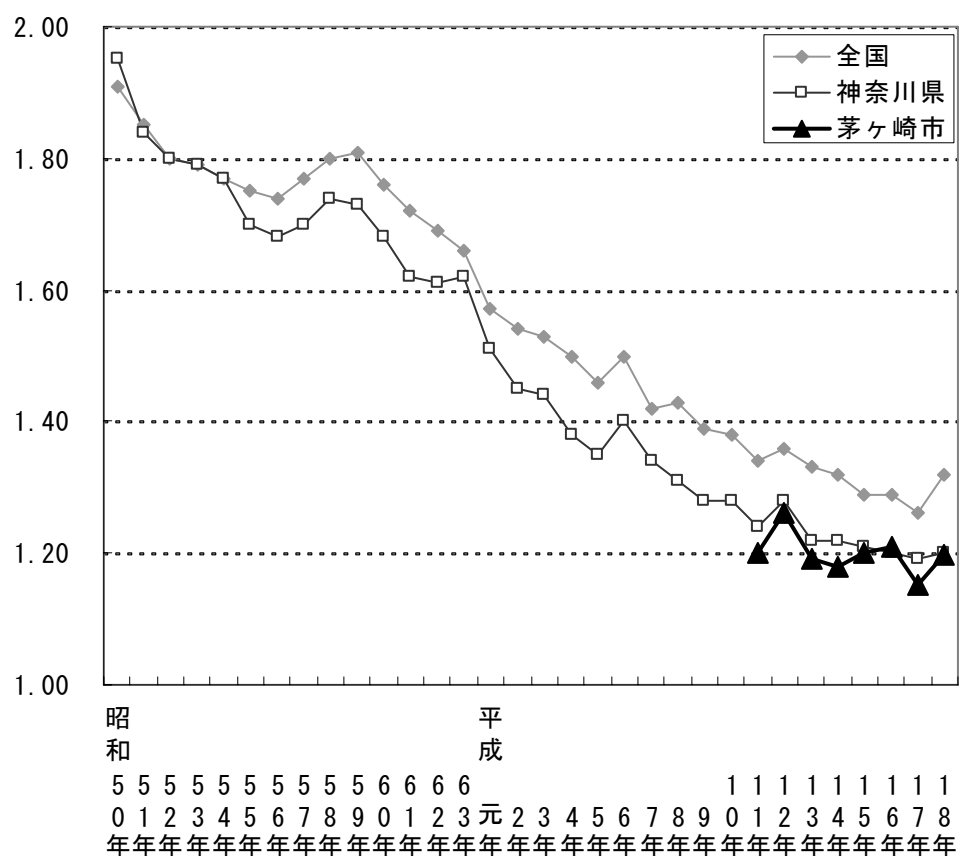
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

◆年齢3区分別の人口推移（構成比）



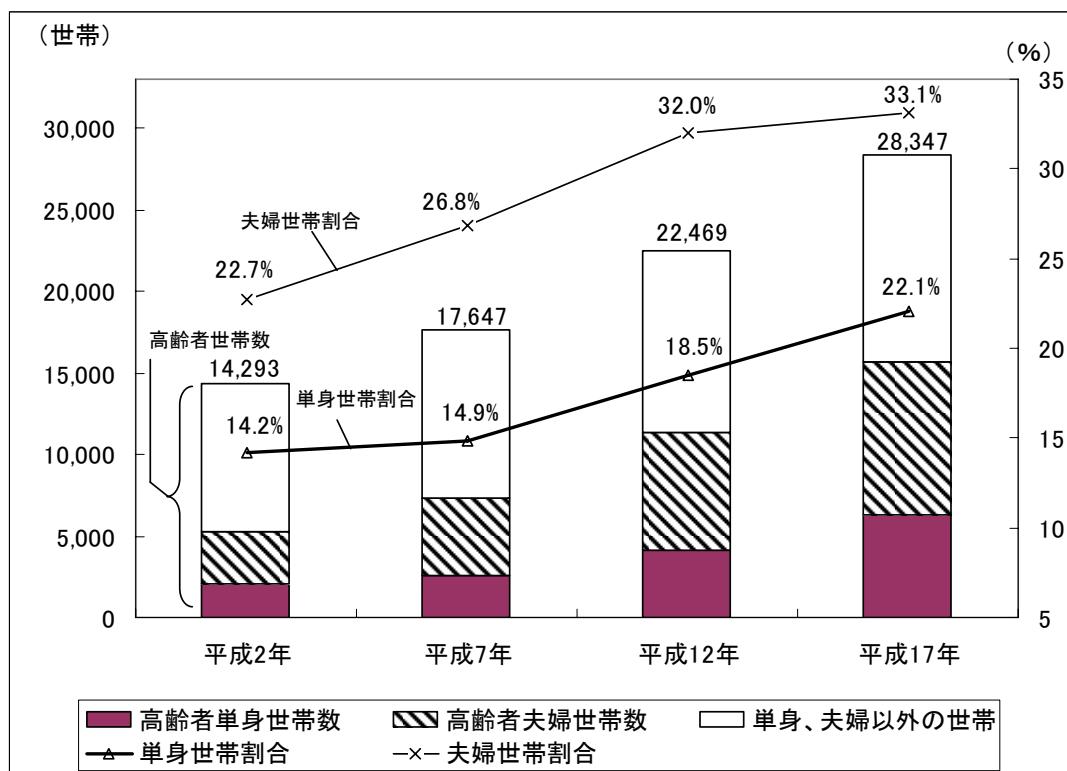
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

◆合計特殊出生率の推移



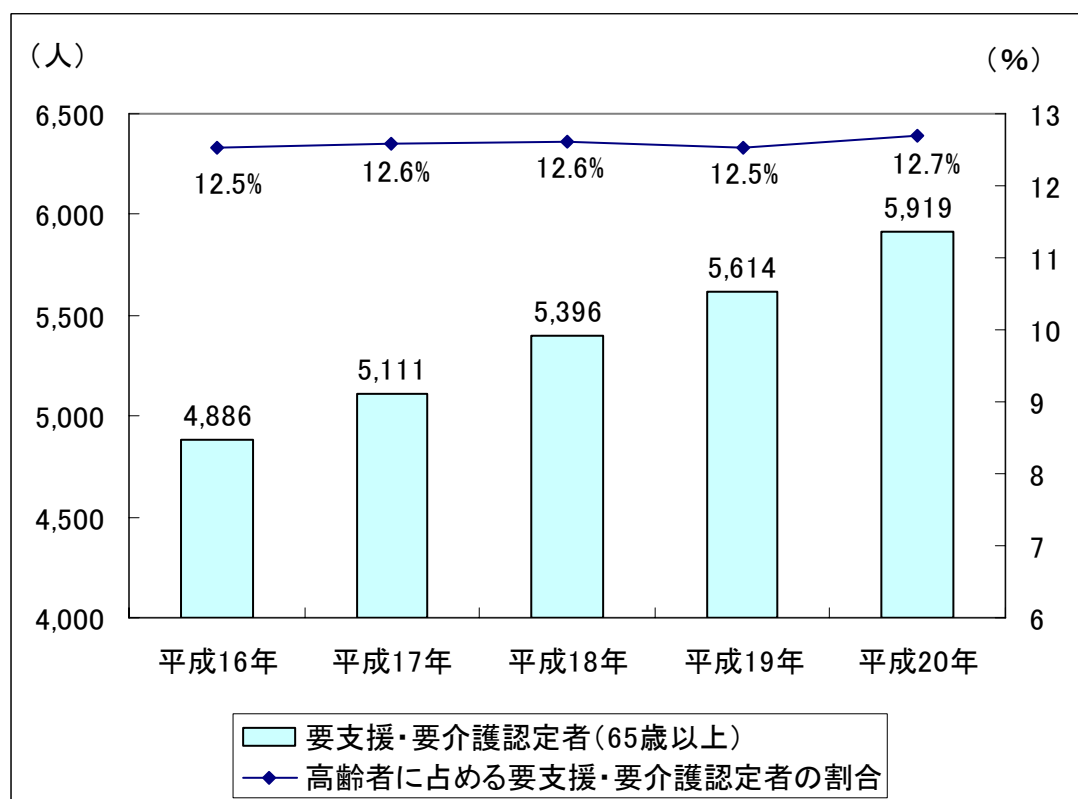
資料：神奈川県衛生統計年報

◆高齢者のいる世帯数の推移



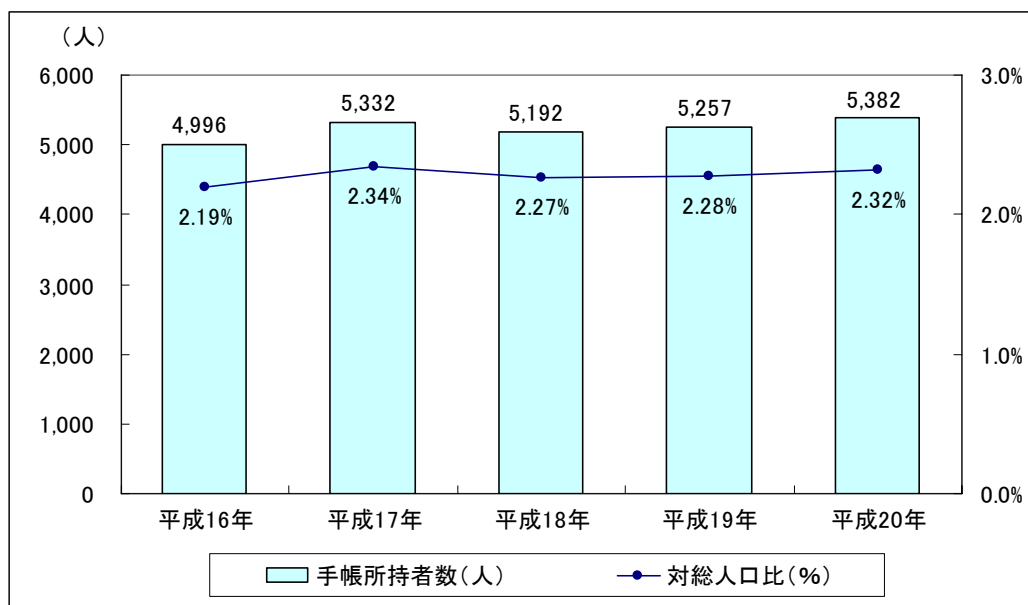
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

◆高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合



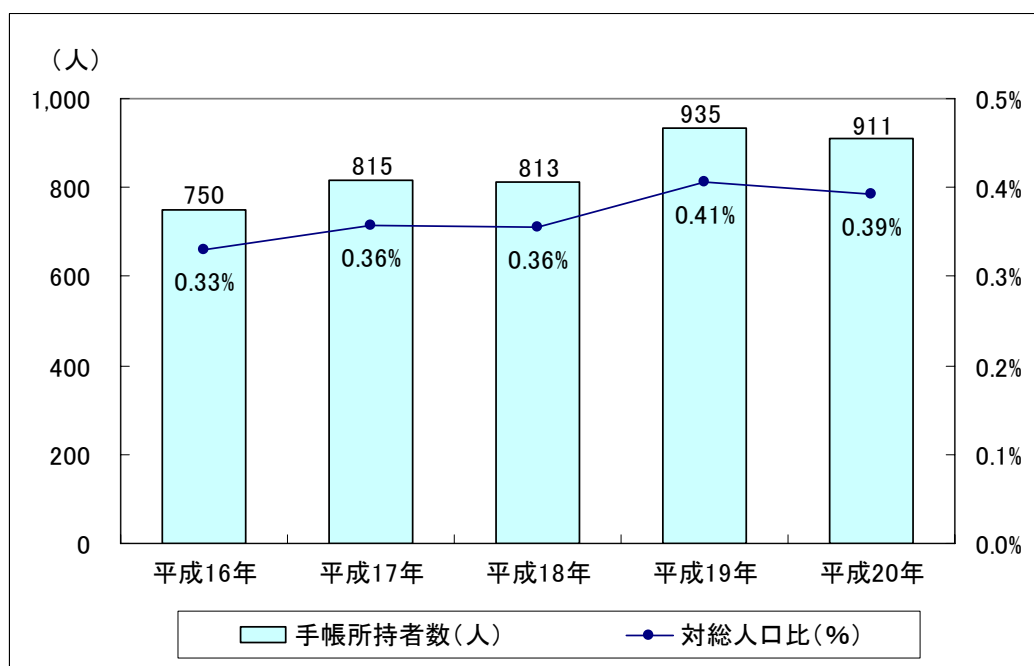
資料：高齢福祉介護課（各年10月1日現在）

◆身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

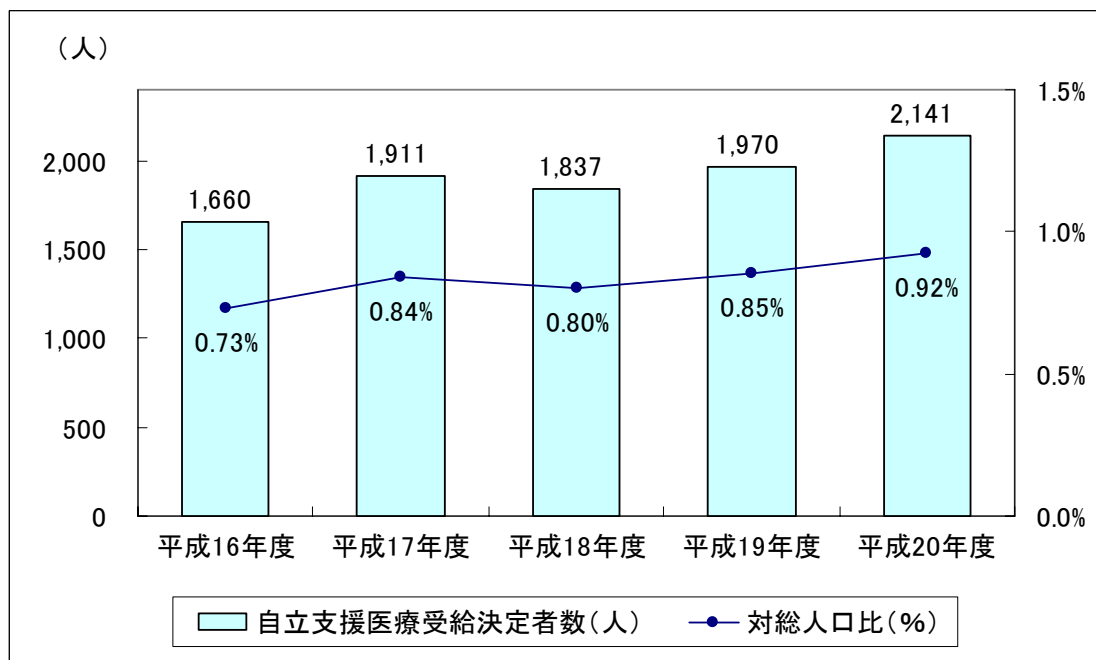
◆療育手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

※療育手帳…おおむね18歳までに知的障害が認められた方に対して、指導相談を行うとともに、知的障害者福祉法上の援護、その他各種制度を利用するために県知事が交付するものです。

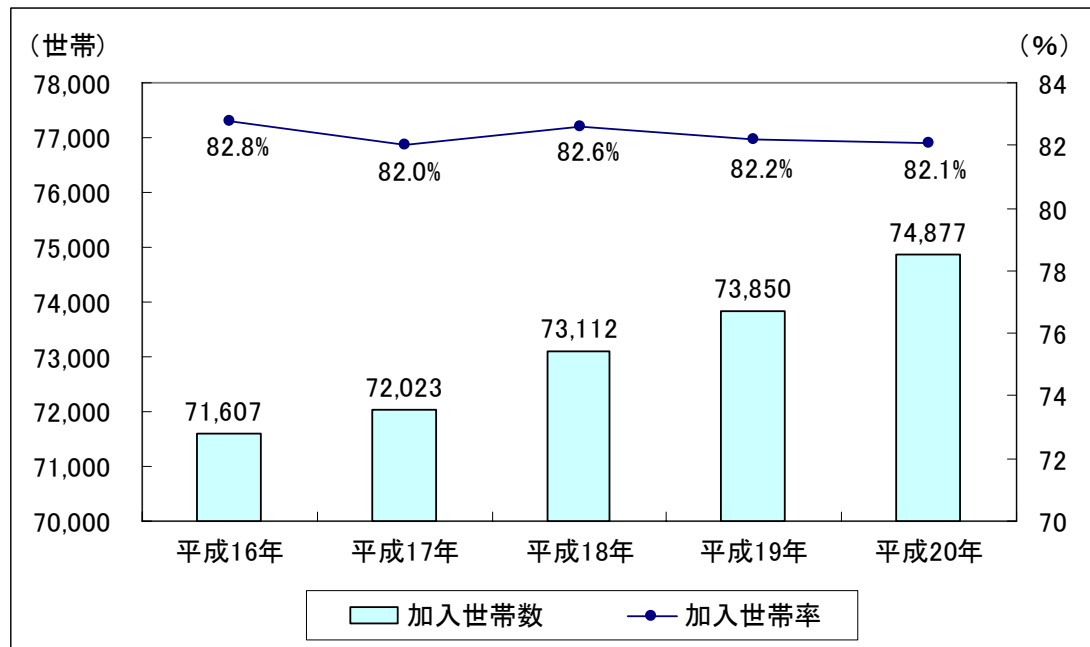
◆自立支援医療（精神通院）受給決定者数の推移



※平成16・17年度は「通院医療費公費負担許可件数」

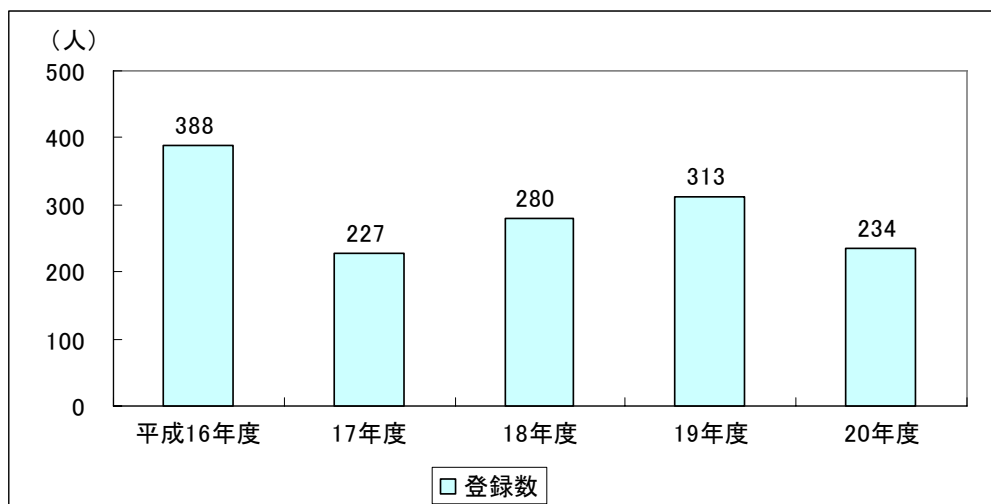
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

◆自治会加入世帯数と加入世帯率の推移



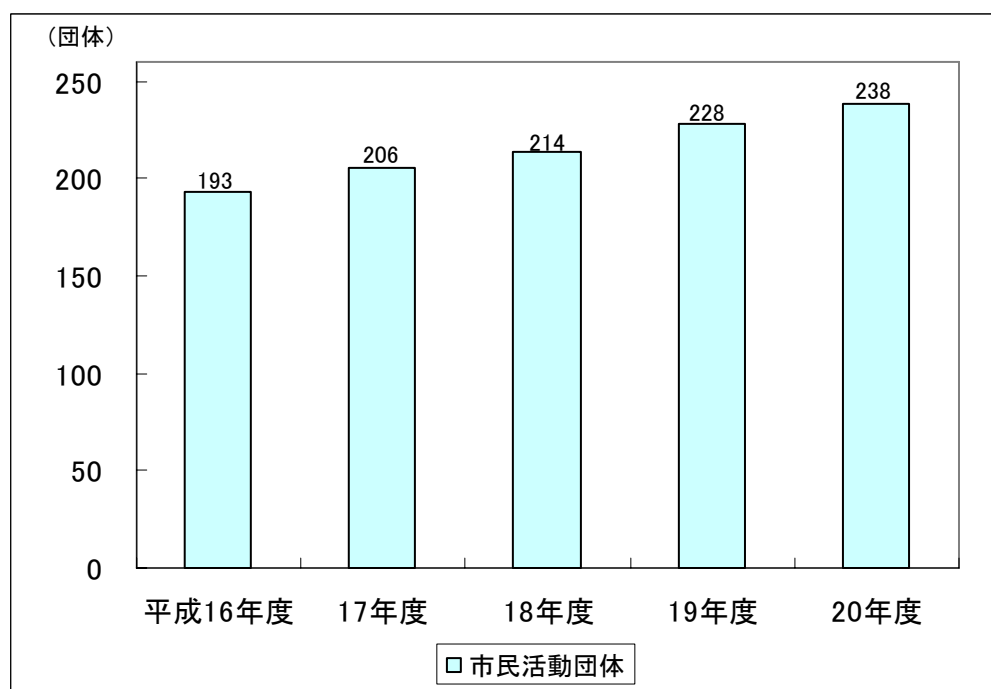
資料：市民活動推進課（各年4月1日現在）

◆茅ヶ崎市社会福祉協議会登録ボランティアの推移



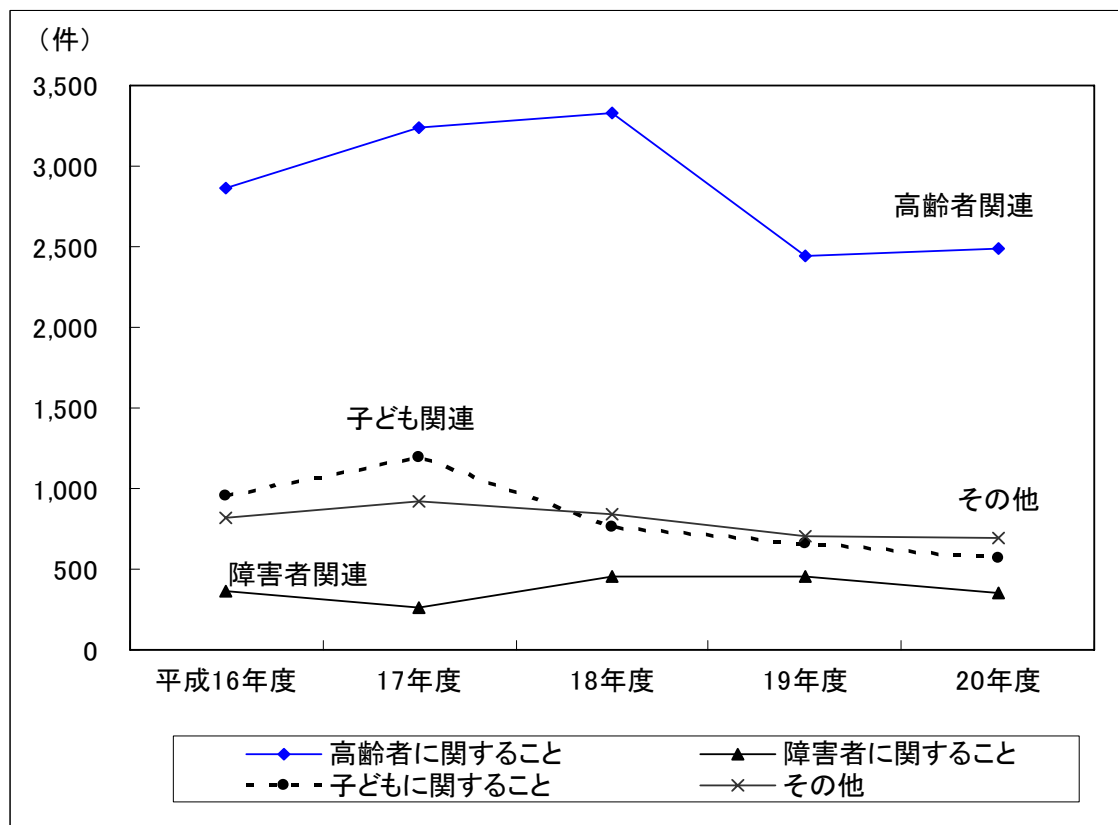
資料：茅ヶ崎市社会福祉協議会（各年３月３１日現在）

◆市民活動団体数の推移



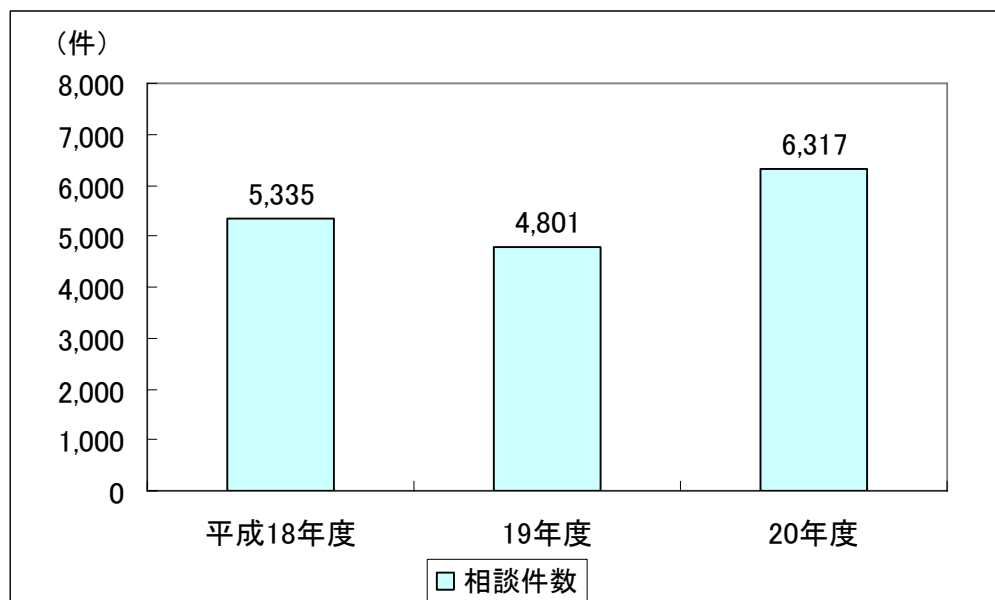
資料：特定非営利法人NP0サポートちがさき（各年９月現在）

◆民生委員児童委員活動（分野別相談・支援件数）の推移



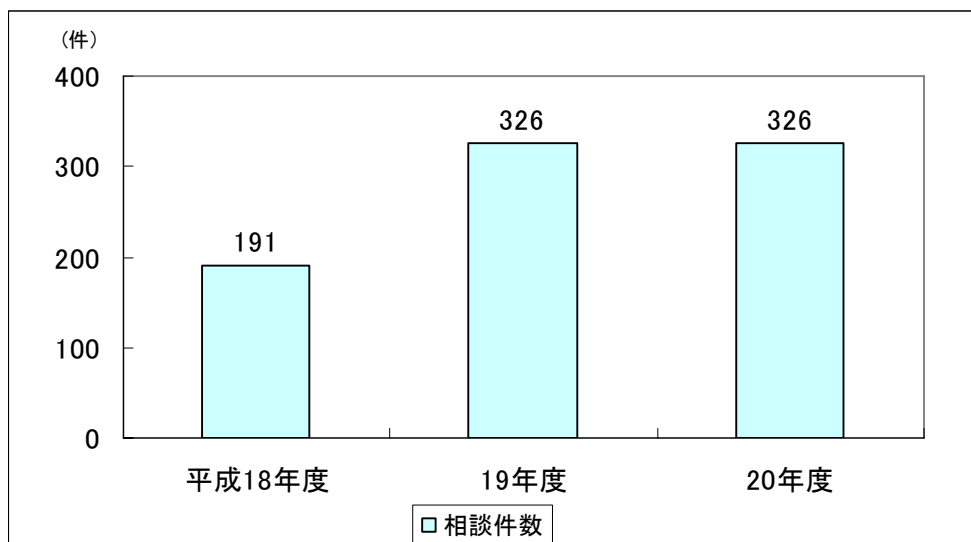
資料：福祉総務課（各年3月31日現在）

◆地域包括支援センターの相談件数の推移



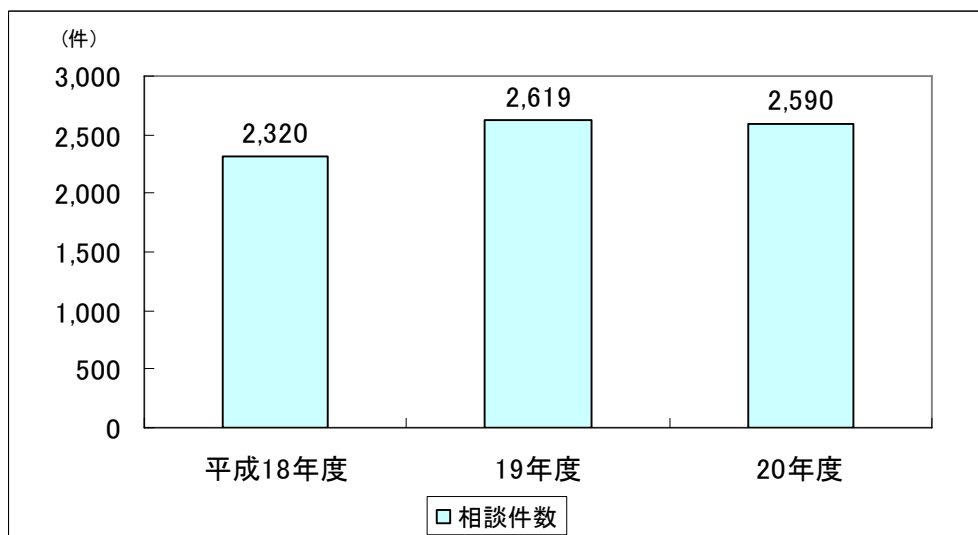
資料：高齢福祉介護課（各年3月31日現在）

◆家庭児童相談室の相談件数の推移



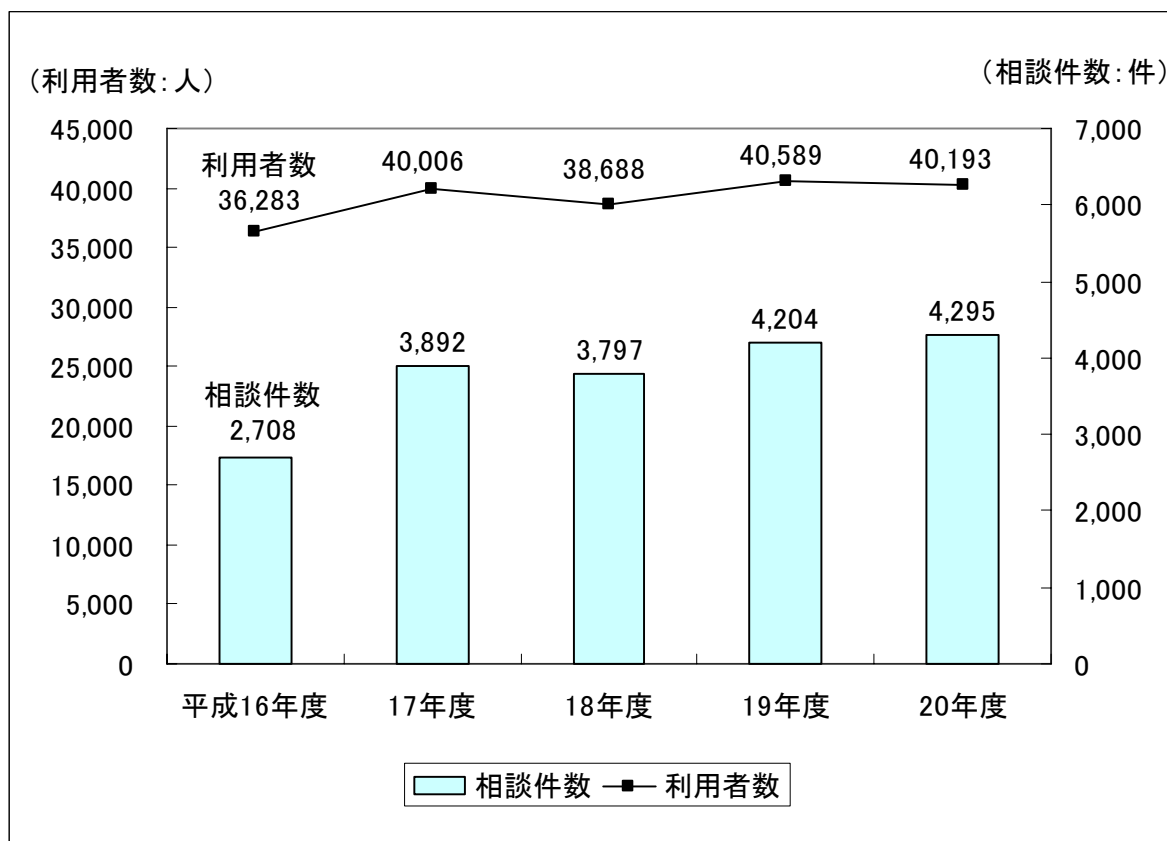
資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

◆こどもセンターの相談件数の推移



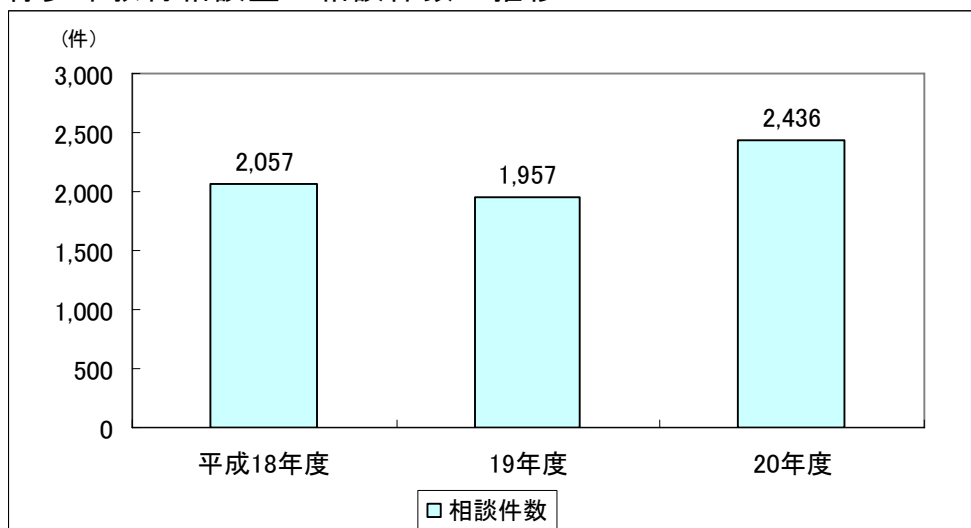
資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

◆子育て支援センターの利用者数、相談件数の推移



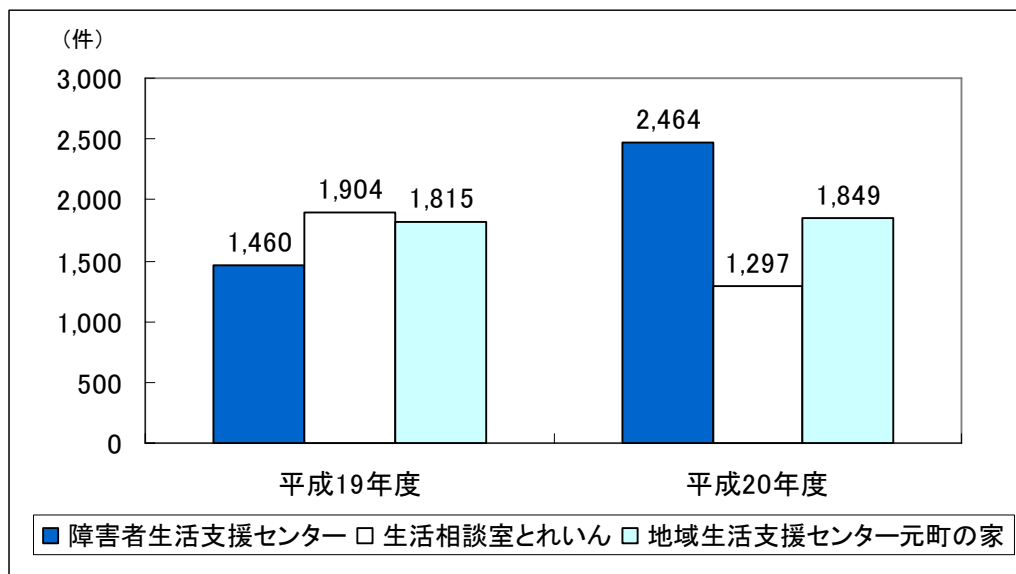
資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

◆青少年教育相談室の相談件数の推移



資料：教育指導課（各年3月31日現在）

◆障害者生活支援センター等の相談件数の推移



資料：障害福祉課（各年３月３１日現在）

10. パブリックコメントの実施結果

「第2期茅ヶ崎市地域福祉計画（案）」についてのパブリックコメント実施結果は以下のとおりです。

1 募集期間 平成21年12月18日（金）～ 平成22年1月19日（火）

2 意見の件数 61件

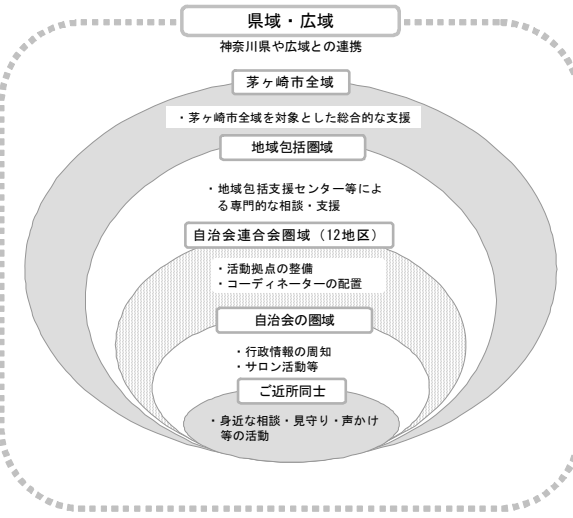
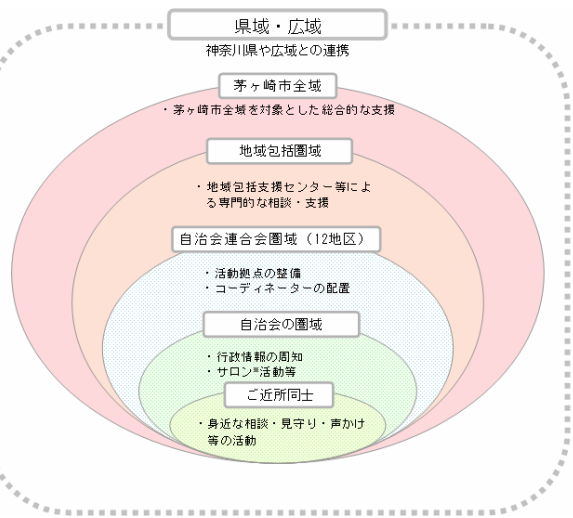
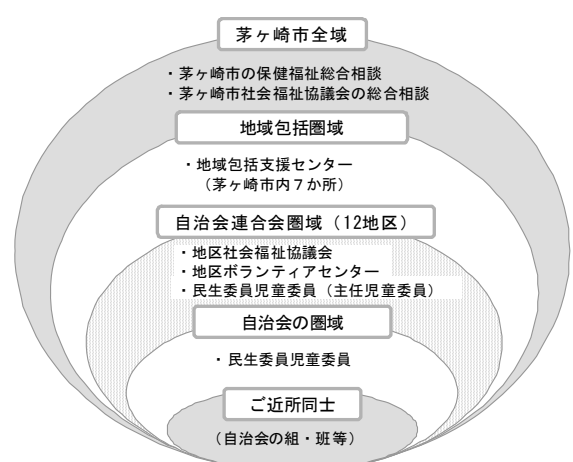
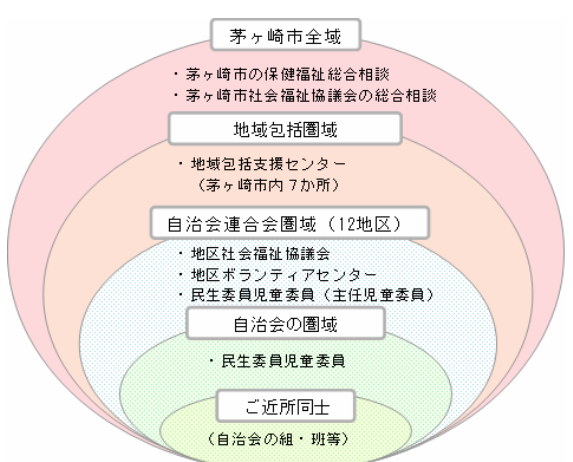
3 意見提出者数 16人

4 内容別の意見件数

	項 目	件数		項 目	件数
1	第1章 1 計画策定の趣旨	3件	11	第6章 1 コーディネーター配置事業の概要	7件
2	第1章 5 地域福祉を進めるうえでの圏域のとらえ方	5件	12	第6章 2 モデル事業の実施時期と検証	1件
3	第3章 基本理念	2件	13	第6章 3 コーディネーター配置事業の将来像	4件
4	第5章 基本目標1(1)必要な情報を必要な人に届けます	1件	14	第6章 重点プロジェクト(コーディネーター配置事業)(全般)	2件
5	第5章 基本目標1(3)連携による支え合い・助け合いの地域をつくれます	5件	15	第7章 計画指標	1件
6	第5章 基本目標2(1)地域福祉に関わる人材を育成します	4件	16	第8章 計画を推進するために	2件
7	第5章 基本目標2(2)多様化・複合化する相談に対応します	7件	17	資料編	1件
8	第5章 基本目標2(3)生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげていきます	3件	18	計画全般	2件
9	第5章 基本目標3(2)気軽に集い、活動できる場と機会を提供します	3件	19	その他の意見	7件
10	第5章 施策の展開(全般)	1件	合計		61件

■ = 一部修正を加えた項目

■修正部分の対照表

修正後	修正前
1 ページ 下から 4 行目 (略) …情報等を集約した結果、<u>地域福祉に関わる人材の育成、地域における相談のあり方、公的な制度のはざ間への対応等の重点的に取り組むべき施策等</u>が改めて見えてきました。	(略) …情報等を集約した結果、_____ _____ _____ 重点的に取り組むべき施策等が改めて見えてきました。
5 ページ ◆圏域のとらえ方 	
29 ページ 図 各圏域の相談機能（圏域に振り分けられるもの） 	

[illegible]

修正後	修正前
3 3 ページ「③課題の集約・分析と新たなサービスの開発」の3行目 将来的には、（仮称）地域福祉総合調整チームを立ち上げます。 ・コーディネーター（専門員）を中心とした支援体制の構築 ・新たなサービスの開発 ・（仮称）地域福祉総合調整チームの立ち上げ（相談内容を総合的に分析し、新たな地域課題への対応策を検討）	そのため、（仮称）地域福祉総合調整チームを立ち上げます。 _____ _____ ・（仮称）地域福祉総合調整チームの立ち上げ（相談内容を総合的に分析し、新たな地域課題への対応策を検討） ・新たなサービスの開発
3 4 ページの下から8行目 ○なお、この役割は地区ごとに配置するコーディネーター（専門員）が<u>中心的役割を担い、関係機関・組織と連携しながら進めていくことが望ましいと</u>考えます。	○なお、この役割は地区ごとに配置するコーディネーター（専門員）が<u>担うことが</u>_____望ましいと考えます。
3 8 ページ ①地域福祉活動拠点の整備・<u>充実</u>	①地域福祉活動拠点の整備_____
4 0 ページ 1 行目 <u>地域の生活課題や介護保険をはじめとする福祉制度のはざ間を埋めるために地域のボランティアのみなさんが…（略）</u>	<u>介護保険をはじめとする福祉制度のすき間を埋めるために_____地域のボランティアのみなさんが…（略）</u>
4 2 ページ 1 コーディネーター配置事業の概要 <u>コーディネーター配置事業は地区ボランティアセンターを起点として、地区の様々な生活課題の相談を受け付け、コーディネーター（専門員）を中心としたスタッフが対象者に直接働きかけるチームを結成することにより、解決につないでいく体制づくりを目指します。</u> ①モデル事業の実施 <u>コーディネーター配置事業は、モデル事業として実施します。5ページに示した「自治会連合会圏域」の12地区のうち2地区をモデル地区に選定します。モデル地区において、（略）…</u>	1 コーディネーター配置事業の概要 _____ _____ _____ _____ ①事業の概要 5ページに示した「自治会連合会圏域」の12地区のうち2地区をモデル地区に選定し、モデル事業を実施します。 _____モデル地区において、（略）…

修正後	修正前
4 4 ページ ◆<u>コーディネーター配置事業</u>モデル地区における実施業務と連携のイメージ	◆ _____モデル地区における実施業務と連携のイメージ
4 4 ページ 下段「効果」の欄 ◆茅ヶ崎市社会福祉協議会地区担当職員の役割の<u>強化</u>	◆茅ヶ崎市社会福祉協議会地区担当職員の役割の<u>明確化</u>
4 2 ページ 5 行目 …（略）さらに、この3つの施策を具体的、計画的に実施していくために<u>重点プロジェクトとして「コーディネーター配置事業」</u>を位置づけます。	…（略）さらに、この3つの施策を具体的、計画的に実施していくために<u>「コーディネーター配置事業」</u>を重点プロジェクトと _____位置づけます。

11. 用語集

あ行

NPO

平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

か行

ガイドヘルパー

移動支援事業を担う移動介護従業者のこと。移動支援事業は、野外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること（茅ヶ崎市市民活動推進条例第2条第2号）。

ケアプラン

要支援・要介護者等が介護サービスの適切な利用をすることができるよう、心身の状況、その置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者、その他厚生労働省令等が定める事項を書面で計画したもの。

ケアマネジャー

ケアマネジメントを行う専門的人材。介護保険制度上、ケアプランの作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行うこととされている。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な

方の権利を擁護すること。本人の適切な権利の行使の支援、本人への権利侵害の解消、本人への権利侵害の予防等幅広い意味を含む。

コミュニティ

地域住民により自主的に形成された集団又はつながりのこと。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整等を行う専門知識を有するもの。

コミュニティバス

既存の乗り合い交通が対応できない地域の対策として、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。茅ヶ崎市では「えぼし号」を4路線で運行している。200mを目安にバス停を設置し、バスは出入り口にステップのない構造となっている。（平成14年運行開始）

さ行

サロン

高齢者や障害者、乳幼児とその保護者等が、公民館や集会所等を集まり、交流する活動。参加者による自主運営のサロンや、ボランティアが担い手として参加するサロン等、形態も様々である。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な者が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支

援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

た行

地域福祉の担い手育成推進委員会

茅ヶ崎市社会福祉協議会が行う地域福祉の人材育成事業。地区の課題を活かした学習・研修を通して、「福祉課題を発見し共有する力」「福祉情報や施策を活用する力」「地域住民の活動や専門機関とをつなぐネットワークの力」等を身に付けた人材を育成し、地域の福祉力を高めることを目指す。各地区社会福祉協議会から推薦された委員により構成され、平成21年度で3期目を迎えている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそあたり前（ノーマル）であるという考え方。

は行

バイタルチェック

脈拍、呼吸、体温、血圧、意識等の状態を観察（測定）すること。

バリアフリー

高齢者や障害者等の行動を妨げる物理的な障壁を取り除くこと。今日では、バリアフリーは、物理的な障壁だけで

なく、制度的、心理的または情報の活用においても存在すると考えられ、それらを含む生活全般に関連して考慮すべきであるとされている。

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障害者等公共交通機関を利用して移動することが困難な方に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用し、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う輸送サービス。

ボランティアポイント制度

ボランティア活動の状況（時間や内容等）に応じて、ポイントを発行する制度。ポイントの利用方法は、福祉サービスに利用できるもの、商店街で使えるもの等、実施主体により異なる。

ま行

ミニデイ（ミニデイサービス）

高齢者、障害者等援助を必要とする人と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的に集まり、レクリエーション等を通じてふれあいや交流を持つ活動。

や行

ユニバーサルデザイン

製品や建物、環境を障害、年齢、性別、国籍等、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインする概念。

12. 委員からのメッセージ

計画策定に携わっていただいた茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会の委員のみなさんから、今後の地域福祉活動に向けて、メッセージをいただきました。（五十音順）

新井 陽子 委員

なかま達と民間の相談室を開設して7年になります。主に子どもや女性たちの悩みごとを聞いてきましたが、相談をしてこられる方々が地域の中で孤立されています。なんとか関連する機関につなげたいのですが十分ではありません。子育て中のママや若者や高齢者、障がいがある方もない方も、困ったときに近くにいる人がそっと手を差しのべてくれる社会になるようにと願って、地域福祉計画の策定に携わりました。

太田 雅世 委員

今回、初めて計画策定に参加させていただきましたが、委員の皆様の率直な意見を伺いながら、地域での実践に繋がるような計画を策定することができたと思います。

今後は、地域包括支援センターの職員として、重点プロジェクトに位置づけられている役割を果たしていけるように、地域の方々と協力しながら、取り組んでいきたいと思っています。

大谷 和子 委員

この委員会に参加し、地域福祉について私自身が今まであまり考えなかったいろいろな角度からのお話、ご意見を伺うことができました。

子育てについても、地域の中での資源をお互いに、有効に活用するために、顔の見える連携が大切であると感じました。ありがとうございました。

小笹 貴夫 委員

第2期地域福祉計画策定の作業に参加させて頂きました。各団体と市民代表で構成されたメンバーによる積極的な意見交換が積み重ねられ、更に専門知識を持った委員長・副委員長・茅ヶ崎市保健福祉部福祉総務課皆さまの協力により一つの形に出来上がりました。

今後、この計画が茅ヶ崎市民の福祉生活に役立つ事を期待するとともに、今回議論した事が、私を含め多くの福祉事業に携わる皆様が、実践現場で活用できる事を楽しみにしています。

小野田 潤 委員

計画策定にかかわり印象に残ったことは、計画の体系や理念の策定段階で、一つ一つの言葉に対して丁寧に議論されていたことです。人に伝えるための言葉の大切さを感じました。また、市政アンケートの結果、相談相手として身近な知人・友人を上げる方が多かったことで、専門機関のみではなく身近なかかわりの重要性を認識いたしました。第2期計画が実施されることにより、地域での活動がより活発となり、身近なかかわりによる「新たな支え合い」がたくさん生まれることを願っております。

北沢 一郎 委員

第1期計画では部会委員としてでしたが、今回は推進委員会委員として計画の策定に関わらせていただきました。推進委員会では活発な議論が展開され、茅ヶ崎の人財の豊富さを実感しました。

第2期計画は、重点プロジェクトという具体的な提案をできたことが特徴と考えます。市社協としては、この重点プロジェクトとともに8つの基本施策をより具体的に推進するため、市民や関係機関等との協働計画である地域福祉活動計画を改訂し、地域福祉の推進にさらに取り組んで行きたいと思います。

国本 京子 委員

少子高齢化や、きびしい経済状況下で、「住みなれた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい」という願いをこめ、地域福祉計画が策定されました。

この温暖な気候と人の心も暖かい茅ヶ崎で、誰もが安心して生活できる様な地域福祉を考えると、その重要性をますます感じます。

この地域福祉計画が実行されます様、今後に期待します。

近藤 晋 委員

委員会に参画し、諸々の計画立案に対し、奥の深さ、多くの団体や市民に支えられて実が結ばれる事への期待を実感致しました。

自治会内で実践しているミニディサロンは、私もよく参加しますが、高齢者や独居老人の人達への楽しい交流の場となり、寂しさを解消し、生きる喜びを助長しています。

又、茅ヶ崎市で初めての試みとして高齢福祉介護課が実施した災害時要援護登録者による交流会の開催を海岸地区、茅ヶ崎地区、松林地区をモデル地区として先般実施いたしました。支援者なしの人たちの中には比較的行政への依存度が高く、登録さえしてあれば、災害時には何とかしてもらえると、思いがちなが、地域住民との日頃の接触がお互いを理解する上で、肝要と思う。

先ず隣人を知り、地域を知る事。思いやりの精神が福祉への第一歩と思う。今後とも微力ながら委員会での活動に努めたいと思います。

齊藤 志津加 委員

今期の地域福祉計画が地域のニーズに、地域住民一人ひとりのニーズに根差したものであり、地域に生きる住民一人ひとりの幸せにつながっていくことを願って策定に参画してまいりました。この計画が実行されていくに従って、支え合いの意識が住民一人ひとりの中に自然と入って行って、安心して暮らし続けられる地域が作られていくことを信じています。私もまた、地域住民の一人として皆さまと共に計画を推し進めまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

篠原 徳守 委員

第2期計画の策定に関わる茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会に参画しましたが、少子高齢社会に突入した今、地域福祉計画の推進は、放置できない重要な案件であり、助け合い、支えあう事の大切さが計画に盛込まれ、地域福祉計画のあるべき姿を纏め上げることができた事は、大変良かったと思います。

今後は、地域で実践して行く中で地域に合った、価値観を見出す為に、地域住民や各種団体と協働しながら、課題の克服や計画の推進に努めて行きたいと思います。

島村 俊夫 委員

このたびの計画は、第1期にも関わった私としましては、本当により良いものにしていきたいという思いが強くありました。そういうなかで、前回よりは、より具体的になった計画だと考えます。特に重点プロジェクトは、これからの地域福祉の向上のために大きな力となることと考えます。みなで地域福祉の推進をしていきたいと思います。神奈川県の中でも、先進的な市であるといわれるようになりたいものです。

豊田 宗裕 委員

住み慣れた家や近隣地域で、いつまでも自分らしく、安心して暮らすことができる社会は、私たち誰もが望むものだと思います。この地域福祉計画は、そうした思いを本当に実現していくために、市民のみなさんと一緒に考え、実践するための方向・方法をまとめたものです。「計画は、つくれば終わり」というものではなく、如何にそれを実践していくかが大きなポイントではないでしょうか。それ故に、一人でも多くの市民が計画の存在を知り、計画について一緒に考え、実践していくことができれば。そこが、これからの課題だと思います。

中村 大八 委員

第2期計画の策定に関わる地域福祉計画推進委員会に一市民として参加させていただきました。委員の方々は専門分野に精通されているので、初めて得る知識が沢山あり、勉強をさせていただきました。

今まで検討してきた内容とこれから取り組む環境から、住みよい「私たちの地域」を実現するためには一人ひとりの力なくしては考えられません。専門の方、私のような一市民がお互いにスクラムを組んで取り組むことが求められると思います。私も微力ながら貢献したいと思います。

古谷 宏 委員

第2期計画の策定に関わる委員として各団体の方々と共に携わることができて良かったです。各分野の方々のご意見や思いなどが具体的になり、誰もが見やすく地区社協諸活動の指針になると思います。今回の基本施策のうち3つの重点施策「育ち・支える」「聴き・つなぐ」「見つけ・つなぐ」については、茅ヶ崎市12地区社協それぞれの地域のこれからの重要課題であり、実践に向け検討事項を一つずつクリアしていくことが必要になります。地域力を高めるために地区社協の一員として微力ではありますがけん引役となってお役に立てればと思います。

本間 太郎 委員

計画策定に関わらせていただき、感じたこととして、策定した計画を実効性のあるものにしていけるかどうか、大切だと思います。そのためには、地域に根ざした人材育成や、相談支援体制の連携に関しての具体的な取り組み等が、どのように行われていくのかを丁寧に実態を把握しながら検証することが欠かせないことと思います。

そして、検証作業のなかで、必要であれば手直しをしていく、ということを繰り返し行うことが、計画の推進になると思いますし、今触れた視点を、今後の活動に生かしていただければと思います。

第2期 茅ヶ崎市地域福祉計画

平成22（2010）年3月発行 800部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 保健福祉部 福祉総務課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト
QRコード